

41/P3

210.3
I-26
飯 (1-2)

飯田武郷著

日本書紀通釋

上篇之二

明治二十三年七月刊行

大八洲學會

飯田武



次生海。次生川。次生山。

此章は伊弉諾伊弉册尊の天神の命を被りたまひて。現る此世界を立たまふ方よりいへる傳はりたる。此現世界の大神主とすべき。天照大神月讀尊素

美鳴尊三柱の珍子の生坐る事を主と立る傳なるが故也。其幽世も立て知

看す海神を海。川神を川。山神を山とのみ記されたる。次なる句々廻馳。草野

姫（イハヒメ）神（イハノカミ）命（イハノミコト）も書れたる。みなこの三神は避たる文法なりと知へし。海

は和多と訓へし。上に云る滄溟（マナナシ）また滄海（マナナシ）なりとい異なり。重胤云。滄海との海

の大名にて。此を和多と云とき。海の用を云るより小名なる事。此大地

知とも久爾とも云ひ。神字を迦微とも美多麻とも云ひ如し。皆神用の意

立たる名なり。其の此大地也と云神は、大名にて、天地と別れし後、
既に其物有るを、彼八洲起元章などにて、其大地の中にて
を立玉へる事の有るを思ふべし。斯して又都知
とも久爾とも通はし用ること此と全同し。然れば、滄海は大地と對へ
全体の名ふる故に、滄海と云ても大地と云ても、此大地を云稱なり。

多と云時ハ、地を久爾と云と對へ云言よて國へ渡往來ふ用は因れる稱なりと
云リ。名義記傳云師説は海を和多と云は、渡ると云ことなり。万葉一卷ハ、對
馬乃渡々中爾ナカニなどよめるを思へり云リ。なほ和多と宇美との差別あること下にも云ることあり合見べし

諸、こゝに生海といあれど、海神を生坐るなり。其の記よ生海神名大綿津見神、
一書よ、生海神等號、少童命シラコノミコトあり。これらを以て、こゝも御名を略けるものな
ることを知へし。されど此は聊か心得あり。其は私記よ曰。問古事記之説、自海

以下是生其神也。今此紀只云生海等。其意如何。答。今此只生海等。未
必獨生其神也。是猶上文生大八洲之類也。即依生其神。兼成其實耳。

此與古事記異也。と云れたる如く。其主宰たる神を生玉ふ因て。兼て其

實の成とのへるなり。與古事記異也といあれど。異なるよあり。さて考ふるよ。

海神のこゝに生坐るとあるハ、傳の紛れたるものよて。其の記の既生國、竟更生

神。故生神名、大事忍男神云々。次生海神名大綿津見神、次生水戸神

名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神。此大事忍男神より、速秋津比賣神ま

に入たるものならむと。記傳五卷に委て十柱は、御禊段の神等の混れてこと

く論れたり。今も其説に従れるなり。とある傳と、同趣の又聊異なる書を採

給へるものなり。されハ海神の生坐るハ、彼御禊段のことよして。一書よ出たり。

其を正しとすへし。○生川。川神を生給ふなり。さて川神ハ、一書又記よも見え

れど。記よ生水戸神名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神と見え。一書よも

水門神等號速秋津日命とあり。水門ハ、海よ出入る戸口にて。即川なれば。此

ハ川神とあるハ、水門神なるへ。さて思ふよ。水は水神彌都波能賣神の掌り

坐す事なるを。此事下の一書に書たり。こゝに既と川の事の見えたるハ、いかん云よ。本より

山々の口より、流れ出る水はあれども、川神は其地形に隨て水を流し、池澤よ

そき入れ。また潮水と分ちて。川水の國土の利用を成へき爲に成り玉へるな
借海をも川をも万をかねて。水神と申すは。彌都波能賣神に坐すを。川
神と云は別にて。其神に坐ざるなり。水神の事。下の書に委く云へし。○生
山神大山祇神を生給ふなり。記に生山神名大山津見神。一書は山神等
號山祇とあり。さて此神は。山を總持神なる故也。大と稱へ申せるなり。第七
に。斬阿過突智爲三段。其一段。是爲雷神。一段。是爲大山祇神。云々。第八一
書に。五段に斬て五山祇と申すと見えたり。記にも八柱。山津見神成ませるよし見
えたり。これらほみな。山を特別して。知るし
めす神等なり。そのよし一書に云へり。

次生木祖句句延馳。次生草祖草野姬。亦名野槌

木祖草祖もこゝまでハ神の御名にて。唯ハ木神草神と申すと異なる。其の稱奉
れる意ハ。水祖土祖と申すよひこと。同じ本草の中までも。其要とある方
り。取出て申せる御名也。本草の要ハ。とままたまあれども。其旨なる用ハ。人民の家
居はあは事にて。句々延馳草野姬と申すもそれなり。水又土も同じ。人民の日
用よつひ方より云るまで。なべての水土よりいへば。水祖土祖なればなり。清和紀

貞觀十七年十二月。飛彈國正六位上木母國津神。從五位下。また陽成
紀元慶元年閏二月。飛彈國木母神。從五位下。下の上の誤とあるハ此神なる
べし。○句々延馳。名義句々ハ莖にて。其莖ハ久々紀の約れるなり。莖木ハ記ハ
羽山戸神の御子也。久々紀若室葛根神。と申ひある久々紀は同じ。記傳
ハ。久々ハ莖にて。草木の立長る貌。紀ハ木にて。室ハ作る木。長と立のひたるを
云。と云れたるか如く。萬の樹木ハあれども。人の家居を作るハ。枝葉のかたへハ
廣くして。上へ真直は立長る良材を要とすれハ。かの檜杉ふとの如きを。莖木とハ
云ふるへし。即ち萬木の祖とも云へられ。この方よりたへて。木祖とハ申せる
なり。馳ハ男の尊稱なり。○草野姬。名義。記傳云。加夜は海宮段也。以竊羽
爲葦草とありて。訓葦草云加夜。と註せるぞ本義にて。何よもあれ。屋葦ハ料
の草を云名あり。万葉の哥とも合せて思ふべし。茅と云一種あるも。屋ふとも主と用る故の名
なり。さて野神の御名ハ負給へる故は。野の主とあるもの草にて。草の用は。屋

葦そ主なりける。故草字を即て加夜とも訓り。上代は大御殿イラカを始て。凡て草以葦つれいなりと云り。重胤云。借草神は草野姫と申て女神なるに。木神の男神に自然に男陽の氣勢なるを。草の嫩々として。同じ立伸ハ伸なからに。其末の垂ひたる状も。亦自然に女陰の形容を成せるに。其祖神のかく男女に坐るに。因る事なりと云

○亦名野槌。本は此四字を大字よせり。今は集解は類聚國史細注カクシの事また舊紀よ依て小字ミす。紀中亦名は皆細字の例なり。○野槌。名義槌は狹土。迦久土。御雷カクシ。足名椎手名椎。などの豆知は同じ。○さて右の木神と。豊宇氣姫神。即ち下に出たる保食神。亦名倉稻魂命の御事なり。此神のことは一書に委く云り。を合せて屋船命と申せり。大殿祭詞。屋船久々知神是木。屋船豊宇氣姫神。是稻。靈とある即ち二神の御靈を齋奉れるものよて。屋船命と申せる。御殿の御魂を都て云る御名よて。この二神わかれり。屋船とは瑞殿。故御鎮坐傳記。屋船命等木。靈久々能運命也。と見え。御鎮坐本記も。屋船命草木。靈とも。和久産巢日神。子。豊宇可能賣命。屋船稻。靈神也とも見え。奥儀抄。保食神。宅神ともみゆ。さて其屋船命草

木。靈とあるは因て考る。木。靈ハ句々廻馳神よ坐し。草。靈即ち豊宇氣姫命に坐なり。とるハ此神旨は稻穀を生給へる神よませと。餘草をも生し給へるが故也。稻萱も共に草なれハ云殿造ハ。草ハ水よ次てやんことなき物故。即て木神と共ハ此神の草。靈を祭り給へるものなり。其は御殿は木と草。或人問。も。とあるは。草。祖草野姫神をこ。木神よ次てハ祭り給へきものなるを。とあるは。稻。靈神を祭り給ふいかに。答。草野姫は。記ハ山神よ次て。生野。神名。鹿屋野比賣神と見えて。野神たれば草。靈よあらず。さらハ御名ハ草野。姫と負せ奉りし故はいかと云。野ハ旨と草ハの生る處なればなり。必しも草。靈なるよしハ非ず。按らに。草。祖と云方にてハ草野姫と申し。野神と云方にてハも兼まるしめして。かく二方に御名の坐しますなる。されと記に野神鹿屋。野比賣神亦名野推神と一にせられたれハ。其差別ハ無きかは能考ふべし。も。強て野神とあるを。草の靈とせむハ。山。神山祇神を木。神なりと云むハ如し。山ハ旨と木を伐出す處なればなり。されと山。神ハ旨と山よ係れる御靈神な

ればこそ。外は木、神は坐しけれ。此は準らへても。野、神は皆と野よかゝれる御靈
 まで。外は草、靈豊宇氣姫神坐すことを知へきなり。上は引る御眞坐本記に。此
 神を草、靈とあるを思へし。
 なほいと。記は大山津見神と。野推神と。山野は因て持別て生神云々。之
 狭土神。次國之狹土神。次天之狹霧神。次國之狹霧神。次天之閻戸
 神。次國之閻戸神。次大戸感子神。次大戸感女神。并て八神なり。こあるも。山
 野の靈よこそ坐せ。皆と草は關り給ふらぬ由の著明きものをや。山ハ山。野
 ハ野。木ハ木。草ハ草まで。各々夫々別て靈のあるへきよしを。思ひりたりて考
 へみるへきなり。山と木の神ハ一神にて。野と草の靈とこれと又通はせて。野神の草を
 も掌坐す事ハ。上もも云る如くまで。山、神、材木を預り知しめすと等しき理な
 り。山、口祭とて。材木を伐る時ハ。必山神を祭る。大嘗祭儀式に。木草を採る爲に。
 山、神を祭らるゝ事あるを思へし。さて又山神と木神とを合せ祭る事もあり。其ハ
 大神宮式に凡操營神田。盤柄者。毎年二月先祭。山口及木下。然後操之とあ
 り。山口ハ山神。木下ハ木神なり。其は臨時祭に。造遣唐使船。木靈并山神祭とあ
 るか如く。其地にて物を造る時ハ。故石窟段。一書ハ。使山雷者山神採。五
 百箇真坂樹八十五籤。野捷者採。五百箇野薦八十五籤。また神武紀に。新

名爲嚴山雷。草名爲嚴野推などありて。山野神等も任一玉ふ事あるを思
 ふべし。山野の神なれども。また草木神と力を合せて坐す御靈なれはなり。
 既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰。吾已生大八洲國及山川
 草木。何不生天下之王者歟。於是共生日神。號大日靈
 貴。大日靈貴。此云於保比屢咩能武智。靈音力丁
 反。一書云。天照大神。一書曰。天照大日靈尊。

山川草木。此下は神と云言を附添て心得へし。神皇系圖ハ。二神於是降居
 此島云。産生洲國及山川草木神等。元々
 此にてハクサキ
 と訓てあるべし。さて山川草木は。上は注る如く神ハあれと。其神を生玉ふる。
 自其物具りてあれハ。其物を謂ふは同じ。こゝに山川草木とのみありて。海の事をの
 時生給ひしにあらす。たまひ出玉のぬを以て。上に海神ハ此
 と云る説を考知へし。○天下。重胤云。上は八洲國及山川草木と宣ひて。次
 は天下と宣る。上ハ其生坐る物の條目を分ち宣へるを。此ハ其物を一は總括

て宣ふ所なる故也。天下と宣へるは、次なる日神の所に授以天上之事也。以
 天柱^ニ擧^ニ於^ニ天上^ニ也。ともあるは對へて。天下と宣ひ初たりしものなりけり。是
 古言也。と云れたるの如し。とて此詔を以て見れば。始天神の國土修理の詔は。此
 大世界を立てよと詔へる大命なること知られたる。此世界を立むるは。國を生み
 神を生み坐す事也。申すも更して。其世界を知食す神を生給ふまては係れる詔
 なるをも亦知べき也。○共生。記にも二神共所生島十四島。神參拾伍神云々
 とあり。○日神は。天つ日を所知看す義を以稱奉れる一の御名なり。此事下とて
 日月の成出たるはしめ。もの見えず。如^ニ華^ニ牙^ニもの日をのしめと見たる説は非
 のを月のをしめと云る説な
 たり。其よしは既に辨へ云へり。また如^ニ浮^ニ膏^ニも
 とも推量なり從ふからず。生とい。私記は此云生者。是生其主神也とある如
 と。天津日を所知看す大神を生奉玉へるなり。重胤云。諸日神の生坐し御
 事。先第六一書又記は。御身際^ニの末に至りて。清まり竟たる所も成坐る赴な
 り。此は二神の共も生奉らるる由は傳たる。彼此二共も正と云。理有は非れ

は何れか其片方い己と誤れる傳なる事。決たなむありける。然れば於是共生二日
 神とあるは。二神の共も生成坐る由なるに對へて。瑞珠盟約章なる。日神の御言
 也。夫父母既任^ニ諸子^ニ。各有^ニ其境^ニと有て。何方迄も二神の共も生坐る事
 を貫きたれば。是を實も正説も有へきなる。記にも須佐之男命の御言也。僕者
 欲^ニ罷^ニ此國^ニ根^ニ之^ニ堅洲國^ニと有て。御祖を慕はせ玉へるも。二神の共に生坐り
 御子も座故也。其黄泉國も。御祖神の往坐し事を可憐しみて。戀慕はせ玉へる
 か故也。古語拾遺も。伊弉諾伊弉册二神共爲夫婦。生大八洲國及山川
 草木。次生^ニ日神月神^ニ。最後生^ニ素戔嗚神^ニ云々。父母二神勅曰云々と有て。
 此書は國史家牒もふき異なる傳を載らるる主意なるも。其すら正書の傳の外も。
 取る所なかりし故也。此文を擧られて違ふ所なし。又皇太神宮儀式帳も。此
 掛畏^ニ天照坐^ニ太神^ニ。月讀之神二柱。所稱伊弉諾尊伊弉册尊。共爲夫婦。合
 所生神也。有て神宮の古傳も。右の如く有て。記又第六一書の如く。左右の

御眼より。日神月神の成坐りと傳りし事炳馬し。太神宮式は伊邪奈波宮二座去太神宮北三里。伊弉諾尊一座。伊弉册尊一座とありて。其御父母神の別宮は親と齋かれせ御在し坐す所由をも。思ひ合すへとなむと云れたるは信よる言ともなりとて日月神等の身滌の時は成坐る。と云る傳の非なる捌ハ第六一書の下は云へ。○大日靈貴類聚國史一本。まゝ信友か校本は貴下尊字ありと云り。されと右の本はもの原書おのれいまた見され。甚疑はしよりて本のまよてあるなりと。さてまた畏庵隨筆に於は是先生三日神号大日靈貴貴之曰天照大神亦曰大日靈尊尊とありこれも尊字あるはよろしけれとも。貴字なきはいかかかかかくは疑をし書まなれは今採らず御名儀大は尊稱日を比流と云ハ。夜を與流と云ハ同シ。其流ハ呂に通辭にて助語カ。女字也と有意を借れる也大神の姫神は坐よしを申し。一云指上日女之命と有貴ハ道主貴大己貴の牟遲と同と。親と尊ふよの美稱以て稱け奉れるなり皇親また睦の原武智麻呂も此義なるし家傳云に誕於大原之弟義取茂榮故名焉と見えたり此御名ハ月神と相並ば一て。此大此の晝夜を持分て所知看ず義也とて山蔭云。此御名疑一神武紀ハ天照

大日靈尊万葉集も天照日女之命と有て。其外もみな比流賣命とこのあれ。此御名を牟智と申せしことハこより外見えたることなしと云れたり。されと此ハ訓注まで慥か見えたれば誤りハ非ず。正しき御名なることハ論なし。た前後違へることハ信よいかなり○天照大神記傳云。此ハ天を照と云ハ少と異りてた互流を延て互良須と云古言の格にて立を多々須と云ハ如し。天照ハ天坐て照り給ふ意高光と云ハ同トと云り。とて此紀ハ御を畧きて大神と書ども。記万葉續紀式祝詞なども。多く大神と書り。此紀もそれハ依て讀奉へ一山蔭云。此ハ亦曰とカ。亦名とカあるへきことなり其故ハ此大神の御名ここよそ大日靈貴と出されたれ。次段よりいつこもいつこも。天照大神とあれハ。これ異説とすへきハありとる一書云とては次段と忽違へはなりと云れとるハ然る言なり。舊事紀に亦云天照大神亦云大日靈尊又神代本紀異本と云しをとれるに。ものにもこの二の一書云を。又云とせりこれら古く此紀にしかありこそ有りけり重胤云。大神と稱奉る事ハしも。甚々御尊との限なく。八百万千

万神と多き中よても。殊に勝れて高と可畏と大坐々の故なり。他神も大神と申すも多在れども。殊に大神と稱奉れる。古拾遺。天照大神者惟祖惟宗。尊無與二。自余諸神者乃子乃臣。孰能敢抗とあるか如き所由に依る事なり。佗神にも大神と申す事。御紀の中に多しと雖。其祀祭り玉ふ因に云ふか又ハ幣帛などを進らるるに就て崇め申させ玉へるを。始終に貫きて大神と稱奉るハ此大神に限る事なる故に。中古よりの御定めにも。其御靈を齋奉らせ玉ふ伊勢大神の御事を唯に大神宮と記し習へる事。續紀以下の書共の書し様悉然り

○天照大日靈尊。天照と冠らせ奉る。天つ日神と大座して。世中を御照し坐ます。全躰の大御名なるを。大日靈と申奉る御名も重複て稱奉れるなり。山陰云く。神武紀に此御名を書れたれハ。一書と云ること前後相違ありと云り。○靈音力丁反。山陰云。此類の注ハ何れも後入のしりとなるべしとあり。猶能考

此子光華明彩。照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多。未_レ有_レ若此靈異之兒。不宜_レ久留_レ此國。自當早送_レ于天。而

授_レ以_レ天上之事。

光華明彩。大御光の天地の間也。照徹給ふこと。穴畏信に靈異れる大御體と申奉るへし。さるを儒者共か大神の明德を形容りて。云るなりなど云る説をさくもうるさし。○六合ハ天地四方を云る漢字なり。本にクニノウチと。阿木都知乃宇知とよむべし。○照徹。本の訓もりて。氏理登富良勢理と訓べし。萬葉十一。天地通雖光とあり。○吾息雖多。島國を始として。山川草木の神等みな。二神の生坐る息ふれなり。佐波ハ。万葉六。國ハしも多あれども。里ハしも澤まあれども。なご常は對へ云て。同狀の語なり。されハ佐波も意富も多字を用たり。重胤ハ。同意なから多ハ一圓けに。を澤ハ聚り合て。一に成れる謂なる故。して云故に。大らかなる所に用る。意の細かなるよ用る事なりと云り。○靈異。本にクシヒニアヤシキと訓り。例ハ清寧紀ハ殊所_レ靈異_レと見え。又丹後風土記ハ。怪久志備坐とあり。續紀廿七。久須之久奇。事乎云々。重胤云。二神の御心よ。唯其生成一。大八洲國。及山川草木を統る主と坐む神と。思は一疑して生成坐るの中。天下

をしるしめす計の神は坐々す。其大御光輝の麗しと坐て。天地の内は照
 徹らせりけり。如何なる所由は依て。斯る大御子の生坐りけむと所思しけむ。
 信は然は有りけむ。此を以ても。彼預鑄造と云義は思出へきなり。然れは。皇太神
 の靈異は神に坐る御有狀耳は非ず。其生坐し事をも。怪しみ奇しひ坐る
 義を合せて訓へき也。拾遺に。大宮賣神を。是太玉命。入志備所生と有る。生成る
 方に云るにて生れたる御子の事にはあらざるを。此は生坐し
 御子の奇異
 ○不宜久留此國。天下の主と坐すべき御兒を生むとおもはるる
 とも。思のほは靈異之兒の生坐りしか。此國土に相應しからぬ由ありて
 そ。留めまつらざりけむ。重胤云。久次ヒヤシの早は對へるなり。此は二神の其自然の
 性も隨ひ玉へる者なり。○自當早送于天。山陰云。自守固の誤か。次は例あり
 と師の云れたるも有へとあり。次の例と。固當遠適之
 於根國とあるをいふ。重胤云。早は急とな
 り。此を以て見るよ。皇太神の生座る即天は送致し奉らしなりと云り。さて今
 かと天は送るべと定め給へるは依て。謹み考ふるよ。はしめ二神言ふ。何不坐

天下之主者歟と詔ひし。主と此國土のみ保るか如くなれと然らず。此は
 此國土まで語り傳ふるが故也。主と天下の主の事のみを。取出て謂るまで。天上
 の事に及はざりなり。其は天地の初の時も。此紀は天神を省きて。此國は
 係れる國常は尊より記し始めし。其旨同一。まことよ。二神は天上天下海
 中地下は亘りて。盡く知看べと。天神よりの事依りありものなること決
 し。もし然らずとせむいかに。今私に大御神を天は送り奉りて。天上の事を授
 け玉ふべきやうのあらむ。唯は本文の上をの見て説むとせむ。二神また天照大
 神をも。誣ひ奉るべき説の發らむものぞ。なほこの事ハ次々
 委と云ふべしさて天は本より清明か
 る國ごは知られたり。さるは大神の大御身の甚しく光り徹らせれり。さる清き國は
 自ら相應く坐けらる。故に其國の主と定めたまへるよ。○授以天上之
 事。天上の事ハ即高天原の政也。万葉二。天照日女之命。天乎波所知食
 登。とある是也。記云。此の時伊邪那波命大。歡喜詔。吾者生々子而於生

終得三貴子。即其御頸珠之玉緒。母由良迦。取由良迦志而賜天照大御神而詔之。汝命者所知高天原矣。事依而賜也。記傳云。如此御頸玉ハ大歡喜坐て有か中にも此御子を愛く貴く所思看す故の御爲なり。誠此大御神を生得玉ひし。然有るむことうへにさりける。

是時天地相去未遠。故以天柱舉於天上也。

是時以下八字甚疑はし。依て按る。小篠敏校本ハ小注二行とせり。又黒羽本備考も同じ。また東麻呂翁の本。清岡本も同じと云り。かゝる本ども。みな細注なる。決て後人の攙入の本文となれるものあるへし。さる天地の間古いと近かりし。漸々よか遠く離れたりとの説ハ。かの釋紀も引る。漢籍三五畧記などの説にて。日か古傳よ。さるあることなり。その時に依てあるハ近くあるハ遠きも。みな神の御上の事よ。そあれ。古へ遠くして。後は近きよ。れる故にハあるへからず。凡人の心をもて。さかり知らるへき事ハ。あらずかし。されハ此八字ハ。さる訓を闕て。なほ後人の考をまつものなり。○天柱ハ。かの穢取

盧島ハ化立給ひし。ハ尋殿の心御柱なり。釋紀私記問答云。天照大神光華無雙。故以天之御柱。爲其登橋。即送之於天也。云々説者云。彼予即於穢取盧島爲小山也。何以小山上於天乎。此説非也。然則天柱者瓊矛也。此矛爲山。傳自彼山登天歟。是猶以天柱爲其橋之義也。とあるか如くなるへし。但し此時未だ山と。さて天柱より。天上より昇り玉へる状ハ。彼少彦名命の粟莖に彈かれて。常世國に渡り坐し。なぞらへて思遣奉るへし。また或説ハ。雷獸の墮て。空中へ上る。必樹木ふこの高さもの據て。上るか如くなるへきよし云る。これまた然るへき譬なりかし。其ハ平田翁も云れし如く。神等の譬あるに。みな高山の頂上なるハ。其降り坐すに便よきに依てならんと。思ひ合さるればなり。然れハ。此御柱を登橋としたまへるハ。未高山の生。出さる間に。そ有けむ。其ハ高山のものとより有らむに。登橋を甲給ふへくもあらねばなり。○又一説。天柱ハ穢取盧島ハ化立玉ひし。ハ尋殿の御柱もあらず。又瓊矛の化れる小山を云もあらず。此ハ風神を申すなり。其ハ風神祭詞。我御名者天之御柱乃命。國之御柱乃命止。御名者悟奉

り。其ハ風神祭詞。我御名者天之御柱乃命。國之御柱乃命止。御名者悟奉

氏。ごあるを以知へし。かこ此神の天御柱國御柱を以負坐るいひかよ云に。風神の御功用ハ。記傳よも云れたる如く。天と地との間を支持ちて。其風氣の往來いざる處なく。其至らざる隈ふご志て。信よ天地の御柱ごも稱へ申すへき事也。されハ天上よ昇るよも。其風氣よ乘るよあらされハ。至りかたき由こそありけらし。さて今日、神を天柱以て送り奉らせ玉へるハ。風神を任して。高天原よ送り奉る事を。かこハ云傳へたるよ。なほ其例ハ。天孫降臨章よ。天稚彦の反矢よて亡に一所よ。天國玉云々。遣疾風舉戸致天ごあるを。舊事紀よハ速風神ごあり。此ハ風神の支属神ごハ通えたれご。其旨趣ハ右よ同じ。掛卷ハ畏かれご。日神を送り奉るも。天稚彦を天よ舉たる此時の事も。其功用よ至りてハ。かハる事なきをおもひ遣奉るへし。漢籍河圖に。風者天地之使ご云り此二説何れ善けむ。今思ひ定めかたし。○舉於天上。此神ハ。此の御依の隨今目前仰き見る天津日よ。御靈を通ハし所知看て。四海万国を見齋一座ますご申も更なり。

次生月神

一書云。月弓尊。月夜見尊。月讀尊。

月神。此も此神の御名なり。月ご云名義未詳ならず。さて月の大虚よ懸れる事ハ。日ご同じご。此より前よ已よ有一が。月神ハ其を主宰し玉ふなり。さて月神下。畏菴本よ號月弓尊。一書云の十三字ハなし。天書よ生神号月讀尊。舊事紀よ生月神。号日月讀ごあり。されご。月神と申すが即一の御名ふれば。本のまよてありからず。記傳よ。日よ御名有て。月神の御名なきいひかご云れたる。然る言のやうなれごも。上よ云る如く。日神月神ご申すを。御名ご爲る時ハ妨なし。舊事紀ハ。此紀を取れるものなるよ。先生日神。号日大日靈。次生月神ごあれハ。古くハ日神の方よも。大日靈貴御名を舉られざる本も有一なるべし。さるハ重胤云。拾遺よも生日神月神ご見え。顯宗紀の御託言よも月神著人曰云々。我ハ月神云々。また日神著人謂ごみえたれハ。月神ご耳も申せりし事決し。式

山城國綴喜郡樺井月神社。丹波國桑田郡小川月神社などあり。此等ハ社名を何れもめるべき所なれども若此申來れる古傳を守りて忽に爲られざる御所爲なり。と云れたる然る説あり。○月弓尊。弓ハ借字にて。夜見の轉れるなり。其義ハ次云。皇字沙汰文引るハ。次生月神一書云。其光彩云々ありて此御名なし。○月夜見尊。月讀尊。御名。義夜見の夜も月のことなり。其ハ萬葉集ハ月讀之光。また天爾坐月讀壯士。また月夜見乃持有越水。などあれなり。とて其月夜の見ゆる程を夜と云ハ。日の照せる程を。日と云るハ同し。後ハ比流與流といハ。晝夜の名。大虚ハ懸れる日月とハ異なるカ如くなれど。其もハみな同じきこと右云るか如し。とて見ハ日は通ひて。かの産靈など尊稱なり。少童山祇などの美もみな同じ。また重胤大日靈尊と申奉るハ。大日を知看す義なるに對て。月夜を所知看す義也。畔と見と共に所知看の意也と云へりさる説なり。諸記傳ハ。月夜ハ都久用と訓へき古言の例あり。萬葉などもしハよめればあり。都伎用とある。あたらすと云り。とて月夜見月讀。いつれも都久用美なるよつきて。守部説ハ月夜

見と月讀とハ。言は同事なれども。文字かそれハ音の上下異なり。故なるべしと云るハ。いひかあらむ信かたし。上引る皇字沙汰文ハ。月夜見尊の方なし。とれと一書云。とて。此三の御名を并書せハ。山蔭も言れたる如く。例もなと。ことわりもいひかたなり。下二の御名の上も。おの〜一書云とあるべきことなり。舊事紀ハ二の御名亦云とて載たり。次の素盞鳴尊の下なる一書云も同じ。

其光彩亞日。可以配日而治。故亦送之于天。

亞日。天照大神ハ大御光の。天地之裏ハ照徹り玉ふ亞てなり。とて此段の傳の赴て。天照大神月讀尊の大御體の光り坐ることハ灼然きを。此レ就て。平田翁の説ハ。神代の神等ハ此二神のミならず。御體ハ光り坐しけるにやと思ふ由あり。其ハ味鉏高日子根神の天稚日子の喪を吊ひて。天上ハ昇り坐し處。此神の容儀華艶として。二丘二谷の間ハ光映せること。其處の文も歌よも見えたるを。天稚日子の父及妻子などの天稚日子ハ見混へるを思へハ天

稚日子も高日子根神と。同親も光れりなり。然らず見混おつともめらす。又猿田毘古神の天之八衢も參迎へ玉へる貌を云る處也。上の高天原を光し。下は葦原中國を光したりと有るを思へ。此神も御身の光坐ること炳馬し。又人世となりても。神武卷に記せる井光比賣の故事。また伊勢都比古命の伊勢國を去る時。海を光して去れる。又允恭天皇の后衣通比賣命などの事を思ふ。人世となりてたに。かたま〜ハ膝の光れるも有しか。神代の神等の御躰の光り坐しけんこと。然もあるべき事也。猶言は。御孫命の御天降の事議り爲玉ふ處也。如螢火光神。如火瓮光神。など見えたる。邪神ごもの光少きを云る。て。此ハ正一き神等の光の大なるは對ひて。螢なすと云ひ。火瓮なすと云ふと聞ゆれハ彌益々也。神代の神等の何れも光り坐るならむとハ推量らるなり。然るも誰神もごな光り坐せる事の見えざる。然る事實の因のなき故。て高日子根神猿田毘古神の御躰の光坐ることの見えたる。かたま〜ハ事實に由有

て。傳の遺れるも有けると云れたるの如く。神等の御身の何れも光り坐る中。天照大神の大御光ハ太し。其ハ並きてハ月讀命は坐しか。此二柱の御光のこをみ。殊更に語傳たるならむ。かくて此二神の。日と月とを知看て。夜とせしめて。又平田翁云。上に云るハ。現身の光り坐るなるを。御魂の神の海を照して歸來玉へるか書に見えたるを始めて。其外數ゆる暇あらずと云り。○可か以配日云々。か定め玉ひして。月讀尊も天照大神と共に。高天原も坐。坐て。今も配ひ所知看すこと灼然。即ち今の現ハ大空見放る月を掌り玉へり。月の光を月讀之光とも万葉もよめる。此由也。故記ハ詔月讀命ハ命者所知夜之食國シラセトヨモシノクニ矣事依賜也とある。夜之食國即月の事なり。さるを第六一書。月讀尊者可か以治滄海原潮之フチウチノハシラシ八百重也。とあるハ異なるか如くなれ。猶同一傳也。其由はさよ云べ。さて此大神男神は坐す事ハ疑なければ。猶云は。万葉哥ハ月讀壯子。月人壯子。左佐良根壯士。などよめる。よて知へし。さて此大神を祭之御社ハ。式ハ諸國に見えたる。○亦送于天。日神も

天柱、擧于天上也。と云るは依て亦と云るなり。釋私記は先文以天柱爲、
登橋送日神於天之由明矣。送月神之時、定用同橋、歟。製文之器具、
前略後常事也といへり。

次生蛭兒。雖已三歲。脚猶不立。故載之於天磐椽樟船。
而順風放棄。

次生蛭兒。蛭兒のこゝろ生れ玉ふこと。此正説なるべきよし。既よ上の一書の
處よ云おけり。○三歲脚猶不立。平田翁云。三歲は唯大略也。三歲はいりな
經たるよ。萎々として。脚を立たせしむるなり。此ほと。未歲次も定まら
る疑ひし。おもおもあるべけれど。上に下。定時日ありて。既に時日の定め
るべければ。年次のありし事も疑ふべきにあらす。古傳のまことに心得てあるよし。記
傳云。年をば常は登志と云を。其數を云ふ。凡て三登世八登世など。登世
云。万葉五は伊都等世などあり。登志を登世と云ふ。一年二年など。一二の言

合たるよし。志を世と轉いふ例格なりと或人云り。ともある一。とて登
志と云ふ。本數を取取るを云名よて。田實と云ことなり。記傳の説を異な
磐椽樟船。一書は生鳥。磐椽樟船。轉以此船載蛭兒云々。記は次生神、
名鳥之石楠船神。亦名謂天鳥船。などあるは據るよ。此は伊弉諾伊弉册
尊の生坐るなり。記は神こも申せるを見れ。船を御體とせる神よ坐けむ
さる例は伊弉諾尊の御佩せる劍に即
神よて天之尾羽張神とも申すは同也。さて椽樟としも號けたるよし。後よ椽
樟もて船を造るよし始りしより。名けしものなるべし。蘇川段一書に素戔鳴
樹者。可爲浮實。天鳥船と云へる。本よりの名なり。なるべし。記は草
と宣給ひし事あり。田翁云。和名抄は唐韻云。楠。木名也。字亦作楠。和名椽樟。日本紀私生而
七年始知矣とあり。椽樟の二字は連ねず。一字つ。此は古書よ石樟楠とも云
ひて。歳久き生なからも石は化る異しき木なれば。奇木の義なるべしと云り。
○順風。一書は順流とあり。風のこゝろ次よ云ふ。

次生素戔嗚尊ニ尊速素戔嗚尊。此神有勇悍以安忍且常以哭泣爲行。

素戔嗚尊。御名義素戔の進むなり。下卷に始起烟未。生出之兒号火闌降命とある。須曾理と須佐理と同一。其の其處の一書は焰初起時共生兒号火酸芥命。また一書は火炎盛時生兒火進命。又曰火酸芥命とある。此よて酢芥は進なる事を曉るべし。斯れい素戔嗚尊と申す。此神の御心行共。何事よも勇み進みて。自余の諸神とい。異よ御在し坐りしよしの御名なり。其御の事い次々に出た。さて其進みを約めて佐備とも云り。後世に物の進荒きを須佐夫と云るも同じ。記傳に師説此神誓に勝玉る御心の進める勢荒び玉神をしも悪き神の如く説成せる。甚しき非なり。さる御名の意にあらす。重胤云。出雲風土記飯石郡條に須佐御神須佐哀命詔此國者雖小國々處也故吾名者不著木石詔而即鎮置已命之御魂而大須佐田小須佐田定給故云。須佐とあるも素戔嗚尊と申す。佳名なる故に御田を定めて其よも御名を着

玉りし者なり。若懸しを神の意ならむに。他より云むをいあらめ。己命の御所爲として。自号けさせ玉ふ可にあらざるを曉るべし。云れたりさる説なり。是事解之男速玉之男。などの男と同一と稱辭なり。さて一書は神とあるも稱辭。速と云るは記建速須佐之男命とあると同一。烈と猛と迅速き意の稱あり。記傳云。書紀は素と作れたるに依て曾と唱奉りて。清少納言は枕冊子などに用る字なるをや。凡て假字も何も書紀に素字もスとソと一音に依て。古言をのやまることあまたなりと云はれたり。さて此よ必心得おへき事あり。さるいまつ。伊弉諾伊弉册二柱神の何不生天下之王者歟。と宣給ひて。生坐る三御子の中に。日神月神の天上を所知食し。素戔嗚尊は地下を治めず御事は成り。天下は無主國となり。かとおもはるれ。然らず。さるいり此三。珍子の御父母とます。伊弉諾伊弉册二神は。天上天下海中地下の君主と坐へき御子を生まして。其生ませる御子の御身は。相應はしき域を御坐處と定めて封し玉へれ。なほ天照大神と。素戔嗚尊とい。天下よも通はして。主とすへき御事。何不生天下之王者歟。と詔玉ひし御言の上にも

りて。いと明らむなり。もし此顯國を無主の國と見ゆ。伊弉諾尊の天に登りて。報も坐さぬに。神功已畢と云ふかてまます。さらば月讀尊も。天下之主と坐へき。然らぬは此の差別あり。三、珍子とも天地より巨りては坐ませとも。天照大神は天上天下を知し看て。地下海中を治るる一めです。月讀尊は天上と海中とを知しめして。天下と地下を治るる一めです。素戔嗚尊は天下と地下とを治るる一めして。天上と海中とを知しめです。此のいともく。奇靈なる理ありて。まか知しめしけ給ひける事とはふり玉ひけむ。故後は大御神の御言よ。夫父母既任。諸子。各有其境。如何業。置當就之國。取窺。窮此處。とあるは即此御事なり。其境とい。其持別玉へる區域。よつていひ。當就之國とあるは。其住坐處。附て宜ふなり。境といひ國といへる差別をよ味ひて。思ひ奉るべき事なりか。さてまた上よも云るか如く。三柱の珍御子の生。坐る傳。此本書の趣を正しとすへ。第六一書又記。御稔の時。生坐る由あれと。其は叶はぬ事なり。いひ云ふ。此後素戔

嗚尊御母伊弉册尊を慕ひ奉りて。欲從母於根國。只爲泣。と詔へることあるは。全、眞實の御母を坐々てこそ叶はけれ。さらばはつちつけに母と申し玉へるは如何なる。記傳七卷に云る説はうけかたし。私記問答に。如二書并古事國一哉。云々。昔伊弉諾伊弉册共爲夫婦。素戔嗚尊繼非伊弉册之所生。何故欲從母於根爲伊弉諾之子。因其本初。假云欲從母耳。其實非母也。是頗難會文也。云見も知り玉む御母を慕ひ玉ふこと。然はかり小兒の如く泣いさら坐て。知看へき天下を治給はぬやうや。あるべき。熟事情を考へて。此本書の最貴の眞の傳なることを思ふべし。○重胤云。此の奇しき事ふある。其は二神の何不_レ生_二天下之主者歟と御心を疑して生奉玉へる故。日神は天上を治るしめす皇太神は渡らせ玉へとも。記。御天降段。天照大神之命以。豊葦原之水穂國者我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國。言因賜而天降也。と有て。皇太神の所知看す大御國の如くなるは。二神の生奉玉へる時の所謂は依る事あり。若て其天忍穗耳尊は。素戔嗚尊にも御子と坐す故。寶劍

出現章一書。素戔嗚尊曰韓鄉之島是有金銀。若使吾兒所御之國。不有浮寶者。未是佳也。有以知へし。然れども鈴屋大人も云れたるが如く。皇太神の御父の如く。素戔嗚尊の御母の如く坐故。此より皇太神の全御子也。又此時生坐る三女神の素戔嗚尊の御父の如く。皇太神の御母の如く坐故。全は素戔嗚尊の御子なり。斯るは其神大國主神と御夫婦と成て。國土經營の御功を以て。御父素戔嗚大神の神業を。受繼玉へるが。天照太神の珍御子皇御孫尊の天降り坐時。天神の御命以て。皇御孫尊の顯露事。大國主神の幽冥事を。令知玉ひて。此天下を令有玉へるが。何れも日神と素戔嗚尊と。二柱は巨るを以て。此は見えたる二神の御言の。其幸違はざるを知へし。此を以ても。二神の相生坐る御子等も坐事灼し。諸此大神の尊く高き御功績坐る。其委しき事。寶劍出現章も就て説明らむべきが。日神と御誓の御間に。珍子を生成し玉へるが。皇御孫尊の大御祖神と坐し。又國土經

營の御事業を。大國主神も事依し玉へるが。其大神亦天神の御命を奉て。神事を所知玉へるが。此天下國土の事も就て。顯露事幽冥事。共は此大神の御子孫もして。所知看す御事なれば。御父母二神の可_三以治_三天下_一也。勅任し玉へる御旨も少違ふ事なしと云れたる。皆然る説共也。○一書云。此注畏庵本よりふし。○勇悍以安忍。重胤云。勇の氣進也。悍も猛も。此尊の神性の然るなり。安忍釋。秘訓は伊夫理那流と訓り。名義抄は逸字を伊夫利爾と見ゆ。武鄉云。字鏡集も。逸イフリニ。又ス。此は氣吹と云ふ同一と。正しと言ふ出て云す。一。氣吹の如き狀を爲て憤るを云り。口訣は安忍。憤也とあり。倭姫命世記に載る伊勢風土記。惡神伊不加理氏云々と有る語あるも。憤と云ふ近きなり。名義抄も。訝字を伊夫加留と訓るを以思ふ。其憤る事の。何れも依れるとも知られざるを云と聞えたり。通証に。俗稱剛復者。爲伊夫利。蚊遣夫留。訝字訓伊夫加留。万葉戀悒字訓伊夫加之。訓伊夫世之。俊賴歌山里の齊セメキリノイフセサ。皆同義也と云るも。然る言なり。武鄉云。宗應法

師の見教訓と云ふもの、と云り、それと安忍を、憤る意と訓るは叶はず、此の勇
 悍之憤り坐る御行は因て、人民の殘害はる、方より、此尊の御惡行の如く書
 るなるへし。○哭泣爲行一書は啼泣志恨、記は泣伊佐知伎とあり、記傳云、神
 功卷は血泣、欽明卷は太息涕泣などもあり、此言此、外は古書は定かき見
 えたることなしと云り、爲行の常の所作と成れるを云り、さて記云、速須佐之
 男命不知所命之國、而八拳須至于心前、啼伊佐知伎、其泣狀者云々、
 とあると、此は哭泣爲行とあると合せ考ふる、御母伊弉册尊の神退玉ひし後
 の事ならていかなはず、第六一書又記は、御母の國を慕ひて哭給ふとあれは、よ
 と通えたるを、此にいさるることふければ、哭玉ふよしなとていひか、也。又頓は小兒の
 如く然泣哭玉ふとある、勇悍安忍坐事とらる由なり、勇悍坐ます御性よ
 坐なから、なごごむり女々しとい哭泣玉へるよ、古語拾遺に、勇悍云々の
 一方は就ていは、勇悍云々の文を存して、哭泣云々の文を省きて見るへし、
 文なしそれと一書の備なり

さて次の國內人民云々の、勇悍の御態は據れるもれとすへし、

教令國內人民多以夭折復使青山變枯

人民ロトクサと訓る由は下云、夭折は明應本はシナシムと訓る宜き、重胤
 云、夭折は第二一書は、國民多死と見え、拾遺は、令人民夭折とある、其意を
 得て説へきなり釋、秘訓は、阿加良佐麻爾須止可讀之、志那志年之点不可
 説とあるを以考るに、アカラサマニシナシムと訓たるを、御讀は憚る故、今
 の如くハ訓るなるべし、アカラサマと云例ハ、神武紀儵忽之間、出其不意則
 破之、景行紀は、何罪今不意之間倏亡我子など續きたる意を見るよ、其不意
 と忽なる意也、雄略紀は、噴猪自草中暴出とも、取急歸家とも、取假歸國
 とも見え、又皇極紀は、急字を然訓るをも考ふべし、名義抄に、儵字を、マチマ
 マ、又スミヤカニ、又シハラク、又トシと訓み、倏忽をアカラサマと訓し、又白
 地をも、懸をも、同く訓たり、光仁紀詔に安加良米佐須如事久と有る、鈴屋大人

解に。此は思ひ掛す。俄なる事なり。中昔の物語書などよ。あからさまに罷出など有
 も。卒爾忽と少か物すること也。借暫時も目を離たぬ事を。アカラメモセスと云
 るも。俄に忽と少か。他へ目を移すを。アカラメスと云なり。此はアカラメサスとの
 る程。俄に忽と。他へ目を移す如く。と云り。さて一か國民の多る殘害る。故ハ素
 戔鳴尊は本より然る御心ハ御在し坐すながら。其勇悍と憤りハ坐す御勢ひ
 は壓れて。立處ハ人民の亡失る事も有けりとなり。とるハ天下之王者を生むこ
 て。生玉へる神は坐ませ。海山人民共其御行に因て。善くも悪くも成行へき
 理そ有けらしかる事ハ人智を以ては。料りかたき事也かし。記傳云。記にハ人民
 傷害給ふことハ。自こもれるにやといへり。○青山變枯。青山は本草の茂りて。
 青々と見ゆる山を云。枯山ハ本草の葉の枯凋みて。冬枯の頃の山の如くも成
 しなり。さて冬枯ハ春に至れば。また萌出て本に如く葉の繁れるを。今ハ本草の枯
 果て。さなから植る山となりなり。さて枯を迦良といふ。記難波。高津。朝に
 童胤云。第二一書。國民多死。青山爲枯。古事記ハ青山如枯山泣枯。
船名枯野を。哥に迦良怒とあり。古言なり

河海者悉泣乾。是以惡神之音。如狹蠅昏滿。萬物之妖悉發。とあるは。殊
 は委しき者也。龜卜祭文に。青山成枯。枯山成青ともあり。又皇極紀に。鞍
 作得志以虎爲友云々。或使枯山變爲青山。黃地變爲白水とある。此ハ
 幻術ふれ。右の例ハ引へからず。雖も同じ類也。青山を枯山よすとは。今迄
 青々と茂りたる山を。冬枯の如く。成す事なり。記ハ故科。曙立王令宇氣比
 白云々又在甜白橋之前。葉廣熊白橋令宇氣比枯。亦令宇氣比生とあ
 りて。活しも枯しも爲る如く。其泣玉ふと共。青山の枯山と忽も變れる
 なり。

故其父母二神勅素戔鳴尊。汝甚無道。不可以君臨宇宙。
 固當遠適之於根國矣。遂逐之。

父母二神。本は父母をカソイロハと訓たれど。古言よあらず。知や波々と訓

予先より此時の御事、伊弉諾尊一柱より、物爲らせ玉へり
 も御詔に在る。故其父母二神と有は、誤なるへと思ひて、強ちよ心を用ひたり
 し。此天下を所知看す。御心おはしき。根國は罷坐へき由を。詔言
 たせ玉ふへき御事。其は二柱神共は關係らせ玉ふへき。本より然る理なるも
 のぞかし。然るよ其透れて出坐へき。素戔嗚尊は出坐す。却りて其御母神
 の先よ已よ入坐りし。頻りも戀奉らせ玉ふ御心。彌勝らせ御坐々けれ
 ば、彌此天下を所知看む。所思一係らせ玉ふりける者也。云れたり。こ
 る言なり。○無道。此語は紀中無狀無端無頼。また古點文選も無益無爲ま
 た遊山窟も無情なことをす。阿遲支那志と訓せたる。大方よめてたる訓
 よ。慥のよ適へる。一つもなし。或説。此阿遲支那志の阿遲は、味も同一。其
 意味と云言は。此と差定めて、取と云たる事なきものから。然もその裏も物あり

けなるを云言ふ。然るを阿遲波布と活用と時。其裏よあるものを。取と取止
 めんとする程の意となる。されは俗言も。物の裏よものありけなるを。あちの
 あるなといひ。又何となく底は物ありけなる心を。あちな心地ひする。云る皆是
 也。斯て阿遲支の支は、氣の轉りたる。其氣は氣息。またもの、怪異き業なり。
 すへて手よも取難。目よも見止む。怪しきを云言也。云れたる言
 なり。されは、俗は物の奥床しからぬを。熟味のなき。云よ同一。尤め玉へる語
 なり。○不可以君臨宇宙先に。可以君臨宇宙。この語なき。此文の不意
 と有へくも非る。似たれと然らず。己よ二神の何不生天下之王者。歟と宣て。
 珍。御子等を生坐れば。故に御依はな。天下知看す大神と。定まり坐る。
 自ら明らかなり。第二一書なるも然り。汝治此國。必多所殘傷とあるも。素
 素戔嗚尊者可。治天下也。あり。○根國。私記曰。根國謂黃泉也。あり。記傳云。根は下
 つ底に有る故。云。草木の根。底津根之國。祝詞も根國底之國。あり。

と云り。重胤云。其下つ底に在る根。いかにしてか有らむと思ふ。大地の圓体
 として。四方上下有る事無き。地心を底津石根と云て。巖石を以て圍む。外
 表の海水と國土とよして。人民此に因て住す。万物此に於て生る處なる故也。
 鎮火祭詞より。此を上津國と云り。これの地上にある者の上より根こし底こす
 る所。其底津石根に在る地心より。外にありあるべからずと云す。記に根之堅洲
 國とあり。望洲
ハ借字にて傍國也。加多須の須ハ志と通音なり。以て其志ハ堅を多々志讀を與古
 志と云へる志にて。附云辭なり。さて根國を。傍國と云ふし。地の下つ邊邊に偏
 れるを以て名ける也。借此根國即黃泉國を夜之食國と一なり。○遠邊之ハ本
 として。月のこととせるハ甚しきみなり言なり。猶黃泉國の事ハ次に云り。○遠邊之ハ本
 一イ子と訓る行れなり。重胤云。行字なから由久と云ハ。歸の對して。我力を本と
 爲たるなり。此ハ素戔鳴尊此顯國に歸らせ給ふことを。期らせ玉は。伊奴にて
 允は當れりと云り。さて適之の之字。此紀又記は。助辭に多く置て用るなり。下な
 る段の一書に。到之於天上とある之
 字も同じ。山蔭に輪れたるハ允當らず。○遂逐之。記は神夜良比爾夜良比賜也。
 一書は以神逐之理逐之とあり。神ハ凡て神の御上の事は多く附云詞。夜良
 布ハも夜流を形容したる言なり。これと用意聊異なるは似て此は逐と書れ
 たるハ其義を取れるなり

一書曰伊弉諾尊曰。吾欲生御宙之珍子。乃以左手持
 白銅鏡。則有化出之神。是謂大日靈尊。右手持白銅鏡。
 則有化出之神。是謂月孛尊。

御宙。舊事記ハ御寓。纂疏本ハ御寓宙とあり。字書ハ寓同。宇とあり。○珍子。
記に貴子とあり。玉篇云。
 珍貴也。美也。重也。と注り。大敷祭詞ハ。皇我宇都御子とあり。なほ例ハ。萬葉六
 天皇朕。宇頭乃御手以云々。又諸祝詞ハ。宇頭乃幣帛ふともあり。○白銅
 鏡。名義真澄鏡なり。万葉集ハ。真十見鏡。また清鏡。出雲國造神壽詞ハ。麻
 蘇比鏡。なごある皆同し。後の歌にハ。鏡ハ影見の義なりと云る説ともあるハ
 かつみとあり。
し。借白銅字を用られしハ。通証に稱徳紀曰。以真白鏡所鑄之鏡。續博物志曰。
 古無純銅作鏡者。皆以銅雜之。本草曰。白銅出雲南。と見ゆ。されど此時ハ
 なるもの。以て造れる鏡あるハ。神の御能に自然と成れる御鏡なるべけれ
 ハ。料の金などかにかにばかり知りからず。てしめて鏡を造りしハ。石窟戸の時な

委り云ふ。○化出之神。重胤云。化生之神のあつたはり。成坐なり云ふ。同じく
て。事は輕き方なるを。化出と云ふ時は出字大より力あり。其鏡を持せる御手より。
成出玉へりと云ふ義也。

又廻首顧眄之間。則有化出之神。是謂素戔嗚尊。即大
日靈尊及月孁尊。並是質性明麗。故使照臨天地。素戔嗚
尊是性好殘害。故令下治根國。珍此云于圖。顧眄之間
此云美屢摩沙可利爾。

廻首。重胤云。日神月神の化出玉ふ時より。左右の方より正しく向いせ玉へ。今
度は後方を顧みせ玉ふ故也。廻首し玉ふ也。○顧眄之間は。谷川氏は見聞難
思ふ見眼縁の義なるべし。眼を麻と云ふ。眼見見る眼の遠疎る也。名義抄も
眼之子と例多し。

顧も眄もカヘリミルと云ふ字なるを。眄にマハル。又ヨコメなどあるまで。其
意明らかし。又流眄をナカシメともあり。○化出之神。本は出之、二字なし。
山陰云。上の例の如く。化下出之、二字あるべし。舊事紀より此二字ある也
と云ふ。故今補へり。一本は化出神とあり。但し之字なきは脱したる也。○右三神の生坐る傳、赴い。記
又一書は。洗左眼。因以生神號曰天照大神。復洗右眼。因以生神號曰
月讀尊。復洗鼻。因以生神號曰素戔嗚尊。とある傳の聊異れるよと思へど。
と云ふ非ず。かの傳もハ伊弉諾尊黃泉國の穢惡を殺除給はむとて。御喚し
玉ふ時の事なり。今ハ始は吾欲生御宙之珍子とありて。本書の傳の聊異れ
るまで。但し以左手云々。右手云々と云ふは。洗左眼云々。洗
右眼云々とある傳の異なるものに成れるにもあるべし。なほ此傳はてい
伊弉諾伊弉冊尊の共に化生坐るよしあり。始に伊弉諾尊曰。このみ
殘害。性を永正本明應本。カムサカと訓り從ふべし。瑞珠盟約章神性とあり。
重胤云。性ハ心のありの儘は生れ附たる所を云て。真心の義也。此ハ皇祖天神

の御靈は依て善いこと生れ着るものなるか、各其氣質は異なる所ありて、人々同
じからず。されど性云々。皇祖天神より授玉へる靈を、吾よ心と云て、其心人
の心と同じからず。其身限りにて、種々の氣質あるを云なり。此の勇悍と坐すま
より、自ら荒き方よも通ひて見え玉へれども、殊更に殘害らせ玉ふ神よ、坐すま
を、性好殘害。また次、一書よ神性惡など書る、其いかなり。此なる好字
民天折青山變枯。などある。此神の御行より然成り来しものよて、故、然
爲玉ひしよ、非ざるなり。なほ此神の御事。石窟段は惡神の如く記せし
るありて、其處は黍と云を見るべし。

一書曰日月既生。次生蛭兒。此兒年滿三歲脚尚不立。
初伊非諾尊伊非冊尊。巡柱之時。陰神先發言。既違陰
陽之理。所以今生蛭兒。次生素菱鳴尊。此神性惡常好

哭志。國民多死。青山爲枯。故其父母勅曰。假使汝治此
國。必多所殘傷。故汝可以馭極遠之根國。次生鳥磐櫛
樟船。輒以此船載蛭兒。順流放棄。

日月既生。日月神月神なるを。たゞ日月とのみ記されたる。本書よ海神川
神山神とあるべきを。海川山と書れたる。同日。新撰龜相記に。伊佐諾命配定
月を指て云るに非。○初伊非諾尊伊非冊尊巡柱之時云々。伊非諾の下。本
は尊字なし。今畏庵本よ據て補ふ。重胤云。此、甚々心得す。其、巡柱らす時
の事に背ひらせ玉ふならば。此より前よ幾千も生坐る御子よ稟へきを。此時よ至
て其應有の如何なる事也と云へり。○發言。本よ發喜言とあり。永享本よ喜
字なきよ從ひて削れり。許登阿宜と訓べし。言擧とい身袂の段よ興言とあり。
平田翁云紀中揚言又稱之など見え。記万葉よ言擧。また万葉に事上。万十

ハ、許登安氣世受持毛有り。師云許登ハ言ハ。又事の意もあらず。阿
 宜ハ論などの阿宜にて。事のごま有へき状を。云々と擧て言立るを。言擧と云な
 りとあり。○陰陽之理とい。女の男は後れ従ふべき理なること云りき。○順
 流とい。俗言に流ししたいよ云か如し。○哭志守部云布豆久牟ハ。裏は心志
 を含みて。頬をふくらすなり。含頬喋の約れるよあらんと云り。物部氏の人名
懐連と云るあ
なるべし ○假使。本よタトヒト訓り。重胤云譬ふると同トひるべし。譬ふとい
 先は在る事を。此の物よ比べて云なれば。此も其國を治らさぬ間なるを。種々の
 其御行跡よ比べて云々と宣ふ所なるを思へ。○鳥磐椽樟船記傳云。鳥とい
 行事の疾さを象りて云。と口決とい云ひ。師ハ水鳥の浮へるとまよよと入て
 云と云れき。此ハ何かよけむ。書紀ハ天鵜船と云あり。又其の釋に播磨國風土
 記を引て云るハ。仁徳天皇の御世よ。いと大なる楠ありしを。伐て船よ造りし
 也。其船飛か如迅りし故よ。速鳥と号つとあり。是らよ依ハ。口決の意なるべし。

又万葉十六に、奥鳥鴨云船之から書も鳥
船と云あり あるを思へば師説も捨かたし
 とあり。

次生火神軻遇突智。時伊弉册尊為軻遇突智所焦而終矣
 次生以下。諸本みな上の一書よ書つけたるを。應永本永享本ハ。本文とな
 し大字よふせり。此ハ必かあるべきなりと云るハ。此四神出生章ハ。二神の現世
 界を立玉ふ方より。其大君主ごますへき神等を。生坐るを主と立る傳なるか故
 也。第一第二一書もまた。此四神の御上の異傳を出せり。然るも本文ハ。あら
 ぬ。火神以下の事より延て伊弉册尊の崩御坐る事を。此本書の下よ擧るハ。よ
 しなし。且伊弉册尊の崩御の御事ハ。いと重き事なるを。傍の如く。一書の下よ
 附て云へきよあらず。必別よ本文を立へき事ごをおもはるれ。右等の事ごもを。
 思亘して考ふれば。右の二本ハ。其正を得るものなるへけれど。今みだりに改め
 す。姑本のまよよ從ていあるなり。猶あまたの本ごもを見集めて。定むへきものなり

かゝ。○火神ハ火を掌しめず神なり。なほ次云。火といふ義ハ天日の日と同
 なりされと天日ハ宇宙光を放つを主として甚大なる言なり。もとより同物なれハ
 を火ハ地上の萬物も含みて用を爲すほどの差別有り。○軻遇突智。御名義記
 傳云。迦具は赫と云意。そは迦々迦藝迦具迦宜とも活て。同言ふりと云。
 突智ハ野槌の槌も同じ。記云。火之夜藝速男神。重胤云藝ハ清音。亦名
 謂火之炫毗古神。亦名火之迦具土神。ごあり。式ハ紀伊國名草郡香
 神名帳に從四位上香都知神とある是也。又記傳五に。神名式丹波國桑田郡
 阿多古神社も。此神を祭となり。三代實錄貞觀六年五月從五位下とあり。
 ○所焦而終。終を加牟佐理坐と訓む。記云神避坐と作る字義あり。一
 にも神退また神退去ると作り。神といふ言ハ。凡て神の御上。事ハ附云言なり。迦牟阿賀理
 と云も同じ。記云因生此子。美蕃登見炎而病臥云々。因生火神。遂神
 避坐也。ごあり。さて火神の未生坐より以前より。火と云ものハ。素より有
 けむを。此に至りて。火神を生坐る事ハ。天地の初より。日月己は在て。日神月神
 は後に成坐て。主宰玉ふご同じ心なるものから。此神を生玉ひて。被炎玉へる

をおもへハ。御体ハ火炎を放ちて生坐一なるべし。火産靈ごも申し奉れるも。然
 る由も坐しけらし。日神月神の御体の光華ありて。世を御照し玉ふるも。是に
 おなし。稚産靈神の御体ハ。食物を負持たまへるなども。此と
 同じ。さて祝詞ハ。火乎生給氏ごあるハ。日月既生なご云ると。同じ言状なり。ご
 て此時伊弉册尊。神退坐しけり。假は殞斃之處ハ。姑く御屍を收置玉へるな
 り。第五一書に。葬於紀伊國熊野之有馬村。かゝりかごも。後ハ再ハ蘇り
 玉ひて。其處まで。伊弉諾尊見奉り玉ひ。儲後遂ハ其現御身ながら。黄泉
 國ハ往坐りけり。此等の事共。第九一書に。委々
 其且終之間。臥生土神植山姫。及水神罔象女。
 其且終之時。鎮火祭祝詞ハ。黄泉津平坂まで往坐るハ。又立還り坐て生
 坐るまで。此ごハ傳の異なるあり。されど火を鎮めむ。おもはし疑らして生玉
 へる意ハ。同じきなり。○臥生。記云美蕃登見炎而病臥云々。於屎成神。
 一書ハ大便。○土神。土を掌しめず神なり。さて此土も。大地の地ハ同一け
 化爲ごあり。

れど、群用の差別あり。次云。○埴山姫。重胤云。土神ハ大地の全群の地ノ神
 非ず。御名は埴山姫と云。埴を名義抄は波瀾とも瀧波とも訓る。武集
 同し。を以思ふ。生土と云事也。然れば山野田圃共。物の生る土に更な
 り。又器に製造る埴ハ。此神の司らし玉ふ事也。此体用殊は明らけり。次に
 突智娶埴山姫。生稚産靈と有を以て。此神を唯物に。軻遇
 製る埴の神と耳。云ある説の非なる事を曉るべくなん。とあるは付て思ふ。此
 神ハ物物の生る土地を。掌り玉ふ神ハませら。和名抄は。釋名云土黄而細
 密曰埴。和名波爾。字鏡は埴黏土也波爾。萬葉集も。多と黄土と作るなど
 を見れば。後にハかの器は造る。黏土の名となりしならむ。さるから。此神を其
 神と云る説も起れるなり。龜相記は埴山彦埴山姫。掌土器神。今壺也。とあるも此類
 なり。さて初生れ玉ふる時の本原を推究むれば。火を鎮め玉ふ爲のみの神なれど
 も。其成坐る上にてハかくすての上。此本未思ひ誤る可らず。さて古昔ハ物の生
 ふる地ハ。多ハ山なりけるも。埴山ハ名けしふるへり。山ハ彌生の義にて。草木の彌生ハ蕃殖れ
 る名あり。出た。此御名。一書は埴安神とあり。記ハ波瀾夜須毘古神。次波瀾夜

須毘賣神と二神なる。記傳云。埴夜須ハ埴黏なり。字鏡ハ埴。謂作泥物也。
 彌也須とあり。漢ハみ尙書禹貢に。厥土赤埴墳とある。埴を古訓に彌延とあり。史
 夜須といふ。書紀神武卷。巳未秋九月潜取天香山之埴土。以造八十平菴。
 と同格あり。射自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故号取土之處。曰埴安。安ハ黏といふ意なり。是
 よて心得べしと云。式ハ大和國十市郡畝尾坐健土安神社。○平田翁云。
 土神記ハ二神なり。と此記。一書も。いつれも生土神埴山姫。と云て
 一神とし。第六一書も。土神号埴安神。と云て一神とせり。又神名式も。
 土神の社は。比賣神のみあれども。比古神の社とハ一。もあることなし。武郷云。國美馬郡波爾移麻比彌神社。とあるなとを云り。案ハ波瀾夜須毘古神と云名ハ。孝元天皇の御子。建波瀾夜須毘古命の名を傳誤れるよと有べき舊事記也。大便化爲神。名曰埴安彦埴安姫とあり。此ハ古事記よりて書る妄事なるべし。と云れたりなほ考べし。○水神。水を掌し看す神なり。渚水ハ素より國土の中ハ織籠りてある

を。今水神の成坐るは。其を判ちて世上の用となり。人民は幸ひ玉ふ神にて。此又体用の差別ある也。○罔象女。記云於尿成神名彌都波能賣神と有。成坐る神とあり。名義。重胤云美都ハ水なり。水ハ山川海陸共ハ充滿る物。依て山ハ大山祇神。谷ハ閻竈神。閻罔象神坐。速川ハ瀨織津咩咩神。水門ハ速秋津日命。海ハ大綿津見神。井ハ御井神。水を引するハ水分神。雨ハ高竈神など。持分て玉り玉へれど。水神ハ何れを司すと云よ。右の如きハ。各其限の有を。水神ハしも。其用を成す水の悉玉と坐神也。然れハ美都波ハ水生て。水を産成し玉ふ意の御名也けり。諸波の生なる由ハ。上なる埴山の下よ云るを。此言ハしも。本我と彼とを判つ意なるを以て考るよ。山野草木ハ含る水氣。始て分れて水の体と成し。雲と判れて雨露となる。是即水の端を成て生出るなり。此を以て美都波の意を思ふへし。と云れり。諸今世の人ハ。大概美豆と濁りて云へとも。古ハ清濁二方よ云へりしなり。信友云。伊勢

日記よ。なごみつとたよのたまのいひければ。唯みつとのみそいひたりける。それより此女をこつとそつかけたりける。云々夏の日のもゆる思ひのわひとよ。水こひ鳥のねのみそと云々。水こひ鳥ハ。色葉字類抄。鷄ミツコヒトリと訓り云々。然れハみつこひ鳥ハ。班鳩の一名なる事明なり。とて此水乞鳥ハ。水を清みてみつこひ鳥と訓へし。そのハの伊勢を。みつと稱へるよよりて。みつ戀鳥といひみけ玉へる物なり。とて水をみつと清みてよむへき証ハ。記ハ彌都波能賣神。神代卷ハ罔象此云美都波とあり。また神武卷も。罔象此云彌菟破廼迷とあり。水神の御名よて。彌都彌菟と書るハ。決めて水の義なるへきよ。然清音字を用られたり。肥後熊本人木原楯臣云。おのれか國なる。水島ハ万葉集にもみえたる島と清みて唱へり。其外國内にも。他の筑紫の國々にも。水を清みていふ處ありと云へり。○武郷云。平田翁説に。今も常陸下總をこに。清て云處多し。然れハ今も二方よ云也。又後撰集よみえたる。檜垣姫の哥よ。みつとこむまてなごよけるかふとよめる。みつとこ三勾の義なるへきを。其三を水よ云ひかけたるよて。此も肥後にてよめる哥あり。

其後の歌ごもよ。もはら同一例よありと。通ゆるのみ多きなど思ひ合すべし。

云り。さて隱岐國周吉郡。水祖神社あり。此も水神に坐こと決し。祖草祖

土祖など申す。例をおもふべし。と云り。罔象の字ハ史記に水之怪龍罔象。白澤圖に水之精名

訓し。水神也と注せり。山蔭云。此罔象また海神を少童と書れたるなど。漢籍なる名

をとり用られたる心よからぬ書さまなり。漢國にハかやうの神等を輕んじて。卑しき

物のこと思ふならひなるに。其名をとりて書てハ。自ら神を輕しむる心になるわさそ

かし。又この罔象の訓注ハ。こにあるを。神武御卷にも又あるハ。重なれりと云へり。

式阿波國美馬郡彌都波能賣神社。○ハ御病し給ふ折しも。生坐る土神

水神の。火神の御荒びを鎮む料と自ら成れるも。御母尊の火の災を。いみじ

きものよおもはせり。ハは。自然御魂の凝りて。ハ土神水神ハ生れ坐りけ

む。さるを鎮火祭詞。吾名妹命能。所知食上津國爾。心惡子乎。生置氏來

奴止宣氏。返坐氏。更生子。水神荒川。菜埴山姫。四種物乎生給氏。此能

心惡子乃。心荒比曾波。水神荒。埴山姫川。菜乎持氏。鎮奉禮止。事教悟

給支。此詔詞の赴にてハ。伊弉册尊現身なから。既ハ與美津枚坂まで。至ませる

給支。ハ云々の事思し出。返坐とあれハ。水神土神等を生坐るハ。此紀また記に。

御病の間ハ生坐るとあるとハ異なり。此を崩坐て後御魂の上の事と見る説ハ非
事なり。さるハ重胤云崩坐して其御靈の往坐るならむにハ。其返坐て生坐る御子
の現身にて御在すハ。ハ。さる文よれハ。土神水神ハ。火神の御荒ひ坐む時。其
を鎮め奉らむ料と。故ハ生給ふと云る。傳の赴なり。されと此紀。又記の傳ハ
てハ志の豫め。夫々の神を生給はむとまでハ。所思しかけたりしを。不意御病
し給ふ時しも。土神水神其外の神等も。生坐ること聞えたり。互ハ異なる傳
也。又此一書ハ。記又第四一書ハ據る
也。金山彦金山姫二神を脱せり。

即軻遇突智娶埴山姫。生稚産靈。此神頭上生蠶與桑。

躰中生五穀罔象此云美都波。

娶埴山姫。火神ハ男神。土神ハ女神とて。適合坐るなり。これにてハ土神ハ一神
しきをしるべし。平田翁云。伊弉册尊の交接の道を始め給ひて後に。男女神ハ坐る
ハ。これ始なり。さて火神と土神と。同母兄弟に坐すを。御合せることハ。此よりハ。坐る
る事のなきは。更にもいはず人世となりても。曾てなき例にて。皇御祖神の堅く禁め
惡み給ふことを見ゆるを。此御合のみハ。御親神の許し給へるにて。極めて深き由ある

事とそなもいふと云る。人の世の定めを以て神の御上を論ひ奉るに於て甚しき推量言也。なほいはば火神土神は共に伊弉册尊は御子に坐せども土神水神は伊弉諾尊に婚きて成玉と御子に坐さす。後の同母兄弟の例とも異なるはあらずや。かまかくに此のあたりの神等の御上の事ハ人智を以て料知べき事ハあらず。

○稚産靈。記は和久産靈日とあるに依て訓へし。稚を古言に和久と言ふ多し。名義産靈ハ

物を生し出る御靈をいふ。さるに記は。次於尿成神名彌都波能賣神。次和久

産業日神。此神之子。謂豊宇氣毘賣神とありて。豊宇氣毘賣神の御親は

坐と合せて思ふ。既土と水との神等成坐て。又糞尿も土を肥し穀物次に

穀物の成へき産靈の神也。さて豊宇氣毘賣神其御魂を受つさまし。平田翁云。

稚ごしも申す故は。御子豊宇氣毘賣神に至りて。穀物の成出たるを此神

ハ其産靈の御徳を持給へるのみ。また成し給はざりしかハ。豊宇氣毘賣

神の神徳の。廣く大きなるは對へて。御親ふれども。稚ごハ申ふるべし。武郡云記

志とい。凡て物の未成整はざるを云。又物の壯に美麗き方に云ことあり。美稱に若と

云類あり。此ハ未成と。のハぬを云とい。甚く異なる如くなれども。本ハ一意也と云り。

備し御親子として。其神徳の全く成整へる事ハ。深き由ある事なるのみ。と

云れたり。又平田翁云。古事記ハ此神を。伊弉册尊の御尿は罔象女神の成

坐る次。成坐るとあるハ誤れる傳なり。さるに上云る如く。神代紀ハ記され

たる三。此傳ハ鎮火祭詞なる傳也。すべて四の傳共。伊弉册尊の此神を生

坐る事なく。殊ハ鎮火祭詞より考ふるハ。氷神土神を生坐る事ハ。火神の荒

ひを鎮め料。生坐るなれハ。稚産靈神の生坐ま。さ理なるを。火神土神

の御子といふ傳ハ。此神の産靈の理ハ叶ひて。幽き謂ある傳なれハなりとあり。此

説然るべきか如くなれ。其御子に稚産靈神。又其御子に豊宇氣毘賣神の成坐

るを思ふハ決めて由縁あるハけれハなり。熟考るハ鎮火祭詞は據る時ハ。此一書の傳を叶はず。さる

ハ伊弉册尊崩御ましりければ。伊弉諾尊恨みま。其御子軻遇突智を斬り

玉ふ。叔其も。女神を慕ひて。殞歎之處。到坐しければ。女神甦玉ひて。再ハ見

えたまひけり。然れども男神を娶懐み。事ありて。此般ハ黄泉國ハ入ませり。其

ハ伊弉册尊の時。山姫を生玉ハ。鎮火祭詞ハ。神代紀ハ。軻遇突

智神の祈り玉ひ（一）の事、後生神玉ひ（二）の事、山神玉ひ（三）の事、
 ともあり、若しこの神靈の御事、力を合せて坐給ふべしとあるな
 かと云傳へたるよあり、稚産靈神の伊弉册尊の尿は生玉ひし御子ありと
 せる、記の傳やなほ正しむるべき、神名式、大和國城上郡卷向坐若御魂
 神社。大月次相とあり、此神坐り、○生靈與桑、平田翁云、蠶、和名抄は
書新書 説文蠶虫吐絲者也。和名賀比古。此訓に疑あり、蚕の只に古といふそ本言
 なり、とあり。桑ハ和名抄は和名蠶所食也とあり、名義蠶葉なりと。或人云り、
 五穀は下の一書に見えたる、稻麥豆粟稗を云ひ、穀ハ種津物ありと云る説
 もあるべし。天智紀に稻種を夕 諸此事ハ、平田翁も云れたる如く、豊宇氣鬼
 賣、神の事實の、御親子の間にて、混亂つは物なりし、なほ下の一書に云る
ナレキとあり こととも考合すべし

一書曰伊弉册尊生火産靈時。爲子所焦而神退矣。亦云

神退矣。其且神退之時。則生水神罔象女。及土神埴山
 姬。又生天吉葛。天吉葛此云阿摩能與佐圖羅。一云與
 善豆羅。

火産靈。火を産靈成一給ふ御名の意なり。記傳に火をホと云ひ水をヒと云ふ
 水中とあるか如く、下に産靈と云ふ重き語あるが故に、上の言の轉れる也。故本能
 ば云ひす。同じく上の言の轉れるなから、焰火（一）と云時ハ、火之秀、火之氣の意に
 下なる其物に就たる用を云ふなれば、之の辭を抜む例也。さて此神ハ、
 殊に産靈と申せるにても、其功太く坐す御事をし知らざりといふ。此御名
 に依て給ふに、たゞ火を主宰す玉ひのみハ、坐とす。此神天、日の光を迎へ。
 大地の万物を舍みたる火を起して、御身をも分持し、弘く世間は幸ひ玉ひ。
 其御靈を稱へまつり、御名ふるべし。此の一事に云る事 神名式、伊豆國田
 支、郡火牟須比命神社。○亦云神退矣。山陰云、これハ一本よかく有しを、
 後人の注せらるる事あり、文字の異なるもの、同言を重り云ふ事あり。

事、英と行なり。舊事記より此五字なし。○天吉葛釋秘記は、是當神名と
 云ふ言あり。必神なるべきを、樹の昏けるなり。吉葛ハ彌真葛よて、蛇瓜を
 稱へて。御名は負玉へるも、荒火を防ぎ給ふを以てなり。鎮火祭詞は、更生子。
 水神蛇。川菜埴山姫。四種物乎生給。この蛇即此。吉葛なり。此文に依る
 生給ふか如くなれと然らず。水神また埴山姫をも、四種物と云ふ。其物にあら
 神をれいなり。さて平田翁云。此物凡て瓜ても名を負る葛物の祖なりけりと云へり。
 蛇は。和名抄は杓比佐古。唐韻云。斟水器也。歌和名奈利比佐古。瓠也。
 瓠也。蛇可爲飲器者也。あり。平田翁云。上代は水を汲む器と。定
 めたる。此の故事より起れる事也。世に竹をまけ木に穴をくりあけなとして。水
 汲む名。此の器。比佐古と云ふ。な。誤
 れる名。儲此物は。いと輕くして。水は沈むことな。彼仲哀卷なる真木
 と思。又水は着て腐る事なく。水を汲むは最上器なる。此大神の生賦給へ
 る。此神の性こそ有けること云り。水を汲器のみならず。火桶となし
 て。火を入るに燒け通ることあるも。又あやしきな
 り。さて記は。水戸神速秋津日子。速秋津比賣二神御子。天之久比耆母

智國之久比耆母智神ありて。水分神と同一とて。凡て萬は水を施して。功
 を成しむる神なり。御名讀汲。これ天吉葛と。同神の異ふる傳ひ。又誤れる傳
 ひ。今料のとし。○鎮火祭祝詞は。あるよ。こは川菜を生給ふことを脱せしな
 るへし。此も神。川菜ハ。和名抄は水苔一名河苔和名加波奈。古今集にかはな
 もの。なり。さて此物ハ。凡て水は生る草とも祖なり。平田翁云。人の過て火は燒れ
 たる時ふと。熱は水を汲て。其傷處を洗へ。速は痛みを去るふこの事ハ。まゝ爲る
 事ふるを。生なる川菜の汁をもみ取て。火傷處は洗きかこれハ。痛みを去るこ。
 予もまはく見たる驗あり。此は就てなほ思ふ。種々の物ハ。各々其々の能あ
 りて。病を直すをばしめ。互は相制ち相助けて。功を爲すことハ。都て神のしハ
 種々は性を賦けおき給へるは依てなり。其ハ物ことハ。其傳こそ無けれ。此なる
 傳又伊邪那波大神の。桃に勅給へる御言ハ。如助我云々。青人草之落苦。
 瀨而苦惚時。可助と詔へるまは。桃の惡鬼を避る功ある事なことを。思ひ合

て准へて悟るべしと云り。○一云與昔豆籩六字。後人の傍書の混れて入
し物ならむも。料めなし。永享本は此六字なり。

一書曰。伊弉册尊生火神軻遇突智之時。悶熱懊惱。因
爲吐。此化爲神名曰金山彦。

生火神云々。本は生字、上且、字あり。永享本はなし。必行字也削るへし。○
悶熱。言義未詳ならず。文字は後て義を知へし。悶字名義抄にウレフとも。心
疏は悶熱者火氣之傷也とあり。悶熱と書たる字は。就ての説なれし信むとし。
繼体紀は。惋痛。三代實錄は。思保之熱可比憂鬱御坐云々。字鏡集は。喝痛
同。喝同。アツシレ。アツカフ。又喝アフル。アツシ。アツカフなど見えたり。
○吐。記は多具理と作り。記傳は。言義の疑を揚るる。万葉は多氣はぬれ多香根
の表は妹の髪。また小波は髪多又は髪はぬれ多。又古麻は多具とも。又馬太伎

ゆきてなど。よめるも同じき。疑などなだむるも。云ふも格上る意ありて。同ト賤
堂の久理も。此久理と同じし。和名抄には。吐。倍止都久。又太方比。吐。美。豆太
乳吐と云り。○金山彦此神は金神なり。龜相記に金山彦金山姫の下に。金神
也。今録也とあり。金神の証文はしめ
て此に見むたり。録也とある。人民の田作るに。専と用ふ物の上より云る文な
り。埴山彦埴山姫の下に。土器神。今録也と。同書にあるは同じ書さまなり
さて記と比校る。金山姫一神を脱せり。記云。多具理邇生神。名。金山毘古
神。次金山毘賣神。式は河内國大縣郡金山孫神社。金山孫女神社とありて。
信は二神並坐り。此神は金を掌しめす神なり。重胤云。金は天瓊矛を衝立て。
國中之天柱と化堅たまふよ起りて。大地の根なるものまで。大地の大なるより。
砂礫の小さきに至るまでも。其氣の縮りて。其形体を成す。金氣は然ら令る所な
り。然るは金神の成坐る。其を山中に採て。鏡劍は造り。刀仗は作て。國土人
民は利用を爲玉ふ方まで。体用の業あり。管家万葉は。荒金之土之下丹手と
ある。荒金の玉の未琢のなるを。璞と云ひ。土中は在る。なほらの金まで。録金は

對へて。然云つづけたる者也。名義抄は、鐵字を久吾賀禰とあるは、黄金白銀などの色は對へたる稱ふるの。一云阿良加禰とあるは、押並て土中より多く生るは、此鐵は限りの故なり。又鐵字をも阿良加禰と訓り。此は金山彦と云名義を明らむべし。さて此神は、伊弉册尊の御吐は生ましつれとも。實は火神は属坐謂ありと見えたり。金は火もて打取へすては、用難き物なる事も、此訓による事なり。と云り。式美濃國不破郡仲山金山彦神社。今南宮と申す是也。

次小便化為神名曰、罔象女。次大便化為神名曰、埴山姫。

小便。一書訓注は、屬此云、愈磨理とあり。和名抄に、尿小便也。由波利とあるは、轉れる言なるべし。記傳云。由湯麻理は尿麻理の麻理は同とて、其出るを云と云は、さて此、時麻理給へる湯、即水なり。其は此は從て生坐る神は、御名はて、罔馬。湯と水の水の火氣をなるを云、稱なればなり。後、伊弉册尊の御履は、巨川の化れるを合せ考へて、此の御履即

水なるものと知られたり。○大便。和名抄糞尿也。和名久曾。扱ひの御尿即埴なり。其は此は從て生坐る神の御名はて、罔馬とて、尿即埴。尿即水にて、水神土神は、其は因て生出まし。水と土とを掌り給ふなり。借尿尿の土を肥し、穀物を助け成るものなることあり。由有を思ふべし。○姫字。本は媛と作るを、纂疏本活字本は依て改む。記傳云。書紀は凡て比古は彦字。比賣は媛。又媛字を用られたり。其は、大抵皇胤の女は、姫字。他姓は女は、媛字を書きたる。と云るは依れり。此紀神の御上を、すべて皇統と同じさまに、作られたるなり。○記傳云。上件迦具土金山波邇夜須と云名。皆天香山に由縁あり。先彼山の名迦具土と同と。又此神の所殺坐る身躰は、諸の山津見神の成坐るも、山に由あり。武郷云。火神の御躰の、天上に上りて、天香山と成れるを、かく山津見る事には、あらし、さて火神は、此國土にて坐れ玉ひし神なるを、年中行事秘抄に引る舊記。又泰氏本系帳に、天神と云るは、天香山に坐り依てなり。又石屋戸段は、取天金山之鐵とあるを、書紀は、天香山とあれは、香山と金山とも由あり。武郷云。金神金山彦神は、火を防かむ料と成坐る神なるか故に、その火神の御坐す香山に、共に住玉へるものなるべし。借此神を金山彦と申しより、移りて香山を

も金山とそ 稱けらし。又波邇夜須と云地名の。倭の香山もあるも由あり。武郷云土神壇
も火神を鎮めん料の神なれば是神まも金山彦神と同じく香山に住坐りしなる
し。此國に降り付たる香山は壇安といふ名のあるも此由なるよし。此に依て按ず香
山を植山と云し知るべからず。さる此山より植土を
出せること古書にあら見え下。いふ深きふしめること也。これらたま〜は然る事
と聞えず。いひたまはも。所以あつげなる故。驚〜おとなり。とあるは言なり。

一書曰。伊弉册尊生火神時。被灼而神退去矣。故葬於紀
伊國熊野之有馬村焉。

紀伊國記よ本國とあり。其字の意なり。記傳云。紀伊と書ハ必二字に定むしと
り此例多し。此國の木は由あること。下見とあり。○熊野有馬村。熊野は牟婁
郡なり。此地郡の半は過て。數十里に亘れる大名なり。それと和名抄より。郷名
よも載らす。古ハ人民いん少のりし見ゆ。名義隈野なり。隈は下卷よ八十隈
將應去とある。八十隈は同じく。幽冥の隈とありし名なり。隈はと物も隔の

ありて。裏の見をのたまを云。野は山も原も。甚ひるさ地を云。此地ハ現界に
在ながら。神の住坐處ありて。人のえ料知いたさ隈々あるを云なり。とるハ伊弉册
尊の神退きし時。殞歟之處。伊弉册尊の行ま〜のハ。如平生出迎へて
相見まし。其後遂は現身なむら。黄泉國よ到坐し。此地なり。又記に大屋毘古
より。大穴牟遲命の黄泉國に入坐るも紀國なり。神の坐々す御所
此ハ熊野といあらねども。同國なれば由あるなり。又或ハ熊野坐神社。今本宮と
所の内。其祭神ハ熊野夫須美神。伊弉冉尊なり。速玉之男神。家津御子神。素戔
何れも黄泉國の大神を坐を以ても。此地ハ八十隈ある事知られり。故神
武天皇の御世の頃までも。荒神とも此山ハ甚多かるハ。其所謂は依てなりけり。
とてまた出雲國よも熊野と云地ある。是又隈野とて。彼國よも八十隈あること
ハ。彼國よ黄泉平坂ありて。黄泉國よ行通ふ域のあるふことよりは。一めて。神代よ
り人の世よ至るまで。神々〜きこと他國とい甚異なり。紀國と出雲國と。通てき
いゆあることあるも此由なり。熊野の隈野なる事ハ。或
人も既に云るを〜たり。諸玉勝間云。新宮に上熊野

中熊野下熊野とて三村あり。有馬村、新宮より北の方へ、伊勢の方へ五里はかり行て、木の本といふ所の。二十町ばかり南よりあり。そこの産田神社。また花の窟あり。里人あやまりて、大般若の窟といふ。此窟の山高と二十四五間。周三町ばかりあり。この窟、伊邪那美、命を葬奉れる所といふを。又或説より、伊邪那美、命を葬奉れる所は、産田、神社にて、花窟は火神なりとも云りあり。南紀名勝志に此窟は有馬、庄有馬村の東北に在り。岩高さ廿六丈、石表あり、高一丈三尺。岩窟より西北一町。山上に燈籠峰と名くるあり。毎年正月五九月、僧讀經而祭焉云々あり。又通説より引る那智三卷書と云もの。有馬村有産田宮。今按、聞之新宮、神突智、乃伊弉册尊神退之地。而其東有隱窟、亦曰産立窟、亦曰花窟。花見増基、熊野紀行。所葬伊弉册尊岩窟也。今按、去宮三里許、海濱、突出大巖壁也。每歲暮春、以繩作花及幡旗。花勝垂之繩旗間也。圍繞於窟、歌舞祭之。蓋往古遺俗也。とあり。さて記より、葬出雲國與伯伎國、堺比婆之山也。とあり。記傳云、此山今詳に知ぬべしとあり。或説に、内山真龍の考より、出雲風土記に、仁多郡御坂山とあるそ是なるべきと云る。此ハ備後國にて、尊山と稱する山也。此山頂より中分して、北方ハ出

雲國仁多郡馬木村、東南ハ備後國奴可郡大屋村、西方ハ同國惠蘇郡日和組の内追原谷なり。日和は、ヒハの音便なるべし。扱ハ出雲伯伎堺とあるに合されど。此山より伯耆まで相距こと五六里なれば、國堺の移れるなるべし。山頂ある鳥帽子岩を古來土人これを神跡と申傳ふ。又七本搦とも云と云り。なほよく國人に尋問ふべし。異なる一、の傳なり。出雲と紀伊國とハ、遙ハ隔りながら、神代より近と通ひて聞ゆること多し。と記傳よ云れたるをも思へし。委しき事ハ記傳に見て知べし。○葬、本ハカクシマツルと云り。萬葉ハ磐隱坐と云ことあれば、迦久須と云も古き稱なるべし。石隱と云も。石構の内ハ葬り奉るに就て云稱なり。又波夫流も古言なり。言義ハ神を齋祭る者を祝と云も同じかるべし。備前在の義にて、御前に匍匐拜み仕奉るよりの名なるべし。と波夫流也。記傳よ死人を送遣事を云稱して、日代宮段ハ天皇之大御葬などある。葬、字ハ然訓へければ、此ハ葬奉たる處に就て云なれば、波夫流ハ事違ハリ。似たることながら、差あるものぞと云り。さて此ハ葬といふれども、まことに御躰を埋め奉るよらあらず。假に姑と御屍を収置たりし處にて、即第九一書に殯殿之處とある即是也。此事ハ其一書に委く云。其ハわかく後世の御陵墓のさまよ、語り傳へたるよ。其處ハ産立

窟亦花窟を^てして云るなる^{べし}。
土俗祭此神之魂者。花時以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。

此神之魂。重胤云。魂を美拖磨と訓る。恩頼の意なり。神武紀。我皇祖之靈自天降鑿助朕躬。垂仁紀。頼聖帝之神靈。景行紀。頼天皇之神靈。顯宗紀。奉天之靈と見えたる靈。又神靈と同意なり。和名抄。靈日本紀云美太萬。一云美加介。又用魂魄二字とある。右等之靈字の訓なるべし。然れ^ば美加宜とも訓へ^ばこそ。万葉五。阿我農斯能。美多麻多麻比豆。又十八皇御祖乃御靈多須氣豆^{なり}とありと云り。此等を合せて。此神の御蔭を令蒙玉ふ。その美拖磨なることを知へし。○祭。君の國を治め賜ふ御事を政と云。其麻都理と言の意同^しきなり。記傳云。天下の臣連八十伴。緒の天皇の大命

を奉りて各其職を奉仕る。是天下の政なり。とて奉仕るを麻都理と云由。麻豆流を延て麻都呂布とも云。即君は服從て其事を承り行ふをいふなり。都加開麻都留ハ事服從なり。又服從ハ奉仕とて。皆本ハ一意より出たり。又神を祭ると云も。其神は奉仕るよて。本同言ふりと云れたるよて。知へし。とて祭此神之魂。と産立窟は就て祭る事也。然る^に此大神を假^し鍛^め奉^し始^むと。八百万神等共。此土に復らせ玉はむ事を請申されし時の。神事の遺り傳はれるなるべし。有馬村と云も。現祭村にて。其請申せる也。重胤云。○花時以花祭。諸本いつれも。花時亦以花祭とあるを。今ハ舊事紀に據て亦字を削り去てつ。元々集の古本は。此字ありて。通えぬ文とふれり。猶花ハ何の花ともなければ。ハ萬木花ならむかと思へ。猶思ふ。昔も今もたな^は花と云る。主と櫻花を云へ。下卷木華開邪姫も。櫻花あること其處に云。難波津は咲やこの花とある歌。王仁の作と云へるハおほつかなければ。古くも櫻を花とのみ云へりし証とす。此花を梅なりと云る説ハ據るし。さて後世はた^は花と云て。全ら櫻のこと。爲る。此花も櫻なるへ。重胤云。常は祭る中も。殊更

神代卷之五

日本書紀通釋卷之第五

飯田 武輝 謹撰

一書曰伊弉諾尊與伊弉册尊共生大八洲國。然後伊弉諾尊曰。我所生之國。唯有朝霧而薰滿之哉。乃吹撥之氣。化為神號曰級長戶邊命。亦曰級長津彦命。是風神也。

我所生國。重胤云。此大八洲國。已に生給ひ竟たる後なるまで。引續ける即ち非るなり。其の二神大八洲國を生坐て。共ニ任給へる程也。朝霧の深と薰り満て在り。吹撥は。得あるまで成れるまで。是風神の成座る所以也。凡て二神の御上のみならず。神代の趣を考るに。御親如此もあらんと。なほほし立せらる方は少しく。時の勢の已に必然せす。叶ふまじく。この追れるは就て。止事を得ずして。其行ひ玉なる事共の終に。甚しき御功と成れる。全く皇祖天神の預録道らせる種は。因れる者に。人事の上は。於ても然り。云々。○朝

霧云々。平田翰云。朝の佐と訓へし。朝字を―も書る。霧の多と朝は立つ物な
 れ。其意を以て書るなるべし。字のまは阿佐と訓い非ふり。薰滿とい霧の立
 こめ柳引たるを云。俗に迦須美のたつまな母夜。宿迦遠理と云ふ言ひ。今ハ香よ
 のみいへと。烟よまれ。香よまれ。霧よまれ。柳引ひる。これる物を云言なり。冠字考
 よ。萬葉は朝霞鹿火屋之下と云々。この冠字ハ。朝霞の加乎留と云語あるを畧
 きて。加の一言は言ひけ成へしと云れき。此の有朝霧而薰滿之哉。とあるも
 同一と。又萬葉は鹽氣能味香乎禮留國よとも云ひ。古ハ雲霞烟霧などの曇る
 を。加乎留と云へいなり。今昔物語よすら烟の薫り合ひたる。と云れ。神樂歌ハ伊
 勢之末乃也。云々多久保乃計。以曾良加佐支仁。加保利安不など見ゆ。この
 利ハ平と保と假字ハ違へれと。同語と思ゆ。其ハ上の鹽許袁呂許袁呂爾播鳴とぬ
 る。許袁呂ハ氷と同言なれなり。推して知へし。さて此に薰字をしも書る。加袁理てら
 言のかく弘て。正く此言はめてつなき字のなき。故ハ姑く香の方に就て。此字を當たるあらむ。諸此時ハ國土ハ產生し給ひて。未
 い之はともあらざる世なれ。晴るることなく。唯秋霧のこ立ちもれりしなりと云り。

或人云。今も北越奥羽の間ハ。霧氣深し。松前蝦夷地に至てハ。青
 天を見ること罕也と云り。それに准へて。古を想ひ遣るべしと云り。○吹撥之氣。重
 胤云。瑞珠盟約章。吹葉氣噴之秋霧とあり。吹撥と吹葉との差異を如何よ
 と云よ。吹葉ハ緩よて。吹撥ハ急なり。故其吹葉玉ふ方よハ。氣噴之秋霧を生玉
 へるを。此の吹撥ハせるよハ。薰滿とる朝霧を掃ハせ玉へり。今も此を試るに。口中よ
 て氣をなし。急ハ息を吹けハ。冷よし。唯風耳出るを以て考へべき也。○級長戸邊命。亦曰云々。山陰曰級長戸邊
 命ハ。女神の名なるよ。亦曰級長津彦命といひ。此ハ一云を。後よ亦曰とい誤
 れるなるへしと云り。舊事紀ハ級長津彦命次級長戸邊命とあれけよ云れた
 る説の如くなれと。其ハ中々に誤よて。此ハ共ハ男神の御名とすへし。記よも志那
 都比古神のみ坐ハなり。名義息のこを。古志とも云るよつきて。纂疏ハ息
 長と云むか如しとあり。長を那と云る。古書ハ例あり。其ハ此ハ二柱神ハ。伊邪那岐命の薰滿
 る雲霧を撥。給ふとして。御息を長と吹給ふへと。其御氣より生給へる故よ。
 息長とハ申すなるへし。さて息ハ氣あり。重胤云。常ハハ氣と云を。志と云ハ如何に
 云よ。伎とハ全体の氣の名よて。其氣の物に迫りて。一壺なる

を志と云り。其ハ空氣の迫りて。動搖くを風と云て。名義氣迫なる也。其神名に。志那と負坐るを始として。隣は屯氣嵐ハ荒氣虹ハ丹氣なる例也。又風を許佐とも。伊那佐とも云るを。知に轉して。東風暴風なども云ひ。又其をハヤチと云り。縣居翁説。萬葉の歌。志長鳥と云るハ。鷯鷯のここと。息長鳥と云む。如く。また二十卷。よほごりの於吉奈我河波と連げ詠るを以知へし。此鳥水底よ入て。浮出て。長息つと故。然云かけし。ふらん。と云れたり。諸戸ハ處。風氣の常。在處を云なるへ。亦御名の津も同じ。邊ハ大戸之邊の邊。同じ。女を尊む稱の如くなれ。此邊ハ然らず。美と通ひて。山津見綿津見などの見。同じ。何れも男神の御名也。風神ハ。か。と男神。ま。ま。ま。ま。ま。ま。又其分身ハ。比古比賣二柱。も。坐。々。す。す。す。祝詞。見。え。たり。此ハ。速秋津日命ハ。一柱。ま。ま。ま。ま。ま。其分身の女男二柱。も。坐。々。て。河海。依。て。持。別。て。御。子。を。ま。ま。ま。坐。坐。坐。同。同。同。此ハ。祝。詞。よ。り。て。必。本。よ。り。比古比賣並坐り。も。定。め。か。た。記。記。互。一。神。を。脱。一。さ。る。へ。と。云。れ。さ。る。縣。居翁。説。い。ろ。し。と。科。戸。之。風。と。云。こ。い。記。傳。ハ。此。神。の。御。名。よ。り。云。て。凡。て。

の風のこことなりと云。重胤云。級長戸と續く時ハ。風氣の常在に吹處の謂。即吹放事之如久。朝之御霧夕之御霧乎。朝風夕風乃吹掃事之如久。とあり。又提中納言物語。無由言卷に出立つ所ハ。科戸の原の上の方に。天河原の邊近く。云々。とあるを見るに。科戸と云。○風神。風神の未生より以前。も。大虚ハ素より。氣の充塞れる所也。然る。風神ハ。其氣を動かし。爲。成。坐。る。なり。され。氣。を。体。よ。して。其。用。ハ。風。神。なる。事。な。ほ。日。を。体。に。して。其。用。ハ。火。神。なる。如。し。と。平。田翁云。風ハ伊邪那波。大神の御息より。起れるに。就。て。思。ふ。人。の。氣。息。も。即。風。よ。て。音。聲。を。爲。し。語。言。を。爲。す。も。皆。此。神。の。御。靈。を。蒙。り。奉。れ。る。事。なる。云。も。更。ま。て。此。氣。息。を。身。よ。持。て。る。間。を。生。と。云。ふ。息。と。同。言。よ。して。命。と。云。も。息。内。と。い。ふ。言。なる。へ。と。死。ハ。息。去。なる。へ。と。死。る。こ。と。を。息。絶。と。云。に。て。も。此。意。の。言。を。聞。え。たり。風。を。も。息。を。も。と。云。ふ。こ。と。ハ。既。に。上。に。云。ふ。と。云。り。式。ハ。大。和。國。平。群。郡。龍。田。坐。天。御。柱。國。御。柱。神。社。二。坐。並。新。嘗。龍。田。比。古。龍。田。比。賣。神。社。二。坐。此。社。ハ。今。も。立。野。村。の。本。宮。の。玉。垣。の。内。ハ。右。方。に。神。の。如。く。して。別。社。に。祀。奉。る。事。ハ。彼。此。例。あり。と。ある。即。是。神。なり。

又飢時生兒號倉稻魂命。

飢時云々。本は飢をヤハシカツシと訓るは謬なり。元々集訓はウヤシカリシとあるを正しとすべし。飢はウツシなり。北野本はウエタマフと訓れど。かゝる伊弉諾尊の御上よのみ。かゝりてせまし。其よし次よ云。此は二神の天降坐る其始也。彼別天神の如く。隱身は御在し坐しを。穢馭廬島。天柱を化堅て。八尋殿を化作玉へる頃より。漸々は顯身の大神と成玉ひて。其生坐る御子神等をも。顯身よて生出玉へるなれ。此よ於て。顯身を容へき住處あるへと。裝ふべき衣服有へと。養ふべき食物有へと。此三物を以て保たせ玉ふべき御命也。然れは此時始て。顯身よ食て活へき物の。あらまほしと思ほし成つるなり。次なる黄泉の所。伊弉册尊の吾己食泉之之竈と有を以て。既と火食の事有しを曉るべしと云れらる如し。但此飢時を。伊弉諾尊の御事とのみ。見るは委しからず。此時其生坐る御子等。みな顯身よして。生出玉へれ。其御身の上

も。食て活へきものなと云はれあらず。自ら飢坐るなり。其時をひることを云るなり。元々集訓引る太田命傳。また神祇譜傳圖記と云ものなり。此を天下飢餓云々と書りこれ其時をひる云る證なり。さて記は伊弉那岐命伊弉那美命の御子。大宜津比賣神生坐り。倉稻魂命即ち大宜津比賣神と同神なれ。次に云。是は伊弉諾尊の生兒とあるは熟符なり。さるを此傳を採らで。平田翁の辨へられたる其説。まづ此神の御名の。種々に傳はりて。混亂れたることを辨へ置て。後よ云へ。さる大宜都比賣神。倉稻魂命。同神なる由をなほいは。倭姫命世記。調御倉神。宇賀能美多麻神坐。亦號大宜都比賣神。亦保食神。神祇官内。坐御膳神是也。とある以て。其の同神よ坐すことを知へし。さて此世記の傳。亦號大宜都比賣神。亦保食神とある。これ又正しき傳なり。その記は須佐之男命の食物を。大宜津比賣神よ乞て。殺し給へることを記は。月讀尊の保食神の許到りて。殺し玉へるごあり。大宜津比賣神保食神と同神なるを。世記の傳と。彼此思合せて曉るべし。さて又此

大宜津比賣神。倉稻魂命。保食神と云。外宮の度會は坐す。豐宇氣毘賣神
 と同神は坐なり。其はまの大殿祭詞。屋船豐宇氣姬命。とある所の本注は。
 俗謂。宇賀能美多麻命と云。世記に。豐受大神一坐。亦名倉稻魂命是
 也と見え。また御鎮坐傳記にも。豐受皇大神一坐とある下
 も。和久産巢日神子。豐宇賀能賣神坐也。五穀種所化神。保食神分身と
 あり。御鎮坐本記また廣瀨社縁起。倉稻魂命。此大忌廣瀨社也。又曰若宇
 加之賣命。伊勢外宮分身也。神名式又祝詞式にも廣瀨ふと見えたるを思ひ
 集めて。豐宇氣毘賣神。大宜都比賣神。倉稻魂命。保食神。豐宇賀能賣神。
 若宇加乃賣神など申す。同神の別稱なることを曉るへし。なほ神名式は。大宇
に。邇々藝命。御天降に登由宇氣神と見え。神樂歌に。登遠加比賣など申せるも同
神の別稱なり。武郷云。神名秘書裏書。大神宮古書云。大御氣都比賣神とも有り。
 諸此神の生坐る傳。上は見えたる。記紀二の傳の外に。また古事記。伊弉
 册尊火神を生坐る事ありて。因生此子美善登所長而云々。於辰成神名

彌都波能賣神。次和久産巢日神。此神之子謂豐宇氣毘賣神とある。いと
 三の傳の有り中。和久産巢日神之子と申せる傳。上に引る。世記御鎮坐
 正説なりける。と云れたり。ふはよと考へし。又重胤云。古事記。須佐之男命
 娶大山津見神之女神大市比賣。生子大年神。次宇迦之御魂神二と有と。
 此の倉稻魂命と云。同名よして異神なり。但其は二柱とあれども。其文を受けて
 下。大年神の後神等を載たるに。宇迦之御魂神の後神。子神等の沙汰なき
 不審しき事なり。因て思ふ。上代本記。土御祖神社の祭神の中。宇迦
 魂大年神一坐。武郷云。鎮坐本記にもまかあり。とあるを世記より。宇迦之御魂神と有て。大年
 神を云ざるを以考ふる。此は大年神の亦名なるが故。屋船久々遲命などの
 例。重複れる御名也。伊奈利社記。三箇峯三社秘説。社説云。中倉稻魂
 命也。即素戔鳴尊子。母山祇女。大市姫。伊弉諾尊子。全名云々。上進雄尊。下大市姫。以上三坐神。是尤秘
 々中深秘也。神祇拾遺云。弘長六年加田中四大神。為五坐也。田中社

者。太田分身三峰地主乎。一説云大四大神者。四柱見神也。五十猛。大屋
 姫。林津姫。事八十神也。云々舊傳云。當社素戔嗚尊鎮坐其一也。然則極
 此神愛木勿論事歟。云々と見え。二十二社神體秘記も。稻荷神社。中倉
 稻魂命。上土祖神。下大山祇女。と有る。何れも大山祇女とある。其御祖は坐
 し。又田中四大神の兩社も。共々素戔嗚尊の御子神たる由緒を思合せて。
 此の倉稻魂命の外。別々素戔嗚尊の御子神も。倉稻魂命と申す神の坐
 事を。曉る可きものなり。山城國向日神社々記も向日神と申す御年神ふ
 るよし云る。日向飯神と云事なるべき如何にして。此同名異神の御坐す事を
 まづ心得す。其説は窮るの故先此より少記せるなり。二十一社注式に。稻荷
 内に。中社倉稻魂命神播百谷神也。一名豊宇氣姫命。大和國廣瀨大明神。伊勢
 も足さる事なり。然れども。播百谷神也とある。古文なるべし。其ハ此の倉稻魂命
 坐せたり。如此く別神は坐せたり。御名は。御坐す。其を播生し。耕作給ふ神に
 坐せたり。如く別神は坐せたり。御名は。御坐す。其を播生し。耕作給ふ神に

宇氣は同じ。私記は宇氣者食之義也とあり。記傳大宜津比賣神名の解は
 宜ハ食也。とて此食を放てハ宇氣と云。豊宇氣毘賣神。保食神など是なり。又
 宇氣を轉して宇迦とも云。此ハ風を加邪。稻を伊那。酒を佐賀と云。如此れハ氣
 宇氣宇迦みな同言よて右の神等の御名。いつれも此食の意なり。御膳御饌な
 物なり。とあり。魂を美拖磨と訓ること既云り。恩頼の意なり。宇氣を主り玉ふ
 大神と坐て。其恩頼を令蒙。給ふ義なり。とて此神と。木ノ神とを屋船命と申
 す。につきて。此事上。平田翁云。神祇令。季夏月次祭條。義解。謂於神祇
 官祭。與祈年祭同。即如庶人宅神祭也。と見え。野府記曰。長元元年
 十一月廿五日乙卯宅神祭。奥儀抄。保食神宅神也。とまた宅神倉稻
 魂命云々。とある。なをあげておもふ。此ころ迄ハ。屋船命と申すハ。豊
 宇氣毘賣神の事なる由を。世人知て宅神と云て。月々いみしく祭りけんこ
 と。知られたり。此大神ハ食物を幸ひ坐す。御功德更も云とす。経織の事も。

此大神の御身も。靈の生れるより始まり。屋船をさへよ。守護たまはば、食物住所
 衣服の道を。靈幸ひます本つ御祖神よ坐て。尊一など申すも更なる神徳になん
 坐々ける。うへ天照大御神の。重く此御靈を祭らせ給ひけること云り。さて
 式よ。神祇官よ坐。御巫の祭。神八坐の中の。御食津神と申す。則此神よ坐
 なり。祝詞に大御膳都神とも云り。内宮儀式葦原神社の下よ。宇加乃御玉御祖神ともあり。
 又式よ出羽國飽海郡よ。大物忌神社名神とある社も。倉稻魂神よ坐すよし。
 諸書よ見えたり。猶此神の御事下よも云り。考合すへし。又此御名の文字。本
 得す。誤字か。食字を誤れるにや。又衍字にてもあらんか。和名抄よこれを引て此字
 なし。又神武紀なるも倉字ハなし。然るを倉稻魂と。稻魂とい別なりと云説ハ非な
 云り。

又生海神等號少童命。山神等號山祇。水門神等號速
 秋津日命。木神等號句句逆馳神。土神等號埴安神。然

後悉生萬物焉。

海神ハ。重胤云。下なる被除條よ。底津少童命。中津少童命。表津少童命とあ
 る。此三神を総云。故よ。海神等とい云なれど。其生坐る所よ出らんよハ。同
 事を再云よ及ましき事なるを。此に在ハ。文の錯れたりものなり。記も然り。

○少童命。名義和多ハ海。都ハ助辭。美ハ尊稱。月讀山祇などの美も同し。
 此御名文字。神武紀にハ。海童とも書り。博物志云。西海神童。張華詩有。○山
 海童。遼路注云海神也とあり。無。恭文字なるよし。岡象女の下に云か如し。○山
 祇。名義海津美よおなし。神名式伊豫國越智郡大山積神社。名神大○武
 名高き大三島。また伊豆國賀茂郡伊豆三島神社。名神大月も此神ふり。其外
 大明神なり。次新嘗

にも御社多し。平田翁云。山津見ハ山を掌給ふを。木ハ山よ生る物なる故よ。
 山開。ハ。此神を祭るぞ古道なる。其ハ大殿祭詞。また山ノ口に鎮坐す山神な
 ちを。祭る詞を見ても。知へしとあり。さてまゝ延曆儀式帳に。大山罪御祖命と

申すも。此神よ坐へし。式に。度會郡大水神社。とある社を。大。一書ハ山雷とも
 水神社一處稱大山罪御祖命とあり。

見えたり。山蔭云。すへて山津見の津見に。祇字を書れたるのいかなる意にか。もし山野なども野祇と書へまは。山神に。限れるのいかなしと云り。○水門神。水門の海は出入る戸口なり。島門の通ら碎なり。○速秋津日命。此神の後、を掌給ふ神也。名義。大祓詞よ。荒鹽乃鹽乃八百道乃。八鹽道乃鹽乃八百會爾座須。ハヤキツヒメトイフ速開都比咩止云神。持可モチカ可吞氏牟。カニツムとあるよよるよ。清明さ意也。さるハ罪穢を祓清むる時。瀬織津比咩云神。其罪穢を大海原に持出給ふを。此神鹽乃八百會爾座て。其を受取給ふを。か可々吞とい云るなり。さてか次々。根國底之國まで送り出給ふよ因て。遂は罪穢のすらい失はるを以て。清らかに明けきよまて。御名は負せまつりよもあるへ。又案に開く事をアツと云へハ水の門口の壅ら開字を書る。かこて此神ハ一柱よ坐し。大祓詞よも。速秋津比咩と云て。一柱にませり。然るよまの記よハ。詳は比古比賣二柱よも坐々て。河海よ因て。特別に御子を坐へよ坐坐るハ。例の分身よ坐ますの故也と云り。儲水門神等と

ハ彦と姫とを包たるふるへし。式に伊勢國度會郡瀧原宮大月次新嘗とあるを。倭姫世記に。此彦神とし。並宮を姫神と記されたれども。式及儀式帳。大神。遙宮と有れハ。後人の加筆なるべし。○木神等。木神ハ一柱よ坐を。等とあるハいハ。若くハ行ハ。○土神等。本よ等字脱たり。今永享。本よ依て補へり。○埴安神。御名の義上の一書よ云へり。儲神武紀。天皇以。前年秋九月。潜取天香山之埴土。以造八十平瓮。躬自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故号取土之處。曰埴安。とあれハ。此時始て祭給ふか如くなれ。前年九月。下。夢有天神。訓之曰。宜取天香山。社中。土とあれハ。神代より鎮坐りしを。更よ此社の土を取て。天下を安定し玉ひし。其祥よよりて。其地をも埴安と負せたりしよし也。此ハ式十市郡畝尾。坐徒土安神社とある御社の地よて。此説よらハ。埴安と申す御名ハ。この香山なる地名より出たる御名なり。さらハ此神ハ。上の一書よ埴山姫とあるハ。本の御名よて。埴安とあるハ。此地よ鎮坐てより後の御名なるへ。金神金山姫と申すに對て。此神の埴山姫。儲埴山姫の住ませと申すハ。本の御名なるへとおもはるべし。

るより起りて、香山を又據山と云けんとは、其事あり。其の金山姫の位ま
 せより起りて、この山を、天、金山とも云へりしこと。志の思はるなり。○悉生
 萬物といふ人草のさならり。總て活と一活る物の始。祖を生給へるを云又ハ二
 具りて成坐るを御子と爲玉へる傳にもあるべし。さるは鎮火祭詞。神伊佐奈伎
 伊佐奈美乃命。云々國能八十國。島能八十島乎生給比。八百萬神等乎生
 給比氏。麻奈弟子爾火結神生給。云々とある。八百萬神は、こなる萬物よ
 あたり。物と云ふ名は、萬と泛と巨る中。神をも人をも指て云ること常ふれい
 この事なほ大物主神下に委く云ふし。祝詞は神と云るを。猶泛と物と云るなり。さて其より次て。火
 結、神を生給とあるも、こよいごとく符へれい。同傳なるべきなる。山蔭云。上下の
 此のれい。これも萬物の神なるべけれい。神
 字あらまほしとあれと、まさ方よろし。

至於火神軒遇突智之生也。其母伊弉册尊。見焦而化

去。于時伊弉諾尊恨之曰。唯以一兒替我愛之妹者乎
 則匍匐頭邊匍匐脚邊而哭泣流涕焉。

一兒。記よ子之一木とあり。記傳よ。古能比登都氣と訓へし。私記曰。一兒古
 事記及日本新抄。並云謂易子之一木乎。古者謂木爲介。故今云神今
 食者。古謂之神今木矣。云々と云り。此訓古き傳とさきことり。なほ古
 木を氣とも云へ例ハ。書紀景行卷に。御木木此云開。万葉廿。麻氣
 波之良。又麻都能氣。又近江の佐々木を。和名抄は篠筥とありと云り。私記
 に問。云々答云々。必以木爲喻者。古以貴人喻於木。故謂神及貴人。爲
 一柱一木矣。今此云子之一木。猶如云子之一柱矣。以賤人喻於草。
 故謂天下人民爲青人草也。とある如く。貴人を木。小人を草。古ハ喻
 さりけん。重胤云。神と云へい賤しく聞ゆれども。然に非ず。天之益人とも云る如く。
 人民の壽息これる狀を。神の所狭く茂り榮ゆるに喻たるなるべしといへり。

○愛之妹。記云愛我那邇妹命乎。あり。愛之本にウルハンキと訓り。此下も愛也。吾妹。このるをも然り。例ハ。應神紀皇太子御歌。古事記輕太子御哥。万葉十五十七もあり。言義麗愛。また私記より。宇都玖志伎とも訓へ。万葉をよしめ。古歌も多ありて。睦まゝみ親しむと云言也。妹ハ記傳に。履中卷。馬往來羽田之汝妹者。云々。汝妹此云。儼邇毛とあり。邇ハ伊と同韻を通はして云。白檮原宮段に。那泥汝命ともあり。又萬葉十七に。弟をさして奈弟乃美許等ともあり。○頭邊。脚邊。記云御枕方御足方とあり。枕ハ目座。阿登ハ足所なり。雄略紀に頭重胤云。此頭邊脚邊ハ。二神の邊合し給ふ組所にて。二神共御手を纏て。寐給ひ。敷妙の御枕方御足方の事也。其床上を後成。先成して。歎かせ給へるあり。と云れたる然る言なり。万葉の哥なごも。とるまじよめらか敷多あり。崩御玉へる御體の。御枕方御足方を云と思ふ可らず。○匍匐。萬葉十九。赤駒之腹婆布田爲。新撰字鏡云匍匐也。波良波比由久。靈異記云匍匐波良波布。なごあり

匍匐波良波布。なごあり

其淚墮而爲神。是即畝丘樹下所居之神。號帝澤女命。矣

淚墮云々。此も御淚即て神。化爲る如くなれ。記云於御淚所成神。このる。據て心得へ。○畝尾樹下。記云坐香山之畝尾木本とあり。香山ハ大

和國十市郡なり。此山の事ハ石。畝丘ハ。記傳ハ師云。此山の畝尾は。西へも引き。ことハ東へハ長と曳たりけん。今ハ其畝尾の形聊殘れり。樹下ハ。式ハ十市

郡畝尾。坐健土安神社。畝尾都多本神社。此を香山といはて。たに畝丘。樹下所居之神とある。右の式を合せて思へ。畝丘も樹本も。地名爲れる

なり。姓氏錄に。畝尾。連と云。姓もあり。此處。諸都多本とも。いひしよとあり。○

帝澤女命。記傳云萬葉二。哭澤之。神社爾三輪須惠。雖禱祈。我王者。高日所知奴。昔かく人。命を。此神ハ祈けむ由。伊邪那美神の。是ハ此神社と通え

たり。かの都多本。社ハ同じきやあらすや。よと尋ねへしとあり。大和志に都多本神社則在木本

村一階澤社是

也。名義或説は泣真雨なるべし。記八千矛、神御歌は汝が泣き

朝雨の袂霧よたむむ。とあるは合せて知らる。と云へり。記傳云らしな日記に、
とある今の世にも云語なり。これも涙の落つる。さまを云て、即さほりさほりなるべしと云へり。

遂拔^ニ所帶^ニ十握劍。斬^ニ軒^ニ遇^ニ突^ニ智^ニ爲^ニ三段。此各化^ニ成^ニ神^ニ也。

所帶。記傳云。明宮段は波加勢流多知と歌へり。立るをたせると云類よて。波
和流を延たる語なるの。自尊む辭とさしゆ。とてか用言よも。御と云こと。古は
記中よ御寢坐。万葉よ御立すなど猶多しとあり。○十握劍。記よ十拳劍とあ
り。記傳云ハ拳鬚七拳脛などの例なり。拳ハ搏^{ツカム}にて四指を並たる長を云。下
に搏字をも書き。書記よ握字を書り。上代よ手して搏て。幾搏と物の長を
量れるなり。然爲る。と今も遺れり。束るも手して物とて十拳ハ。劍身の長を
を搏集るを云也。

云なり。一書よハ九握劍ハ握劍と云もあり。とあり。諸此御刀の名を。記よ所
斬^タ之^ノ刀^ヲ名^ヲ謂^フ天之尾羽張。亦名伊都之尾羽張とあり。此紀の下巻に。稜威
共處に。重胤云。劍と云ハ刀と云る名義を云は。萬葉十一劍刀諸刃利足
踏。又劍刀諸刃之於荷去觸^ニ而^テなごある。劍は諸刃なる證なり。故思ふ。名
義ハ貫斬^{ツラキレ}よて。突^{ツク}と伐^{キレ}とを兼たる謂なるべし。名義抄よ劍を多知とも。和伎婆
佐牟とも訓て。下よ兩刃刀都流波と讀分られたり。大刀と云を斷^{ツグ}の意よて。
片刃なるを云へり。遷却崇神詞よ。打斷^{ウチツグ}物止大刀とあるぞ。目易とてよとさ
えたる。武郷云。右の説の如くなれど。轉して劍の太。和名抄よ。似劍一刃曰刀。
大刀。和名。小刀。加太とある。共よ片刃なるを云れハ。小刀ハ片薙^{カタナギ}の義なるを
知べしとあり。儲平田翁云。此紀よハ御刀の名を傳へ洩したる。こハ御刀と云へ
とも。神坐して。こよ成坐る神等ハ御祖なれハ。こよ御名なきてハ。得あるまじ
きなりと云り。とて右の十握劍。此にてハ劍名なれとも。下よ至てハ稜威雄走

神と申て劍は非ず。顯身の神は坐す事も更也。○爲三段。伎陀は平田翁云師説寸を伎と云ふ。刻の意也。万葉一玉刻春とも書て。伎は刻の字を借り、十三卷に真刻持と有も此意にて。伎陀伎邪牟などの本語なる分を伎陀と訓ゆゑ、景行紀は、願田と云、國名見えて、此云於保波陀と有。和名抄は、豊後國大分於保伊多とある地なり。伎を伊と云、是、伎陀は分、字を用たりと有り、分を波陀と訓る。分字もと分別の義なる故。段字を伎陀と訓むと同じ意は用しなりと云り。さらハ伎陀の陀ハ、邪と通音にて伎邪牟と同言なるへ、諸次の一書よる。此三段ハ雷、神山、神高靈神等坐せり。記ハ、この事見えず。一書ハ五段に斬て、五の山祇は成れりとあり。此事は下に云ふ。

復劍刃垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖矣。

劍刃、刃ハ齒と通ふ。又夜以婆と云るハ、燒刃の義也。○血。是時火神を斬給へる血の。天は激り上りて、五百箇磐石となれる。其血即ち火ふる事ハ、一書は是時斬血激灑染石磔樹草。此草木沙石自含火之緣也。とある處は委く云へし。○天安河。記傳云天上ある河なり。名義古語拾遺は、天ハ湍河原ともあれハ、彌瀨の河とあり。次一書ハ、八十、河中とあるも、同平田翁曰、此名、下の段々も見えて皆同河なり。師ハ神代の天上の故事を云る。皆此河河名にあらたてた、流ののくすちも有て、大きな河をいふなるへしと云れつれと然にハ非す其ハ天上にて、山としのハ香山と云ふか如く、河ハ此河、山ハ彼山に限るへき、妙なる由ある。○五百箇磐石。五百ハ數多きを云。記は湯津石村とあり。記傳云、師説は五百を約て由と云り。今云伊富を切れば與なれと與と由とは殊に近く通ふ音也。自を古言に由とも與とも云類。湯津柱湯津爪櫛なども、枝の多々齒の繁を云、村ハ群の意なりとあり。伊波と伊志との差別は、重胤云、和名抄に磐大石也、和名以波石、凝土也、和名以之と見は石義抄にも磐大石と云訓も有を以て言義乎思ふに、伊波は石張にて、嚴は石張大なる事灼然し、又石を凝土と云るも然る事にて石縮の切れるなり、斯れハ此ハ伊波牟羅とよむ、當れる訓なりけりと云り。○經津主神。

名義の部靈の御劔は依れり。其ハ神武紀ハ部靈此云赴屠能彌磨磨^トあるに就て。記傳ハ部ハ廣額玉篇ふと。斷澤と注せる意を以て書れしにや。今世の言も。物の殘なと清く斷れ離るる貌を布都と云り。布都理など云り。狹ともあり。○武鄉云。常陸風土記信太郡條に。古老曰。斯貴瑞垣宮。大八洲所馭。天皇之世。爲平東夷之荒賊。遣建借間命云々。段斬所。言今謂布都奈之村。枕冊子にいとわはれとまながら。泪のふつと出こぬなとあるみなこの布都と同じ。と云れらるるは依れハ。彼劍の利して。物を清く斷離つ意を以て。稱へつる御名也。彌加布都。比古佐自布都。建布。諸主。都豐布都などの布都皆一也。

ハ稱辭也。三代實錄貞觀二年七月。進河内國從三位彌加布都命。比古佐自布都命神階。並加從二位とあり。彌加は嚴なり。佐は記傳。河内郡板岡神社四座の内よ有む。と云れたる説に就て。重胤云。彌加布都命ハ武甕槌神。比古佐自布都命ハ。經津主神と聞えたり。と云れり。若て記。建御雷之男神。亦名建布都神。亦名豐布都神と見え。同書白檜原宮段。建雷神の降奉玉へる横刀を。此刀名云佐士布都神。亦名云豐布都神。亦名

布都御魂。などあるに就て。記傳ハ。建御雷神と此經津主神を同神と定められしことも。そは非ふるよし。上に云るか如し。されハ彼横刀の名を。佐士布都。豐布都。布都御魂と申すハ。其作用に就て布都と云るか。經津主神と申すハ。其摠躰を主。給ふ御名と爲るふり。斯在ハ。建御雷神の亦名なる。建布都神。豐布都神も。また御刀に依て。然負坐けるものとすへし。○祖。按此神ハ。次第七一書。斬斬遇突智時。其血激越。染於天。八十河原所在五百箇磐石。而因化成神号曰磐裂。神次根裂神。兒磐筒男神次磐筒女神兒經津主神。また下卷本書。磐裂根裂神之子。磐筒男磐筒女所生之子。經津主神とありて。磐筒男磐筒女神の御子なる事ハ。明らかなり。然るも今ハ其神等を祖といはず。五百箇磐石をしも。祖と傳へらるハ。異しきと就て。熟考るに。いと妙なる理ある事なり。とるハ。經津主神武甕槌神共。孰れも伊弉諾神の御劔に因て。成坐る神の御未なるに。下卷ハ。經津主神をハ。磐裂根裂神之子。

磐筒男磐筒女所生之子と云ひ。武甕槌神を、稜雄雄走神之子、熯速日神
 之子、熯速日神之子と。別きて云傳たり。此を思へし。同じ劍より化出させ給へ
 る神なれ。經津主神をも、共は稜威雄走神より申すへき理あらすや。と
 ら。此義いかに云ふ。此二神劍の御子なる事ハ、異なれど。其物質の出自
 を云時ハ、其父とする方を以て、其子ハ語傳へりなり。さるハ磐裂根裂神ハ、
 此なる五百箇磐石を以て父とし、劍を以て母と云たるふり。故磐裂根裂神共
 には、其父方の磐を以て名とせり。また熯速日神ハ、劍を以て父とし、磐を以て
 母と爲たるなり。故熯速日熯速日神。共ハ其父方の劍を以て名と爲り。これ經
 津主神ハ、磐筒男磐筒女神の子ハあれど。なほ其ことを押究むれば、五百箇
 磐石を以て、父と爲し、祖となすへき深き謂ある事よ。こゝにまづ其本を云置
 るなり。なほ此事次々云へし。さて祖と云事ハ、記傳云。凡て上代ハ父母ハ
 限らず。幾世よても、遠祖までを通ひして、皆た、意夜と云り。其證は古書に
 あり。父母は

其意夜の中の一せなるか有か中に近く親き故に、殊に其稱を專と負て、後には意
 夜といへば、たゞ其父母のみ、稱の如くなれりしなり。後世のならひを以て古をな疑
 ひそ。○武卿云。其父母の中にも、母は殊に親きもの故に、又
 其稱を專と負り。其ハ母を御祖と云る事の多きを思ふべし。故、古書ハ祖字を
 於夜と訓て、親の事ハ用ぬたり。意富々々遲意富遲なと事分て云と書
 きの名にて、すべては何れもみな意夜也
 記ハ、遠祖上祖本祖始祖など書て、登富都意夜と訓つ。是も古稱よて、萬
 葉十八よも遠都神祖トホツカムカキなどあり。又子と云も、己か生るは限らず。子々孫孫まで
 かけて云号なりとあり。さて經津主神武甕槌神ハ、世ハ名高き神ハ坐す故よ。
 此ハ其祖の成坐る因よ。まづ其出自を知しめたるなり。

復劍鐔垂血激越爲神。號曰熯速日神次熯速日神。其熯
 速日神是武甕槌神之祖也。亦曰熯速日命次熯速日命
 次武甕槌神。
 劍鐔鐔ハ留刃の意なる由。具原篤信云り。とあるへし。切羽と云物あり、鐔和
 狹鐔の意と云り、鐔和

名抄唐韻曰。劍、鼻也都美波。とあり。今都婆と云ものなり。記は御刀、本とあり。鐔即ち本とあれは同事なり。○激越為神。記に走就とあり。さて此は初は化れる磐石。激越てなること。次の一書は。其血激越。染天、八十河中所在五箇磐石。而云々とある。明らけし。記にては此事を此國土にての事とせり。然れは激越其磐石と書るべき。たゞ激越、為神とのみ記れたる。上文は既は劍、又垂血。是為天安河邊所在五百箇磐石。と記れ。故に。自ら其磐石なること通ゆる故。畧きたる物なり。山陰は、駒遇突智を斬給へるは。此國にての事なる。其血の天なる河中の石に激越むことは少し如何と云れたれど。此等は神の御態の上の事なれば。尋常の理以ては料るべからず。又彼天地相去未遠と云る文より。説も非なり。いかゞ天地の間の近き頃なりとて。此國の血の天上に上らむ事は。なほ尋常の理以ては。うたかはしき事ならずや。○夔速日神。記傳云。夔、借字。夔、伊迦。伊迦は通ふ言なり。其伊迦は嚴矛。紀。舒明。重日。紀。皇極。伊賀志御世。祝。又伊迦米志。伊迦志。源氏にのたまふ云々。いかに。なごの伊迦なり。其美迦と通ふ例は。遷却崇神祝詞。建御雷神を健雷命とあり。又嚴さを美迦と云る例は。紀は謂ゆる夔星も。嚴さを云。夔

乗も嚴乘なり。神及人名も。夔と云は皆此意と知へし。とあり。此説夔の義に就て注るなれど。猶按よまからし。此神は劍鐔の血。磐石は激越て。成坐る神とありて。其磐石は經津主神之祖とあれは。此神の爲は。其磐石は母の如く。劍は父の如し。されは御名も劍は因て解とへし。とら。夔は。もとより借。身光なり。神武紀と云る人を。姓氏録に水光姫とあり。これも光と云言の例とすべし。劍の身は尖き光あるを以。負玉へる御名なるべし。速は速素彥鳴尊の速は同じく。烈と猛き意。日ハ産靈の靈は同じ。○燖速日神。比波夜備と訓へし。燖は借字。此も身なり。劍の身を美とも。比とも云る事は。寶劍出現章。韓劍之劍とある。劍は真身なり。神武紀は劍持神とあるも。劍を持るより。此も同一。崇神紀歌は。佐微那辭耳阿波禮とある。真身無し可憐なり。推古紀御歌句禮能摩差比も同一。されは此御名も。身速日。よて。劍刃の鋭利なる状。よて。物を截つ事。迅速さを云る御名とすべし。出雲風土記は。極速日子神とある。此は別神か知たし。此は簸河段と云る。○

其夔速日神。燮速日神をこゝおきて。夔速日神を。武甕槌神之祖也。云へき
よしなし。永享本は此五字无し然るへし。○武甕槌神。夔の上も同じ。槌は野槌
の槌の如し。重胤云。槌は劍を云なり。又太刀とも通ふへし。此神はしも。横刀を以
て物を斬平る事に。功坐須神と成玉へれば。名義を武甕劍と説く。と
云れたり。記は。建御雷之男神。亦名建布都神。豊布都神あり。記傳は。古
事記は。經津主神と云神ふきを。書紀は。經津主と。武甕槌を別神としたるは。
甚く異なる傳なり。武卿云。記傳と云れされど。異なる傳あり。此紀の方正
し。記は。石筒之男神の下。次石筒之女神。次布都主神。こゝあるべきを。脱ら
し。よて。それと異なる傳也ける。さるは。此神等の御祖。夔速日神は。主と
御刀の神靈は。因り。磐裂根裂神は。磐石の神靈は。因て成坐し。其成坐る所由
も詳し。別りて。皇孫命の御天降の段も。二柱並坐し。今も鹿島楳取と。二所
は。別りて鎮坐し。もごより一柱ならぬ事。灼然きを。記の誤れる傳は。據て正し
き方を異なる説の如く云れたるは。甚しき非事なり。○亦曰。夔速日神云々。

山陰云。此は異説あり。一云。こゝ有へけれ。亦曰。いかにふり云り。此次第は
記は同じ。

復劔鋒垂。血激越爲神。號曰。磐裂神。次。根裂神。次。磐筒
男命。一曰。磐筒男命及磐筒女命。

劔鋒。記は。御刀前とあり。鋒は。斬先なり。○磐裂神。根裂神。磐は。上は見えたる五
百箇磐石の磐なり。裂は。字の如し。此は。今手走る血即火。よて。其激發と燃上る
勢氣に。五百箇と。こゝらある磐石の。分裂散る。よ至れりけん。其時は。當りて。成
坐る神なるか故。即其を御名。よ負せ奉りしなるへし。火を以て磐石を分裂と
事のもと。此は。根せりと。いはず。また。重胤云。裂は。彼劔。鋒より。成坐る神な
る故。又。磐根木根をも。刺割へき。後成坐す。一也。式の祝詞は。磐根木根履
佐久彌氏とある。佐久彌は。裂所見よて。足よて踏回めたる所の。破裂たる状。よ
見ゆるよて。其佐久も。此の例なるなり。

記傳は。引れたる。万葉。一。石根。左。久見手。
奈積來之。六。に。五百。重山。伊去。割見。二十

に奈美乃間を伊由伎佐久美と又或説人面の凹凸あるを凹面と云ひ能面
まさくみと云有り又思さくりなると同じと云ひ源氏少女巻にさくしり者すけたる
人立交りてとあるは兒童の小さかしまを云るよて平穩ならぬ意な
るなり但此神名の裂は割裂の義よて右のまくみにはあらざるなりと云りよて
記傳よ此神名の根根折と云言を二つに分て二柱よ名けたるものなれば根も
磐根の根也とあり○磐筒男命筒借字よて武甕槌の槌に同一都々都知
通音
諸此神主と磐石の神靈よ因て成坐れ御名よ負給へるなりよて此神等の
御祖の成坐の本ハ磐石よ血の激越けよてなほ彼甕速日神の成坐と同じ
けれと彼神等ハ御刀を以出自と一此神等ハ磐石を以出自と爲給ふ事深き
所由ある事なるへけれと知たした古傳よ附てし知らるのみあり○一
曰秘閣本活字本永享本熱田本よ曰宇云よ作るそ宜しき

復劔頭垂血激越爲神號曰閻羅次閻山祇次閻罔象

劔頭記よ手上とあり記傳云今云柄なり神武卷よ撫劔此云都廬者能多

伽羅羅利辭魔屢とも見え又劔柄と書て多加比と訓る處もあり其ハ美を
後よ比と云成せるふりとあり万葉九ノ燒太刀乃手顛云々名義握みなり
手よて束む處なればなり今も束ぬる事をたかぬると云なり○閻龍記云次
集御刀之手上血自手誤漏出所成神名閻添加美神とあり諸上よ
新軻遇突智爲三段此各化成神也とあるを第七一書よ一段是爲高
龍と見えて己ハ高龍神ハ成坐るを今又此神の生坐ハ其御功を輔相て雨
を降せ玉ふ神ふるハ一各義記傳云久良ハ谷のことなり閻と書る
驚の奈久々良多爾とよめるもた谷のことと又諸國よ某倉倉某と云地名の
多かるも谷よりそ出つらむとありよて各義添加の意ハ未思得す美ハ龍蛇の
類の稱なりと記傳よ云れつれと重胤云龍ハ字書よ龍也と注せれば寔よ
龍神よ坐へし常陸風土記行方郡條に俗謂蛇爲夜刀神其形蛇身頭
角率似鹿と云る状寔よ合へり各義大驅水なるへし記傳ふる大年神の后

神は天知迦流美豆比賣の。天は借字よ。雨知驅水姫と云事。心著て考
 る。雲霧と成て水の空よ上れる即驅なり。又其雲霧を分散して。雨と降らせ
 る其も亦驅なり。又夏などの照續きて。遠灼と晴度りたる大空よ。夕立の降る
 状など。殊は其水を驅給ふ事の甚しき也。此を以て此神の水を御心の任々よ。
 物爲玉ふ事を知へし。豊後風土記よ。球珠郡球罩郷。此村有泉。昔景行天
 皇行幸之時。云々令汲泉水。即有蛇龍。簡美於茲天皇勅云。必將有龍
 一作 是らと思ふ。此神は龍よて雨を物する神也。一書は高麗と云もあり。其ハ山上
 なる龍神。この間麗ハ谷なる龍神なり。このるはさることなり。と云り。神名帳よ。
 意加美神社處々よ見ゆ。○間山祇。間の意上よ同じ。谷なる山神なり。諸右
 の間麗神を。私記は是山神也とあるを釋は兼方案之。間麗非山神。可謂
 龍蛇之類歟。私記之説不審也。このれども。詞林采葉よ。日本紀云間麗云

云山神也と云事も見えたり。古より傳はれる説也。思ふよこの間山祇と力を
 合せて坐給ふ事な。かとも云傳へし。○間罔象。記傳云。此ハ谷の水神なり
 とあり。式に山城國愛宕郡貴布禰神社 名神 とある社を。諸書は罔象女命と
 も。高麗命とも。間麗命ともありて。何れか其とも定め難き如くなれども。よく
 按ふる。高麗神と間麗神と。同躰とも申すへ。亦罔象女命と云るハ。この間
 罔象神を。其の語傳へしよもあるへし。諸記ハ此處。間添加美神。間御津羽神
 二柱よ。間山祇ハ。さて次は所殺迦具之神之於陰成神名間山津見神
 とあり。此記と異なり。これと上よ云る如く。間山祇神を間麗神同躰也。と
 せるよれば。此傳の方を宜しむるべき。○平田翁云。此段の傳は依て悟り得つ
 る事ふある。其ハ火神を斬給へる御刀の刃より垂落れる血の。天上よ激上り
 て。まづ五百箇磐村と化り。又其鋒と鐔より。垂落る血も。悉は其磐村よ激
 越て。神等の生坐るを想ふ。火ハかを生出し初より。上よ昇る勢氣ある物よ。

今現も其如く。燃立つ勢の昇りあひる。深き謂ある事なるへし。倏然天上を寄
 憑る火氣の。虚空よりみち満て。至らぬ限なく。産靈の神靈を佐けつ。地を照入
 り。土氣鹽氣火氣相和して。千は變り万は化りて。彼硫黄鹽硝など云類を始
 は。皆これに因
 て成れる也。物類を生成して。青入草の要を爲し。其産し成せる草木を以て。
 火を集むれば。火きこも小きこも疑。集り。それ燃盡れば。灰に化て残り。また此を分
 かる。火氣の元の虚空に歸る。これぞ火産靈神の徳のあらまじし。有ける。實は
 火はかり奇異なる物はあらじとぞ思ふと云れ。又云。此、一書の傳は。次なる一
 書は。伊弉諾尊被_レ劫新_レ斬_レ遇_レ突_レ智_レ爲_レ三段。其一段爲_レ雷神。一段是爲_レ大
 山祇神。一段是爲_レ高麗_レとある傳は。元は混一の傳なるを。かこ二は別れたるも
 のと所思たり。そは此一書に爲_レ三段。此各爲_レ神也。と云るのみよて。其神名を擧
 ぐ。後の一書には。三段に成れる神のみ有て。磐石と御劍と成れる
 神の事の無を
 以て考知して。又云。此一書の傳は。古事記なる傳と合せ考る。磐裂神より以
 下の神等の成坐る順次も。其成坐る血の著所も。熟符へれど。其勝劣をいは。

古事記の神代紀の委しきま及さりけり。そは一はに神代紀のハ劍、又垂血。是
 爲_レ天安河邊所在五百箇磐石也とありて。御劍の又の血まつ天は激越上り
 て。天、安河なる五百箇磐石と化り。かくて鋒まら鐘は著たる血も。悉く激越上
 りて。其磐石は著き。其は因て神等の成坐る赴なる。古事記の赴よて。始は
 又の血の。まづ天安河邊なる石村と化れる事のみなき故。其斬給へる地の近邊
 にも。本より有ける石村は。血の走就て。神等の成坐るべき也。此は神代紀の傳は
 異よして。各々一の傳はとも云へれど。古事記は初發の血の。石村と化れる事
 のなきは。傳の洩たるよて。此は殊に神代紀の傳の尊と所思るなり。二は古事
 記は。石折神次根折神。次石筒之男神柱とありて。三神共は當時は成坐る
 由は記されざるは。異なる一の傳なるへれど。神代紀の傳の勝たること多けれ
 ば。それ從へし。三は。神代紀の經津主神と。武甕槌神と二柱にて。其祖神も
 正しく二方より別れたるを。古事記は經津主神を落したり。師は古事記より

て。經津主神武甕槌神を一神とせられれど。成坐る初は御祖も二方別た
 れ。其の一偏は決りなき事なるをや。と云れし。みな然るべき論ともなり。○記
 云。目石折神以下。閻御津羽神以前。并八神者。因御刀。所生之神也。此
 神等の御名に異りはあれど。所生る數は八柱に坐り。さて平田翁も云れたる如
 く。磐筒男磐筒女。煖速日神等。經津主武甕槌神の出自を語ると。此處に出な
 るなり。此時生坐る神に非ず。此者經津主神之祖。此者武甕槌神之祖。とある文を
 付て辨ふ。とあるは據り考ふれ。八神す
 へて。御刀は因て所生といへども。分ていは。磐裂根裂の二柱は。主と磐石よ
 り。其の始め御刀の刃より。垂落れる血の化たる磐石の。磐といふ語を名に負まし
 り。其子をも磐筒男磐筒女神と申すを思ふ。さて又火神の火にもよれり。石よ
 り火の出る。煖速日神。主と御刀より。下に稜威雄走神之子。煖速日神之子
 火の。かて此神等亦磐石にもよれり。閻籠閻山祇閻罔象は。主と血よれり。血
 刀の砥によりて利き。このよしなり。成れる故に。雨と水との神なり。上の罔象女の御尿になれる。また火にもよれ
 る事。龍蛇の火炎を含めるにて。知し。倍上の神等。磐石に由あり。此三神。然ら
 ず。故記にも閻淤加美閻御津。羽の二柱は。着石村と云はす。諸劔火は。燒又石よ水よ。さつ。礪て其用をな
 す物なれ。火と石よ。よる由縁など。こゝも思合す。さて又平田翁云。石よ因

れる神は。二柱成坐し。其子も石筒之男石
 一柱なり。此の幽き謂ある事なるへけれど。凡人の測り知るべきこと非ず。但し
 神根裂神と二柱。磐筒之男神磐筒之女神と二柱に坐せ。一柱にして。二柱と
 坐し。二柱にして。一柱に坐ならむと思ふ。其の神代下卷に。磐裂根裂神之子。磐筒
 男磐筒女神之子。經津主神とある。赴のしか通ゆるを思合せて曉べし。○經津主神武甕槌神を。天神と申す事は。
 右に云る如く。軒遇突智神を斬給へる血。天上よ上りて。五百箇磐石より。ま
 た劔鐔劔鋒の血も。天上よ上りて。其磐石よ激越き。其物よ因て此二神の御
 祖に成坐れ。もごより天神ふるべき理なり。さて又閻籠閻山祇閻罔象の神等ハ。
 いひよと云ふ。重胤説よ。記よ次集御刀之乎上血。自手俣漏出とあれ。鋒
 よりも鐔よりも。垂れる殘血の傳り下りて。其劔柄を振らせ玉へる。御手の指。股
 より。落たる血に依て。成れる神等よ坐せ。上件の神等よ比へて。支神よて。國
 神よ坐るなり。上なる鋒。血鐔の血ハ。天よ上れり也。然るを自手俣漏出と
 有ハ。上よ昇れるならず。下よ漏落たる事著明けれ。此三柱を國神也。と云ふ。

り。斯れは此は復劍頭垂血、激越も。彼五百箇盤石は激越の義なるより。上の例なるべき事なり。其復字は依て知らるれども。猶記の正しきより加さる也。故著御刀前之血。走就湯津石村。所成神名云々。次著御刀本血。亦走就湯津石村。所成神名云々とある。二つは湯津石村の事見えたる也。此に其事を記さるる。心を付て考ふへとなん。と云れたる此説然るへし。

然後伊弉諾尊追伊弉册尊。入於黄泉而及之共語時。伊弉册尊曰。吾夫君尊何来之晚也。

黄泉ハ本訓はヨモツクニあり。例ハ記は豫母都志許賣。此紀は余母都比羅佐可などあり。されどたゞは豫美とのみも讀へし。重胤云。言義はしも。伊美は忌諱くる意なり。鎮火祭詞は下津國。本書は根國。記は根之堅洲國とも云事。已は注るか如し。然るは外に黄泉國とも云名あるは。忌諱國と云事なり。然

るは下也。伊弉諾尊既還。乃追悔之曰。吾前到於不須也。凶目汚穢之處。故當滌去吾身之濁穢と見え。第十、一書は。親見泉國。此既不祥。故欲濯除其穢惡とありて。記なるも右と同し赴きて。其濁穢を滌去むと爲給へるは。深と忌避け給へるの故なり。又此は今世人夜忌一片之火。又夜忌擲掃。此其縁也とありて。此時は在つる事なり。後迄も忌避て爲まらんと。行ふまらざる事共の多きハ云も更なり。下は素戔嗚尊の。吾欲從母於根國と申給へる。伊弉諾尊惡之曰。云々と答とせ玉へるなど。皆其國を忌惡ませ給ふの故なり。忌を伊美と云を。淡路國などにては由美と云るも。月讀尊を月弓尊と申す例を引か。更は強言は非るものをや。と云り。偕伊弉册尊現身隨。黄泉國へ往ませりし由縁ハ。上も既云りしか如く。男神を恥おぼはしてのことなるを。今また伊弉諾尊の女神を戀ひ悲しめて。其國に入坐る。現身ふから往坐たるより。其ハ何處より物し給へると云ふ。紀伊國ふる熊野よての事なるへし。さるは前は神退

坐ける時。暫散を藏し奉れる殯歛の處即其地なれば。今又黄泉も入坐るも。其邊の地方とおもはるなり。かの隈野と云るも。さるよりの地名なるへ。また後大己貴命の黄泉國も入坐し。木國なるなどを思ふ。必この國なるへと推量らるなり。○共語時。第九一書。欲見其妹乃至殯歛之處。是時伊弉册尊猶如生平。出迎共語とある。前神退給ひし時の事として。此は異れり。此は其より後の事なり。よこそすまひぬべし。さて今共語ひ給へる御言ハ。記に伊邪那波命語詔云。愛我那邇妹命。吾與汝所作之國。未作竟故可還とあり。必此は在へき語なり。其は第十一一書。伊弉册尊の御言に。吾與汝己生國矣。奈何更求生乎。と申玉へる。其結の文なり。相照して知へし。○吾夫君尊。記傳云男神の我那邇妹命と詔へる。對て。女神の男神を申し給ふ稱なり。那ハ汝。勢ハ兄とて。凡ては夫婦兄弟の間のみならず。女を妹と云。如く。凡て男を尊み親とて呼稱なりとあり。借夫君字ハ此の一義に就て書る文字なり。那勢の凡ての意には

あらずとあり。

吾己ニ曰泉之竈矣。雖然吾當ニ寢息。請勿視之。

食泉之竈。記は黄泉戸喫とあり。記傳云。閉ハ即竈のことなり。戸字を書ハ竈を然云。借黄泉戸喫とハ。黄泉國の竈とて。煮炊たるものを食をいへり。是なむ火

を忌清むる事の本也ける。あなかし。萬の禍ハ火の穢るから起るをかし。さて今此は如此申給ふ。族離れおとさ御心ハ坐々して。又此世は還坐まほしとは。おもほしめすものから。此黄泉戸喫の穢よりて。還坐こと不能るよしハ。火の穢よりて。此國は災あらむ事を。憚おもほしての御事なり。其は如何なる理よりてと云。こと料知へからず。○武郷云。大凡の意はかゝる事なるへけれ。伊遇を調理る器を登と云しなり。黄泉食喰とハ。黄泉の登にて煮焼きたる食をいふなり。播磨風土記に。奈閉の落し處を黒閉都と号と云ひ。また神壽詞に。伊都閉黒益之とあるなど。竈の事にあらす。な登なるを以て。さかおとほるなり。とあり。重胤云。此はも第十一書も勿看

吾矣。あるは。其食泉之竈に依て。嬉哉とも妍哉ともある可美少女坐し。醜女と變らせ御在し坐し故に。御面を合せ御在し坐す。幽闇き所より申させ玉ひしなり。然れども記よ。與黃泉神相論とあるは。其穢を元の處へ却し給ふ道を論ひ計らせ玉はむことなり。此よ吾當寢息とあるは。暫時よても息とせ玉へらむよは。其食氣の薄と成る事も有むことなり。中古御定にても臨時祭式に凡觸穢惡事應忌者。人死限三卅日。産七日。六畜死五日。産三日。其喫共三日。とある如きも。日數の立に隨ひて其穢惡の漸々薄らぐ故也。此を火を忌清むる事の本なりと云れたるならん。甚々卓き見なりける。○雖然。平田翁云。豫母都戸喫して。還坐むたき御身。上とたりませり。然れども云むか如し。○吾當寢息。この文今本のまよて。聊か通えむたきか如し。記よ然愛我那勢命。入來坐之事。恐故欲還。且與黃泉神相論とあり。いも右よ當る語のありけむを。脱しつるものなるへと。記傳にも既字を補れおもらるれど。暫時息いせ玉ひて。食氣の薄らぐを待給へる御言とて見る時ハ文のまよても通へし。とらる諸の穢。月日を経れ。うすらき清まる物なれ。

寢息まて。一夜を過れ。黃泉戸喫の穢。や薄らき行へし。然て還む。其迄ハ勿視まて。請給へるなり。○請勿視之。平田翁云。夜見國の御有狀の見苦さを。男神よ見せ給はしことなり。其ハ記に宇士多加禮云云とあるをなるとし。然在ハ。此出迎坐ませる時。夜見の實の御貌を製て。元の御貌よて相見坐るなり。其ハ下文に其實の御有狀を御覽して男神の始て畏坐しを思へし。と云り。

伊弉諾尊不聽キ、玉ハヒシガコ陰取チ、ユウ湯津ツ、ヌ爪櫛ツ、マクシ牽折ヒキ、カキテ其雄柱ヲ、シラツ以爲乘炬ヨ、ヒト而見之。則膿涕虫流。今世人夜忘イ、ミ一片之火。又夜忘イ、ム櫛シ此其緣也。コトシ、モトナリ

不聽。第十一、一書。伊弉諾尊不從猶看之。海宮遊行章に火々出見尊不聽猶以櫛燃火視之。記よ莫視我。如此白而還入其殿内之間。甚久難待。故云々とあり。○

湯津爪梯。湯津ハ五百津まで。梯齒の多きを云。爪ハ借字。平田翁云都麻理の省りたるまで。梯の齒のまげと。間の迫れるを云なるへし。梯ハ師云。本串と同名なり。火を燭一給ふを思へハ。上代の梯の齒は。や長かりしかは。串と同類をわいごあり。○雄柱。本にホトリヤ。記ハ男柱ごあり。記傳云。共ハ袁婆斯羅ご訓へし。新撰字鏡ハ。撞柄ハ橋梁之左右之柱。乎止古柱ごあり。大神宮年中行事云これハ御殿の高欄の男柱。東男柱西砌云。柱。字鏡云云ると同じ。是ハ准ふれば。梯も左右の端の大なる齒を。男柱ご云けむごあり。○秉炬。萬葉集ハ手火ごあり。手して秉る火のよしなり。中古云。云物是也。續松ハ手火松と云事。て松の肥たる所を折て。火を燭すを云なり。○見之の下本ハ者字あり。今永享本ハ元ハ因れり。○膿沸虫流。膿ハ熟ふり。虫ハ記ハ宇士多加禮。許呂々波豆云々。記傳云。宇士ハ蛆。字を訓來れり。本草ハ蛆。蠅之子也。凡物敗其則生之ごあり。和名抄ハ。胆を波閉乃古ごありて。宇士といふ訓ハなし。胆ハ蛆ご通ふ。宇鏡ハ。端を宇自ごあり。蛆の宇士なるハ。今も腐爛たる物ハ生る小虫を。宇士ご

そいふ。武卿云。重胤云。宇士ハ名義抄に蛆。字を。ムシともウシとも。ワタリマルとも。モコヨヒとも。訓れハ。屈みてハ。蟠かまり。伸てハ。透蛇ふ。虫と通えたり。多加禮ハ。今世の語。すへて鳥虫ハ。この物ハ多と集るを。多加留といふ。人多加人にも云り。即宇士か。虫流の訓ハ記ハよれり。膿沸二字ハ。即許呂々波豆ハ。當れり。さて虫ハ少し似つかはしからぬ。流。字を書れたるハ。多加流々を。那我留の甚々多くて。餘る許なるを。流と云ことあるなり。と云り。下の一書ハ。脹滿大高ごあり。平田翁云。夜見國の實の有状ハ。かこ穢と畏キ状なる故。其をまさ男神の御覽ごむことを。やせしみ給ひて。前ハ姑と待て見給ふなど。約リ給へるふりけり。ごあり。なほ下一見。我情。云々の下に云る。言ごも考合せて喩へし。○今世人云々。此ハ十八字下。一書ハ。一片之火ごある下。ごあり。か。混れて此ハ入り。ものなるへし。或説ハ古本ハ。次の亦自来追の下。出たり。其處ハあるへきなり。と云り。さるまでも。一片之火ご云こと。此一書ハ見えぬ。猶いかなり。又丹鶴本ハ。本のままで。今世人夜忌擲梯。此其縁也。ごありて。一片之火ご云ことハ。なげれども。猶擲梯の。こと上。見えぬ。

是もいひなり。追されと此文下の厭了則更の下のあれは通ゆるなり。諸一片之火。記は一火とあり。此
 事第九一書の下に云。○擗櫛。本はナケクシと訓る。其の本は櫛を擗るよし
 なれど。既に其事の稱はなれる語あり。さて重胤云。私記は何故更忌擗櫛哉。
 答。是蓋取欠男柱已畢之後。即投弃其櫛歟。故人忌擗櫛耳。又下文伊
 弉諾尊投湯洋爪櫛。此即化成筍云々。因此亦忌擗櫛歟。とあり。諸擗櫛
 を忌む事ハしも。此事は依て。二大神の放離玉ふはしめと成れり。其相類なる
 事を。忌避る習俗と成れるあり。夜ハ此時彼國の夜なりし事。上は云るが如し
 ○縁は。記中巻。此者神宇禮豆取之言。本者也。とある。記傳は言。本ハ宇
 の如くもてもあるへ。又事。本はともあるへ。神代卷。今世人云々縁也。
 武郷云。此ま此用桃避鬼之縁也。また世人慎收已爪者此其縁也。これ
 らの縁は。許登能母登と訓る。事は就たれり事。本なり。又仁徳。卷。故諺
 曰有海人耶已物以泣其是之縁也。とある。言は就たれり。此と同一。此ハ神
 宇禮豆

久と云ならししたる言は就て云なり。そも言に就てハ言。本とせむハ論なし。又其
 をも事。本と見むも。さることなり。言に云ならしすも。本事ありて。其事に縁たれりなり。
 天若日子。段。故於今諺曰。雉之頓使。本是也。とある。本も同じ。と云り。と
 て本ハ。其起本と云ことなり。さて谷川士清説。我邦勸懲皆仍舊貫。是故
 記。禁忌者多矣。實皇嗣無窮之盛風也。と云る。其々愛しき語なり。

時伊弉諾尊大驚之曰。吾不意到於不須也。凶目汚穢之
 國矣。乃急走廻歸

不須也凶目云々。記は伊那志許米。上志許米岐穢國とあり。記傳云。伊那ハ
 辭否など。同言にて。此ハ惡み厭ふ御言なり。書紀に。不須也と也。字を添られた
 得。志許ハ万葉は鬼乃益下雄。鬼乃志許草。志許霍公鳥など云る。皆其物
 を惡み詈て。志許ハ云なり。武郷云。重胤云。之居ハ繁強也。古事記神武天皇大
 注されたれども。記は黄泉國の事を。穢繁國とある。志伎も繁強の切れるにて。此の轉
 なる事。下に云るか如し。次なる醜女の下に引る。和名抄は許々賣とあるも。強々女

なるべきは、思合すべし。其強ハ古語拾遺ニ於須女其神云々、強女謂之於須志。此縁也。とある於須志にも、強字を書と同意にて。之居ハ其強事の甚切なるなり。今も俗に物の恐怖キ状を強キと云。此に同じ神名にも、葦原醜雄神と申せる。此も寶劍出現章一書に、夫葦原中國本自荒芒。吾已推伏。莫不和順とあるか如き神威の坐々すにて。此又其意也。其より轉りて、物を惡み罵る意に用たり。此なる泉津醜女な是也。之居に醜字允當れり。神武紀に、大醜此云。アナミニク。とある意をも、合せ校

あり。此ハ黄泉國の穢キあり。たまを見給ひつるを、醜目と詔ふなり。目ハ見給ふと云り。さてこの注、下。本ハ此云。伊籬之居梅枳枳多儺枳。とあるは就て、記傳に此ハ記と照して思ふ。梅下ハ今一之居梅の三字ありしが。脱たるなり。

其故ハ目字を梅枳と枳を添て用語云へき理なきを。又枳字一衍文かとも思はるれと。猶此記と引合せて思ひ定むべしと云れつれ。北野社本備一峰本。

枳字ふき本ありと云り。さらハ記と異て。凶目汚穢四字を、シコメキタナキと訓へし。又天、忍穂耳尊の天降ます處。不須也。頗傾凶目杵之國とあり。此ハ頗傾と云か。爰の凶目よあれり。さらハ凶目杵とあるか汚穢字よあた

れる語勢ふり。○急走廻歸。慮の外なる御有状。大驚坐て。其國の汚穢キことをも。始て所知看て。急ニ逃歸給ふなり。逃といふ言ハ雄略紀の大御歌に見えたり

于時伊弉册尊恨曰。何不用要言。令吾恥辱。乃遣泉津醜女八人。一云泉津日狹女。追留之。故伊弉諾尊拔

劍背揮以逃矣。

令吾耻辱。記ハ令見辱とあるは依て訓へし。本に令を今字に誤れり。古 平田

翁云。恥を與るを。恥見すと云ハ古語なり。さてかく白し給ふ。彼汚穢キ御有

状を男神の見給はむことを恥給ひて。莫視給ひそと。禁め給へるを。用給はて

御覽し。事を甚く恨怒。坐る御言なり。其ハ豫母都戸喫し玉ひて。歸坐

かたき御身ながら。男神の入來坐るよ。さすか歸坐むの御心ありて。豫母都

三十一

神と相論て、其道あらハ歸らむと議一給ふ間を、待め給ひて、取見せ給へり
 一ハ、其懇懃なる御心の餘り也。かへりて御怒を發し給へるなり。穴かゝこと
 あり。○泉津醜女。記傳云。私記も或説黄泉之鬼也と云り。但し鬼といハ儒佛
 意にハ非ず。たゞ尋常の人の類ならて。の書にともく鬼の
 おそろしき物を世に鬼といふ是なり。欽明卷も。魅鬼レもあるも。其意なり。和名抄
 一ハ其醜女を。鬼魅の部も載たり。さて名義ハ。形のおそろしと。見惡きを云と
 あり。重胤云。此ハ記も與黄泉神相論とある。所謂黄泉神。即其なるなりと
 云り。平田翁云。八人ハ訓たれと此ハ也。多理と訓へし。重胤云。思ふに體りた
 云ハ其ハ計れとハ非ねども。其用に就て云持ハ。幾多理とこそ云けめ。諸神武紀
 一人を毘儼利と有を。記高津宮段歌に比登理とあり。又獨字をヒトリと訓れハ。
 多理を登理とも云なり。又仁徳紀歌に。赴駄利又夜儼利など。凡て
 人を數ふるヨリハ器物を計ふるに。一具など云如く。具足へる義なり。諸此八人
 の志許賣ハ。八色之雷神とある即是也と云り。此事ハ下の一
 書に委く云。○一云泉津日
 狹女。山蔭云。上田百樹云。すへて一書の中。細注ある例なき。たゞこれ一
 のみあるハあやしと云り。ハ寫し誤ふるへしと云り。然る言なり。日狹女ハ或

説ハ幽冥の惡鬼なる故。潜女と云義ハ。隠れて仇するよふなり。と云り如何
 あらん。○追留之。重胤云。此ハ八雷公等の呻吟レして待居さりけるなど。氣疎
 キ消息を見奉られ給へるよ依て。返し奉りかたしと。其國も引留め奉る御心
 まなりしあり。第九一書に雷等起追來又訓に遣云云。命追とあること。ハ少異
 なるへし。此ハ留と云字に深く力あるを。今の二ハ追奉れる方を主と云
 へる。海宮遊行章。豐玉姬大恨之曰。不用我言。令我屈辱。故自今以往。
 妾カ奴婢。至君處者。勿復放還。君。奴婢至妾處。勿復放還。云々。此海
 陸不相通之縁也。とあるか如く。其國の眞の狀を被見レる事を甚く恥て容
 易と其人を復しかたき事とみえたりと云り。○抜劔云々重胤云。此ハ次々の
 次第をまつ委しと定めて後ハ説も及ふへし。まつ記を見るも。此を取。黑御髮
 投棄。云々次ハ湯津々間櫛引欠。而投棄。云々とありて。抜劔背揮の事ハ。
 其次ハ在り。且後者於其八雷神。副千五百之黄泉軍。令追。とある是也。
 若ても猶得勝奉らざり。故。最後其妹伊邪那美命。身自追來焉。とある

此彼記の赴きて、其順次甚宜しきを。此は、投_ニ黒御髪。又投_ニ湯津爪櫛と云次第こそ。彼記に異らざりけれ。千五百之黄泉軍の事無して。後則伊弉册尊亦自來追とあるなむ心行ぬなりける。故情思ふ。此は右の如く追留之とあるハ、其男神を引留めて。交_ニらせ奉らんと。爲し計の事なりけれハ、伊弉諾尊の御方は取ても。然迄ハ所思看せりけらし故。逃出給ふ時は、黒髪を投出し、其紛れは走去給ふへけれハ。此よてハ、拔_ニ劔背揮と云事ハ、未_レ其ハ及ばざり一程の事ふり。然れども。千五百之黄泉軍の傳此にハ無りし故に。其文此よハ入れるものと所見たり。と云れたる。然る言なり。○背揮。記は於_ニ後手_一布伎都々とあり。記傳云。後手とは手を後ろさまへ回らして。ものするなり。布伎ハ振なり。古言は振を布久とも云し例。万葉。草の山吹を山振とも書ざり。風の吹と云も。振と通ふ。中巻は振風比禮といふあり。又皇極紀。揮_ニ劔_一とも有り。此處ハ泉津醜女の迫て追來るを。防き坐御所爲なり。されと相向て防く時ハ、得逃給はぬは依て。逃ながら防き坐故。後手は物し給ふなりとあり。

因_ニ投_ニ黒髪_一此即化_ニ成蒲陶_一醜女見_ニ而採_ニ噉_一之。噉了則更追_ニ伊弉諾尊_一又投_ニ湯津爪櫛_一此即化_ニ成筍_一醜女亦以拔噉之。噉了則更追。

黒髪ハ、御頭の飾なる髪をいふ。古書は、縷とも縷とも書り。縷ハ字書に見えず。縷ハ見えなれども、縷の意なしと記傳は云り。上代にハ、女男とも懸て飾とせしなり。名義は髪連よて。髪は聯_ニ結_一ひ。或は挿しなどするともなるより。名つけそめたるふるへし。とて其を活用せてハ、カツラクキカツラクなども云るハ。もと連ぬる義なるか故なるへし。また花髪、菅蒲髪、柳髪、木綿髪、玉髪などもあり。これらも髪は連れたる状同じきを以。名けたるものなること右も同一。とて又。倭名鈔は髪。和名加都良。釋名云。髪少者所_ニ以

被助其髪也。とある。俗は云加毛自云物なれども。髪は連ねむすひて。其頭を飾れるをまひ。全髪は同一けれい名けたるなり。さてまた名は同一として。其義異なる。草の加豆良なり。名の義は未思得す。試にいと掛つら物に掛りて蔓生ものなれなり。豆良は都留なり。かの葛わつら。五味。忍冬などの類い。名は一つなれども。右の加豆良の加を省きてい。豆良このみも云り。紀まゝ萬葉。磨左棄遠羅。記は登許呂豆良。都々良。和名抄は千歳藥。百部。宇鏡に。忍冬をスロツラ。などある。みふ省き云りしものなり。これこれらハ紋をもつとして。ツルをツラ。云るよてツラキツラクなどハ活用せず。彼髪飾の加豆良とい。自ら異なるものなれい。互ふのひ關らざり。ものこなれるなり。草のかつら。今都留と云へ。髪飾なるをハ都留といはす。さて記傳云。こは黒とある。色もて云なるへけれい。何物よていかよつこれりとも知たし。蒲子のなれるよ就て思へい。此髪のかま。蒲萄葛も似て。玉を垂たるか。彼實のなれる形もや似たりけむ。色の黒かりけんも。かの實もよあるよやとあり。○蒲陶。和名抄紫葛衣

比加豆良。蒲萄衣比加豆良乃美とあり。記傳よ。或人云此物髪ありて。蝦も似たる蔓草なる故よ。然名と云りこあり。蒲萄の實の成れる形。玉蔓の黒玉の垂たるに似たりと。或人云り。○採噉すへて賤きものい。食物にはたさる。物なれい。かとい物し給へるしふるへ。○筍。記傳云。宇鏡は筍。太加牟奈。後の物に多加。宇奈とも云り。和名抄も。筍亦作。箏。太加無奈とあり。名。意ハ竹芽菜なり。菜を食に添て喰。物の凡の名なり。かといひ。た。には竹の子と云故に。歌にハ竹。子ののみよめり。此は抜食とあれば菜也。柿の齒の狀。竹。子の並立るよ似たり。書紀は鹽土。老翁ハ。玄柿を投し。か。五百箇竹林よなれり。とあるも。此類なりと云り。古の柿は竹もて造けん故に。筍とハ化れるならんと。或人云へり。○投湯津爪柿。重胤云。記はハ先なるハ刺。左之御美豆良。湯津々間柿之男柱。一箇取。欠。而燭。一火云々。とありて。此なるを。亦刺。其右之御美豆良之。湯津々間柿引欠。而投葉。とあり。此は依て右方なる事知らる。又此の投も。右の引欠。而投葉とあるよて心得へ。柿齒を碎き拆て。投散し給へるなるへき事。此物の筍と成れるを以想

ふへし。記傳より前より男柱を取欠とあるを、此より唯引欠とあれは、凡ての齒の中を引欠給ふ也とあるのこゝと云り。

後則伊弉册尊亦自来追。是時伊弉諾尊已到泉津

平坂。一云伊弉諾尊乃向大樹放屍。此即化成巨川。泉

津日狹女將渡其水之間。伊弉諾尊已至泉津平坂。

後則云々。記又一書より。此は副千五百之黄泉軍令追たる事。また桃

實を取て擲給へる事。其御杖を投給へる事あるへし。諸最後より伊弉册尊の躬

自追來坐る事あるへきなり。○自記より身自あり。重胤云。美豆加良ハ躬

附有也。於能豆加良は已附有なり。氏豆加良ハ手附有なり。久知豆加良ハ

口附有なり。身もも已も手もも口もも。附て離れざる謂ふるへし。自字允當れ

り。與理と訓も寄よて。附は近き言なりとあり。○泉津平坂記云黄泉比良坂

者。今謂出雲國之伊賦夜坂也とあり。式意字郡楫夜神社風土記にも意字郡に在て伊布夜社とかけり抄に在筑

陽郷餘戸里楫夜村と云ひ。帳考は今湯屋村と云にありて。玉作湯土地と遙に隔り湯屋明神と申すと云り。記傳云。此伊賦夜坂の

黄泉平坂なること。當時伊邪那波神の。黄泉より還り給ふ時。此地にぞ出

給ひけん。又出雲風土記。出雲郡宇賀郷下云。北海濱有磯西方有窟

戸。高廣各六尺許。窟内在穴。人不得入。不知深淺也。夢至此。磯窟之

邊者必死。故俗人自古至今。号黄泉之坂黄泉之穴也とあり。此ハ伊賦

夜坂とは遙に隔りて別なれど。是も黄泉を通ふ一の道なるへしとあり。重胤

云。泉津平坂ハ泉津邊在坂よて。其國の奥まりたる隈處は在は對て。其邊は

在る坂と云事なれハ。地中迄ハ遠く至らすして。實は顯國との堺なること。記よ

所塞其黄泉坂之石者。云々謂塞坐黄泉戸大神とあるよて灼然し。

記の文を見てハ。泉津平坂ハ黄泉門よて顯國との堺なる事決き者也かし。然

れハ其入口を黄泉門と云ひ。入立つ處を泉津平坂とも。黄泉之坂とも云ひ。

其より穴に至りて、真下マコトは下る處なむ、黄泉之穴なりけると云り。○一云云々、重胤云。此ハ異説の如くふれども然ハ非ず。此を上文より引つきて、亦以拔キ之。噉了チ更追。伊弉諾尊乃向大樹オホノキ放屍云々。と列れ見るべきなり。然れハ後則伊弉册尊亦自來追の上より置て心得へ。○向大樹云々。纂疏は向大樹謂ス庇陰スハラ其身也。とあり。諸今も大樹のある處ハ下は真水を貯ふること。此縁よりてなりけむ。屍即て水なれば也。○巨川ハ大川なり。重胤云。地下は幾條も伏水あり。此は依れるなるへし。

故便以千人所引磐石ヒキノイハシ塞其坂路ツマミ。與伊弉册尊相向而立。遂建絶要之誓ツケ時。伊弉册尊曰。愛也吾夫君。生如此者。吾則當繼ツグ教汝所治國民日將千頭。

千人所引磐石。いと大なる石を云。千人所引ハ稱の意を顯せるなり。今も幾人持たせ云

倭名抄も、日本紀私記云。千人所引磐石。知比木乃以之。かくあれども今ノイハトある宜し。萬葉集に千引乃石名義抄訓同し。記に五百引石と見ゆ。諸記傳は千伎能と訓ぬ。古言の格なるとあれども。名義抄和名抄共に乃とあれハ容易く改めかさかり。○塞ハ。記云其石置中各對立云々。如此爲て追坐る女神を、禦留奉給ふあり。○建絶要之誓。本は絶妻とあるを。今ハ丹鶴本は依て要字を改む。その由ハ次に云ふ。諸此を記しハ度事戸とあるは據て。此の建をも古ハハしむ。私記曰問何故讀建爲度哉。答案古事記云度事戸矣。故今尋彼文而讀之。度者猶如言度。但し此説の如くならは建をワタスと訓へ。又字のまはマツルとも訓へし。私記も古本云古止止多知支と訓て。絶斷夫妻之交也と云るハ非あり。許等度と云言義ハ未詳ならず。守は就て。大意を思ふ。夫婦の交を絶つ證の御言と通えたり。そを建と云ハ。今世も建誓言と云意もて置るものハ。重胤云。許等度は別處と通ふ事を斷て。別處と爲すなり。然るハ泉津平坂を境と定めて。此より上津國下津國と別々を爲るを。別處と云なれハ其境を定むるを建と云るなり。然れハ記なるハ

言度す意よて此の凡ての御言に係り此の
 建の其磐石の塞て別處に爲るを云なり。諸妻を要は改めし。まづ絶妻といふ
 こと。何ごかや聞つぬ心ちのするを。漢文のかたにどりて 要字は上も不用
 要言。今吾恥辱とあるの上。孝徳紀の詔に要他女。なご有て 叶へればふり。○言如此とい。如何なるさま。男神の詔ひけん。知るへかられぬ。か
 て要し中を。絶給ふへと言ひけん。い知られたり。重胤云。記傳に一書。盟之日
 事戸の御辞はやと云れたる然る言あり。然れば此に右。文必あるべきを。然らぬは建
 絶要之誓と云字に見はして。共事は下なる一書に譲られたるもの也と云へり。
 されど此の記は。愛吾那勢。命爲如此者。とある方然るへし。爲如此とい。上
 は千引磐石を引塞坐るより。要を絶給ふまでのことと云りて。よく通たれいな
 り。○汝所治國。記は汝國とあり。記傳云。汝國とい。此顯國を言すなり。邦御
 親生成給へる國をしも。か他けは詔ふ生死の隔りを思へ。甚も悲哀き御言よ
 せりけるごあり。武郷云。生死の隔にはあらず。 ○吾則本は則字なし。永享本秘
 閣本は依て補へり。次の文と同じけれい也。○縊殺云々。記傳云。字鏡は縊。絞

也經也又比留とあり。頸をいめて殺すを云。とていま只殺とあらて。縊殺とある
 といご上代に人を殺すは。もはら絞りにしやあらむ。又殺にさまくある何れも身
 殺し給ふも其跡あらはに。に傷を只絞のみ傷ず。故神の
 見えねは。かく云ふにや。と云れたれども。按ふは人の死するは。顯世の人の目よ
 何ごふと氣絶て死するか如く見ゆれど。幽は神の絞りに給ふにもやあら
 む。其ハ身に傷むす。自ら氣絶るさまも。全。顯世人の縊れ死するさまに似たれいな
 り。千頭八千人と云へきを。如此詔ふ絞につきたる言なり。
 伊弉諾尊乃報之曰。愛也吾妹言如此者。吾則當産
 生日將千五百頭。因曰。自此莫過。即投其杖。是謂岐
 神也。
 千五百頭。千五百はた多きを大方は云言なり。諸記は。此に千五百産屋と
 ありて。頭とあらす。記は千頭とあるは。縊殺と云ふつきてのことなり。とる故は。産

のたふ頭といはず。立千五百産屋とあり。然るは産かたよも。千五百頭と書れ
 たるは。漢文よよれるふり。古者謂一人一爲一頭と云り。又人皇九頭なども云
 へり。故訓を記よりつ。また明應本鎌倉本も。ナウフヤアマリ。イホウフ
 ヤタテムとあるはよろし。○當產生。舊事記は生、字あり補へし。記傳云。か
 交よ詔ふ。と多からむことを云よて。必しも千と五百の數に限らむとも非ず
 とあり。諸記は。吾一日立千五百産屋。是以一日必千人死。一日必千五
 百人生也とあるを。此より其ことなきて言たらはず。若後は脱たるよやあらむ。下
 文へもつ。かされいふり。と筆牙よ云りともあるへし。重胤云。諸千人五百人。本
 より限れる數よ非る物から。但人草を縊殺ともむよて。其程の辨へ難き事な
 る故よ。先標を定めて。千頭と宣へる。其よ言勝て。彌千彌百と云返し給へるな
 ことを後世よ其信違はざるよ依て。日々千人死して。千五百人生るとなり。所
 以大破詞よ。國中よ成出武。天之益人等と見え。天照大神大詔よ顯見蒼

生と詔へるなを合せて。伊弉諾大神の。不負於族と宣給ひて。誓言を報し
 給へる御言の幸し。云へし不得。云よ絶たる御事なりかしと云り。○因曰云々。
 山陰云。此事下の二書よ投其杖。曰。自此以還雷不敢來とあるは。さるへき
 となるを。この上より意つかず。又上よ以千人所引磐石。塞其坂路とあるは。
 前よ心よなれた事重りてとなくし。自此莫過といふは。彼處よあるへき御言
 なるをや。とあり。借此。自此莫過四字。一書よ還來。字ある方。兼名戸。神の名
 よ呼ひて聞ゆ。但一雷よ投給へるとあれど。彼にては。桃實を擊給へれ。御杖はな
 ほ。伊弉册尊よ投給へると云る方然るへし。○投其杖。和名抄行旅具。杖和
 名都惠とあり。さて此杖は伊弉諾尊の取持給ふ所の御矛なり。上古ハみな矛
 を杖よ衝て。道を行きなり。此事神武紀なる。細戈千足國社下よ。委と云る
 を見るへし。○是謂政神。重胤云。是謂と書れとるは。第九一書も然り。其杖を
 持て是と云るなり。記よ於投棄御杖所成神名云々。とあるは。其物よ因て神

の成坐るまで。御紀の例化爲神と書さるべきを。此ハ其物を指て神と謂せるハ。彼稜威雄走神ハ。十握劍を御体として。御在り坐り。如く。岐神も杖を御体として。豐威を幸給ふ神と坐り。其証ハ天孫降臨章。大己貴神乃以平國時所杖之廣矛。授二神曰。吾以此矛。卒有治功。天孫若用此矛。治國者必當平安とある也。其第二一書。大己貴神乃薦岐神於二神曰。是當代我而奉從也云々。故經津主神以岐神爲鄉導。周流削平。と有るを。誰しも別々の事に心得めれども。委しからざるなり。寶劍出現章同神の興言に。夫葦原中國。本自荒芒云々。然吾已摧伏。莫不和順と有る。右の以此矛。卒有治功と有る其まで。岐神の御助を得て。妖鬼を平けて。國土を治玉つる。其事を天神に申上玉へる。是道饗祭の起なる也。正書ハ形實を以傳へ一書ハ神名を以傳たるものなり。素より現御身の神ハ坐せども。常ハ御杖の形實に御靈を藏めて。隱身御在り坐なる也。故思ふに。廣矛ハ尋矛にて。其身の長を以定めたるものあるべし。

さて。また。記ハ黄泉國の事を結めて。更には以伊邪那岐大神詔。云々。禊祓也。故於投棄御杖所成神名。衝立船戸神云々とあるを。此までハ此後禊祓除の事有て。其時ハ斯る神等の成出る事見えす。第十一書まで。御禊の時ハ成坐る神等の中ハ。右等の神等ハ。今何れを正しと爲むと情考るに。此紀の方正しかるふり。記の文ハ錯亂たる物から。投棄と云ひ。因脱着身之物とある也。御禊ハ甚似つかひき事なる故也。古人も所を置違へて。傳たり者なりけり。と云り。諸此神記ハ。衝立船戸神。下の一書ハ。是謂岐神。此本号曰來名戸之祖神とあり。信友云。道饗祭祀詞。大八衢爾。湯津磐村之。如久塞坐。皇神等乃前爾申久。八衢比古。八衢比賣。久邦斗止御名者申。と云るまで。來名戸之祖神ハ。この八衢比古八衢比賣。男女二柱を並へて。申す御名なること知られ。また大八衢爾磐村之。如久塞坐。と云へるより。祖神と申す義も明し知られ。と云り。然るに祝詞なる。八衢比古八衢比賣を。大なる泉門塞大神。亦名道返大神なりと。

率田翁の謂れしつたかふへしるる其泉門塞大神の所謂千引石なれぬ。祝詞に磐村乃如久塞坐と云るよかぬすまこと磐石なれぬ如久といふ云へからす此の岐神に申す詞なれぬ。磐なりといふ。御名義。記傳は布の經久ハ來なり。さて中卷美夜受比賣の歌。阿良多麻能登斯賀伎布禮婆者也云々。都紀波伎閑由久行也。かゝ來と經と重ねても云て。同意になるなり。師説は布那斗といふ。物を衝きて。是より莫來と。留る意の御名あり。布と久と合せて云へぬ。此處を經て來莫と云意也。戸ハ處也。此より來莫と障留る處坐神と。云意なるべしと云り。備平田翁云。岐字を書るる。此神の岐は在て。守り給ふ意を以。作るなるべし。此事の彼祖神といふもの。ことに似たるを以て。混に莫思ひそよ。道祖佐倍乃加美とあり。さて道祖と云文字ハ。漢國にて行神を祖と云ふ。また其神を旅たち祭ることをも祖と云故に。此佐倍神に當て替のみなり。神名の意をいたく異なり字に感ふこと勿れ。又和名抄は道神ハ多無介乃加美とある。同く。彼道祖を云なるべし。旅行人の手向する神なれば名くるならん。下卷は布都主神の此。神を辨導と爲て周流給ふこと見えたるハ。深き由ある事なり。備道饗祭祝詞に。此三柱神等の根國底國與里。鹿備疎備來物爾。相率相

口會事無豆。下行者下守守理。上往者上守守。云々とありて。彼國より荒ひ來る物を防き守り給ふ謂より。其御靈を移して。京を始め。諸國にも四隅の衢よて。祭り給ふを道饗祭といふ。其ハ神祇令よ。季夏道饗祭。同之とある所の本注よ。下部等於京城四隅。道上而祭之とありて。其義解よ。言欲令鬼魅之自外來者不敢入京師。故豫迎於路而饗過也。と見え。鬼魅といハ豫母都國より荒ひ來る物を始め。總て世は禍事をなす。疫病を流行する類の妖物を弘く指言す。豫迎於路饗過也といハ。鬼魅の入來て。禍を行はさる豫よ。此神等を四隅の路よ迎へて。饗を献り祈願て。鬼魅の外より來るを防き過めしむる由なり。其ハ其祝詞全。塞神等を祭る詞なるを以て知へし。さて餘の神等ハ。其某の社前。或ハ神祇官よて祭らるるを。此神等ハ其時々よ。むく衢は御饗を進めて祭る故よ。此祭の名を道饗祭といふなり。斯て又臨時よも祭る事あり。其ハ縣居翁説よ。國よ疫病など起れぬ。國堺よて祭り。京よ疫病の起る時ハ。宮

城の四隅まで祭る。後、四角四隅の祭と云ふ。と云れたるか如し。又臨時祭式。障神祭とあるも此神等の祭なり。其ハ外國人の參來れる時と。罷歸れる時と。行はるる祭なるか。此祭式のあるを以て。古外國を根國底國と準へて。穢き物と。其神をも厭ひ給へる古義を思ふべし。其ハ武甕槌神經津主神の荒ふる神を言向け周り給へる時と。大國主神の薦よりて。波神を鄉導として。惡神妖鬼を逐ひ給へること。此ハ思合せて。其深き由緒を尋ねし。鬼ハ惡神妖見國の穢より成たるものなるか故と。波神さま立て逐ひたまへるなり。借しか神世と逐ひ給へる妖鬼とも多くハ外國へ逃往たるを番客に屬て。又歸り來らむ事を憚りて。いと上代より然る。と云る然る言ともなり。儲式ハ河内國大縣郡石神社。常世波姫神社並玉へる。常世波姫神ハ八衢比賣神の御靈を。故ありて祭玉へるなるべし。石神社の事ハ次と云。

又投^{ナケマフ}其帶^{ノオビ}。是謂^レ長道磬神^{ナカチハノ}。又投^{マフ}其衣^{ノモノ}。是謂^レ煩神^{ワザシ}。又投^{マフ}其

禪^{チン}。是謂^レ開齒神^{カキシ}。又投^{マフ}其履^{ノシマ}。是謂^レ道敷神^{チカシ}。

帶。記傳ハ淤備ハ淤夫と云用語を。體語よしとる名也。万葉ハ帶とせると云こ。とを於婆世留ともあり。とあり。○長道磬神。記ハ道之長乳齒神とあり。名義万葉に遠き道の事を。道の長手と多と詠める。長手は即長道とて。同言なり。二十道乃長道ともあり。道を手と云るハ。繩手又物に鑰之手などの手あり。道の行手なども云り。親く通ふ言なれハ。八十限道を八十限手と云。宇麻志運命を。宇麻志麻手命ともあるを思。磬ハ或説ハ間に通ふと云り。長道ハ何れを云と云に。黄泉坂の往來の長道ハあたりて。守給ふ神なるべし。信友云。道に迷へる時に紐以て占ふる法も立て迷ふとも。妹か結ひし紐をとかめやとあるを契神説に。此ハ紐ハ二つある物なれハ。道に迷へる時に解て。何れの方へ行むと。占ふるなるべしと云り。但し紐ハ二つあるものなれハと云るハ。偏なり。紐も帯も大かた同じ物なれハ。一條の紐ならんハ。二つの末を振分て。行べき方の道を占へたるなるべし。此の道之長乳齒神ハ。物質の御帶よりて。道の長手に由ありて。波岐神と似たる赴なり。夫木集に爲相卿。めくりあはむ契の末ハ長乳齒の神のしるべを懸むはかりと。とあるも。彼紐占の事を裏に含みて。詠れしと聞えたり。然れハ此紐占ハ。道之長乳齒神に卜問ふ。法あり。此ハ記傳に云れたるに。驚かされて聊考をそとて云り。○衣。美曹ハ或説

御襲の中略也と云り。まゝ美祢斯とも訓へし。八十矛神の御歌も見えたり。
 記傳云。太刀を佩物なる故も。御佩と云。弓の執物なる故も御執と云如く。衣
 の著物なる故も御著と云なり。著を古言に祢流と云り。又中卷倭建命御歌も。
 祢世流と見ゆとあり。古訓にコロモとも訓。○煩神。記もハ和豆良比能宇斯
 神とあり。記傳云。和豆良布ハ物に障り滞る意なり。万葉五。可爾可久爾
 思和豆良比能尾志奈可由。又病を云も。病もさへられて。清々しからぬ意
 也。武郷云。天武紀に哭をワツラヒと訓み。名義抄ハ厄をワツラヒと訓り。借此
 神の御名。御衣は由ありてもさこそえす。記傳に強ていは云々と云れし。説めれ
 ど叶へり。○禪。重胤云。波加麻は履裳と云事なるへし。記傳云。和名抄袴
 ハ加萬とある是也。雄略卷哥も。多倍能婆伽摩鳴。那々陸鳴絶とあり。さて
 字鏡も。禪禪禪口大袴。志太乃波加万。和名抄も禪須万之毛能。一云知比
 佐波毛乃。なごあり。如此分て呼ハ後のことにて。本ハ袴も禪も波加麻なるへし。
 字は拘るへからず。此に禪字を書たれとも。必しも積鼻禪などの事とも定むへから
 ず。かの雄略卷歌に。七重をしとよめるを以て。表の裝束なるをも。波加麻と云ること

知とあるか如し。倭名抄箋注曰。按謂禪至穢之物。宜常澗濯之也。志太乃波
 加万。蓋當時既有今袴。著之内衣上。故呼禪爲下袴。然
 猶未失下謂禪爲履裳ならむと云故ハ瑞珠盟約章も。縛裳爲袴と有ハ。天照
 大御神の男の御裝を成し給ふ所の文也。女神もさらせ給へハ。常ハ連幅な
 る御裳を。御とせたまへりしを。其を縛る上て。兩股なる御袴も成したまひて。履
 と物も成し玉へる故も。波加麻とは云よて。裳の引纏ふ物を踏入て。履とよし
 の名なり。和名抄も。野王案在上曰衣。在下曰裳。總謂之服也と見え。記
 也。伊邪那波大神も。御裳と云事の見え。賀茂舊紀も。夜夢天神御子云。
 各將逢吾。造天羽衣天羽裳。炬火擊手鉾云々待之。と有も男神の料も。天
 羽裳と有なれハ。男の袴をも母と云しを。摠てハ男ハ履と方。女ハ纏ふ方なる故も。
 唯母と云時の女の事に成れとも。右に出せる和名抄の禪の下も。松小禪也。
 漢語抄云。松毛乃之太乃太布佐伎と有ハ。表袴を母と云て。裳下之禪と云る
 なり。名義抄も。禪字を字鏡と同しく。志太乃波加万と有を。志多母と云

訓の有は下裳と云事なり。又志太方波加万と云も、特異禪履の如くして、結る物なれば、波加麻と云るより。傳れも裳と云言の離れざるを思ふべし。又裳の裝束なる故に、打任せて云事なるか。此傳に、石宮名目抄に、御志多母下裳と書く。此は御湯具の事にて、未々にては御湯母自など申侍る云々とあり。女は表に著る裳ある故に、其別たむ爲に、下と云るなるべしとあるか如くなれども、右は云如く、男も袴を裳と云ひ、其に分たむ爲に、下裳と云名目も有にそ有ける。○開留神、記は、御禪は道保神成坐し。御冠は飽咋之宇斯能神成坐りとあり。此と異なり。名義未詳ならず。式は和泉國大鳥郡開口神社。和泉志に、住吉之外明神と。神名帳頭書は、兼永点本。訓口曰、又比。蓋爲開留神とあり。○履、和名抄は唐韻云、草曰屣。麻曰屣。草曰屣。和名並久豆用、鞞字とあり。後世に履にも種々の名あり。類貫毛沓もみたび亂緒の沓。鞞沓等なり。又其鞞沓も、金剛草履乳わらしなどの名あり。○道敷神、本は道なす作る誤なり。諸古寫本は道とあり改むべし。記傳云、道、字常は美知とのみ割めども。本言は、知よ。美知は御を添ふる言なり。敷は借字よ。及は意也。道を追及ふを斯久と古言よ云り。俗に追付、その後方より、續て重なる意と云意也。

なれば、万葉歌なども重浪。又浪はしとくなど、多く云ると本同言なるべし。此は伊邪那美命、黃泉比良坂として、男神は追及坐るを云なり。とあり。されば此神は、記は伊邪那美命を黃泉大神と申すと云處は、亦云、其追斯伎斯而号道敷大神とある傳の混れたるもの也。記は此神のなきを正しき。傳記は此のつぎに、右の神等の外は、於投棄御裳所成神名時置師神坐し。左右の御手の手纏は、奥疎神、奥津那藝佐昆古神、奥津甲斐辨羅神、邊疎神、邊津那藝佐昆古神、邊津甲斐羅神、六柱まじりて、船戸神より以下、總て十二神坐せり。此記は、此神等の御事、漏されたり。諸此神等の御名の解なごの記傳よつきて見るべし。平田翁云、上件道之長乳齒神より、邊津甲斐辨羅御身に著る穢物を脱棄して、それに成れるなれば、此神等を實に夜見國の汚穢に依て成れるにありける。然れば、此は何れも決めて、善神なるまじき謂なり。さて前の三神は陸に屬し、後の六神は海河に屬して、禍事をなす神なるべしと云れたるは、證もなきみたりと云事なり、必従ふべからず。

其於泉津平坂。所塞磐石是謂泉門塞大神。亦名道返大神。

矣。

本は於泉津平坂の下。或所謂泉津平坂者。不復別有處所。但臨死氣絶之際是之謂歟の二十五字あり。此ハ山陰も云れたるか如く。後人の賢ら加へたるものにて。決て本よりの語もあらぬこと。今辨するまでもあらす。永享本は此文を。其黄泉津平坂。言死出山。或所謂泉津平坂者不復別有處所。祖師云。臨死氣絶之際是謂歟。とあるか却て古かりけるを。其文を引直して。今の如く書改めつる也。祖師云と云ひ。言死出山と云ひ。僧徒の書入なる證なりけり。○所塞磐石。是謂泉門塞大神。所塞を本よフサガルとよめれど。記傳の説は依て。佐夜禮留と訓む方勝るへし。又泉門塞ハ。泉門爾佐夜理坐と訓へし。佐夜禮留ハ所障なり。佐夜理坐ハ所障坐なり。佐波理を佐夜理と云る事。記又万葉は例あり。泉門ハ即ハの平坂を云て。字の如く黄泉國ハ入門なり。記ハ塞坐黄泉戸ハ大神とあり。これを延佳ハ。黄泉戸邇塞坐と訓るより

し。神名を逆も反て讀例ハ。所知初國之御真木天皇など同例なり。記傳ハ宜し。○道返大神。女神を塞て。道より返一奉りし故の御名なり。記ハ亦所塞其黄泉坂之石者。号道反大神。亦謂塞坐黄泉戸大神とあり。重胤云。此大神ハ。右の坂路ハ塞玉へる千引石の。大神と成玉へるよ。彼火神を斬玉へりし劍の。後に稜威雄走神と。成玉へるよ同。諸此ハ大神と申し。亦名も然申添さるハ。殊ハ黄泉國より。疎ハ危ハ來る鬼神をも。物とも所思さす。追却け玉ふへき。神威坐る大神ハ坐るか故也。並々の神ハ。大神と稱られさる。御紀の例ふるを思ふへし。と云つて上にも引る式河内國大縣郡石神社。常世波姬神社並玉へるを思ふ。石神社ハ必此大神の靈を祭れるなるへ。祖神を道路ハ祭るハ。必石を立て祀る事ハ。かと並給へる所謂よる事なるへし。

伊弉諾尊既還乃追悔之曰。吾前到於不須也凶目汚穢之

處^ニ故當^{サニ}滌^ニ去^ニ吾身之濁穢^ヲ。則往^ニ至^ニ筑紫日向小戸橋之櫛^ニ原^ニ而^ニ祓除^ス焉。

既還。顯國^ニ還^リ坐^ルるなり。顯國はもとの磯取盧島なる八尋殿ならむと重胤云り。さること也。○追悔。女神を深

と慕ひ給ふあまり。殺^シ國^ニなることなむおぼしむけす。黄泉^ニまで追行^スまじこと

を。追^テ悔^給ふ也。○筑紫日向。筑紫は筑前筑後の域を云い本よりなれど。こ

ハ九國を都ても云へるなり。日向ハ。記傳云推古紀の大御歌。辟武^カ伽^カとあれ

ハ。古ハ字の如く如此唱へしなり。和名抄に比字加とあるは後に音便は類れたるものなり。むと名けたる由ハ。

景行紀に見ゆとあり。景行紀十七年三月。幸^ニ子湯縣。遊^ニ丹裳小野。時東望之也。とある國名の義はさる言なれども。これを景行天皇御世の事を爲しは誤なり。神代より名高き地名なるをや此事は下巻の注に辨^ス云^ハり。○小戸

橋。一書又記は橋小門とあり。小戸よある橋と云地名なり。故其小門の名を。橋小門と云り。諸かと名付たりしハ。神代は此處橋樹の生たる^ル地なるからに。

小門の名となれる也。橋といふ樹かと神代ハありしかと。田中頼庸氏云。今も陸摩地方の山には自然なる橋生茂りて實なども多く結ひて。其味ひこそ。後の柑子などにはおとりに

けれ。みな人のとりて食ふはさるらにて。今も橋と云りと云り。これそまこと神代の橋

なることは明らかきを。他國^ニはのこもて。そのかみの日向^ニ域にしも。今も

あるこそかへすくめてたけれ。なほ其餘の國人ももひろく問試むへし。中頃絶た

り^ハな。垂仁天皇御世。また新羅よりきたりて。今世よあるハ。即其種なり。凡

て草木ハ上代よあり^ハ。中頃絶て又今世よある類もあれハ。此を後世より着

たる地名そなと云ハ。神代のいごと又^ハかりし間なる事をも思ハぬ非説なり。諸小

門ハ地名よあらて。小き水門と云。川の落口なりけん。記傳云云。大海に

と云^ハ對^シたる名なるへし。万葉三。○櫛原。和名抄は説文云。櫛梓之属也。日

本紀私記云。阿波木。今按又櫛木一名也。見爾雅とあり。箋注曰。廣本爾雅不載。櫛有^ニ注字。爲^レ是。郭注爾雅。櫛櫛一名土櫛。按西山經。英山多^ニ櫛。郭注云々。又爲^レ下。以^ニ櫛。櫛不^レ同。與^ニ此所^レ言異。所^レ引。蓋舊注。抑源君所見。郭注脱土字。又按一名土櫛者。訓^ニ此之櫛。非^ニ梓屬之櫛。下。總本脱^レ見^ニ爾雅三字。記傳云。是も地名よあらて。松原櫛原柳原柞原などの類よて。た此、木の多と生たる地を云るなるへしと有り。重胤

云。櫛ハシ名義抄ハシも判るも。同ハシハハキナリ。言義ハ和名抄ハシ。櫛ハシ木ハシ二名也。とあるは依て考るに。青葉木ハシと云事也。然るに此樹は常盤木なれは。葉の状ハシ付て。青葉木ハシと号け。堅ハシ幹木ハシに依て。堅ハシとい名付ハシりけん。又和名抄ハシ唐韻云。櫛ハシ万年木也。和名加之。爾雅集注云一名柎一名櫛ハシ。同ハシ。同物なること灼然。武郷云。右に引る倭名抄の櫛ハシ木ハシ一名也とある文も。狩谷氏の諸小戸橋之櫛原ハシといふ地名。今聞ゆることなし。記傳ハシ云れんと。神名帳考ハシ云。式日向國宮崎郡江田神社を。巡拜帳ハシと云ものよ。式内櫛原江田神社。産母二柱大神宮。櫛原一葉大明神。大宮司川越江田村ハシあり。今ハ那珂郡ハシに属ハシりあり。和名抄ハシ江田宮崎町近邊ハシ。大宮司社家ハシと云。さらハこの江田郷ハシあり。一宮都農ハシよりハ大社なりと帳考ハシ云。さらハこの江田郷ハシあり。古。櫛原ハシと云しハシ見ゆ。さらハ橋小門日向國ハシとすハシへきあり。集解ハシ曰。寛延中有僧妻ハシ持日向小戸橋櫛原ハシ。過ハシ余日。曾行脚而至于日向國ハシ而所得也。其圖ハシ日向小戸橋櫛原ハシ。屬ハシ宮崎那賀兩郡ハシ。地形如屬ハシ三方東距橋郷ハシ。有ハシ平沙ハシ。南北三里号曰櫛原ハシとあり。されハ今もこの地名遺れ

る。こも。なほよく國人ハシは尋ねし。○祓除。記傳ハシ云。美曾波ハシ身ハシ。下ハシ。文に。迦豆伎而滌ハシとあるを始ハシて。書記ハシは滌ハシ去ハシ。また盪滌ハシ。また濯除ハシと見え。万葉ハシは。潔身ハシ身ハシ。祓ハシふともあるを以知ハシへし。今も除服ハシと云。海川ハシ邊ハシは出て清ハシまハシり。又許理ハシとて水浴ハシることする。みな禊ハシの意ハシはハシなりとあり。波羅間ハシハ拂ハシと同ハシし。即下ハシは拂濯ハシとも書きたる。右ハシ引る文の滌ハシ去ハシの去字ハシ。この除字ハシなども其義なり。又洗ハシとも言通ハシへり。活ハシきし例ハシあり。此卷ハシに被具ハシ。此云ハシ波羅間都母能ハシと見え。萬葉ハシ十七ハシに。波良倍ハシとあり。さて中昔ハシの書ハシにも。みなはらへはらふと。のみありて。二段ハシの活ハシなり。波羅間ハシを令ハシ被ハシなりと云ハ非ハシなり。守部ハシ云。御身ハシはつける物を。投棄ハシ給ハシふハ祓除ハシなり。御身ハシの汚穢ハシを滌ハシき玉ハシふハ禊ハシなり。禊ハシと祓ハシとハ別ハシなり。祓ハシハ惣名ハシとて。禊ハシハ其中ハシの一種ハシなれは。禊ハシハ祓ハシと云へ。祓ハシハ禊ハシといはれず。禊ハシハ水邊ハシまで行ハシふハ限ハシれる名ハシなりと云り。此説ハシよてあきらけし。平田翁ハシ説ハシに。被字ハシハ字災ハシ求ハシ福也ハシと注ハシし。禊ハシ字除ハシ惡祭名ハシ。三月上ハシ巳ハシ臨ハシ水ハシ被ハシ除ハシ不祥也ハシ。と注ハシせり。然れはらへみそき。此一字ハシを當ハシたるを熟常ハシたりと云へり。

遂ハシ將ハシ盪ハシ滌ハシ身ハシ之所ハシ汚ハシ。乃興言ハシ曰ハシ。上瀨ハシ是太疾ハシ。下瀨ハシ是太弱ハシ。便ハシ

灌之中瀬也。因以生神号曰八十在津日神。

遂將盪滌云々。山陰云。此八字なるといふこと云れたれども。義に害なし。○上瀬下瀬ハ。上ハ云る如く。橋小門ハ川落口なるへけれハ。其處の瀬ヤなりと。記傳ハ云リ。○太疾太弱。記ハ瀬速瀬弱とあり。記傳云。瀬速ハ流の急きを云ナリ。弱ハ對テ云へれハ。そけしき意をも兼たり。瀬弱ハ。流の緩なるを云也。諸弱きを取。給とのい。あまり流の緩處ハ深からぬ故なるへ。○興言。重胤云。上瀬ハ瀬速と。下瀬ハ瀬弱して。猶足すおもほすを。其中瀬ハ一も。疾からず。弱からず。其宜しき程を得て有るハ。此處ハ降立て。そと思ほし成ぬる任。興言一玉へるなり。興言ハ何よても。心よ一感くる所有。其を取立て。言よ云揚るを云ナリ。とあり。○八十在津日神。記ハ八十禍津日神。次大禍津日神二柱とせり。一書ハ。大綾津日神あり阿夜と麻賀と同一。信友云。次大

次將矯其枉。而生神号曰神直日神。次天直日神。

將矯其枉。平田翁云。禍津日神の爲給ふ禍を。直とむ。所念しての意あり。那富須ハ。とあり。重胤云。此又枉事を矯とむ。おもほし入て。又興言し玉へる

ある。名義八十も大も稱辭。次なる神直日大直日の神大も同じ。記傳云八十云。大は甚しきを云にや。と云れど。なほ數の多。平田翁云。麻賀ハ。万は凶惡こと。を云て。即禍字の意なり。祝詞式ハ。惡事古語麻我許登と見え。景行紀ハ。禍害意ハ釋れし説津は助辭。日ハ清て訓むハ。いまた濁。産靈の靈も同じ。禍ハ奇靈なる由ふり。記傳云。とて世間あらゆる凶惡事邪曲事など。みな元ハ此禍津日神の御靈より起れるなり。と云れたるハ如し。此事ハ。とて世中の諸の禍害ハ。みな汚穢より成れる事ハ。此神の成坐る事を。記の次の文ハ。此二神者所到。其穢繁國之時。因汚垢而所成之神者也。とあるにて著明し。

を。上は在る事を。再云ふ及はされし。興言とい書されたるもたせ也。第十一書
 出吹生大直日神とある如く。將矯其枉と。興言し玉ひて。氣吹放
 たせ御在り坐し事。灼然きもの也と云り。○神直日神。大直日神。記傳云。
 直とい直のらざるを直す意の御名なり。既直れる意はあらず。上は爲直とい
 るを以曉るべしと云り。大と云。神と云ハ稱辭あり。諸此神ハ。在津日神の甚と
 國土の禍害となる神に坐す故也。其を矯むと所思坐して。坐給へるなり。故
 此神ハ世は有る禍を直して。吉善と和し還し給ふ神に坐すなり。記云次爲
 直其禍而。所成神名。神直毘神。次大直毘神とあり○諸世間の諸の凶
 惡事ハ。在津日神の御靈より。起れるものなる事。また其凶惡事を。吉善と直し
 給ふ事の。慥なる證ハ。御門祭祀詞ハ。四方四角與利。疎備荒備來武。天能
 麻我都比登云神乃。言武惡事爾相麻自許利。相口會賜事無久。云々答
 過在乎波。神直日大直日爾。見直聞直坐氏。云々又大殿祭祀詞ハ。漏落

事乎波。神直日命大直日命。聞直志見直志氏云々。とあるより。諸の吉凶み
 な。此神等の御心ふるは明らけし。とて吉事こそはあれ。世間の爲よ。あしむる
 事を爲玉ふ。在津日神なしも。産靈大神の成出玉ふハ。いかなる御意と云ふ。
 此ハ妙なる道理あり。此世間の吉事凶事互は行はるへん。立玉へるものより。偏
 善偏惡の域はあらず。其は本居翁歌ハ。善事ハ凶事ハ續き。凶事ハ善事ハ續き。
 世間の道と詠れしハ。實ハ千古未發の卓言なり。凶事の行はるればこそ。其ハ
 就て吉事の出來るなれ。ひたふるハ凶事ふとは。世ハ人の死するごと云事もな
 災害ハ遇ふものもふる。道理ハ背くる事もな。いと宜しきは似たれども。とてハ
 後世ハ功績を立むと志すものもな。勵み勉むる業もな。善事を行はむとする
 ものあらぬをいし。此處おもはしめして。産靈大神ハ。かく在津日神直日神
 をしも。伊弉諾神の御契と當りて。幽は成し出玉ふものぞかし。此道理をよく
 おもひて。善惡互は行はる。世間のことを知るべきなり。また記傳ハ。諸世人の

凶惡を直して。吉善を爲へき道也。彼御禊の理よれることなれども。彼大神此御禊を以て。世人は凶惡を忌去て。吉善を行へど。教諭玉ふらあらず。其故は。彼御禊も其時^{コトトキ}は故也。神の教よりにて爲玉ふら非ず。元來産業日神の御靈よりにて。自ら黄泉の穢惡を穢惡し^{コト}ともはず。己命の御心から爲玉へれ。世人も亦其如くして。産業日神の御靈よりにて。凶惡をきらひて。吉善を爲へき物と。生れられ。誰か教ふと無^{コト}とも。自ら其差別はあるものなり。と云れたる。實は然る説ともなり。○記は右の大直日神の次は。伊豆能賣神成坐り。重胤云。伊豆能賣神の下なる細書は。記は并三神也とある。右の直毘神二柱を合て。三柱なるあり。然れは次爲直其禍とある。其一列の神なれ。其直日神と。同義を以て説を成すへき也と云り。伊豆は清く明き意也。この言の意は。次の所祭神の下に委く云へし。され直日神は。柱を直せむと思はし坐て。生給へる神は坐し。伊豆能賣神は其枉事の起りは専ら穢とあるを其穢惡を除き去たる上。改めて清く明きよ

立返らざるべからず。其清く明き立返らむと思はし坐て。生給へる神は坐し。此の御名は伊豆能賣とありけらし。是を所謂世は清抜と云ふこの起れる本なりける。

又沈^{シヅム}濯^{ソク}於^ニ海底^{カドノソコ}。因^ニ以^テ生^ム神^ノ号^ハ曰^ク底^{ソコ}津^ツ少^コ童^ト命^ノ。次^ニ底^{ソコ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト。
 又潜^{カサキ}濯^{ソク}於^ニ潮^{ウシ}中^ノ。因^ニ以^テ生^ム神^ノ号^ハ曰^ク中^{ナカ}津^ツ少^コ童^ト命^ノ。次^ニ中^{ナカ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト。
 又清^{スガ}濯^{ソク}於^ニ潮^{ウシ}上^ノ。因^ニ以^テ生^ム神^ノ号^ハ曰^ク表^{ウラ}津^ツ少^コ童^ト命^ノ。次^ニ表^{ウラ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト。
 凡^{イニ}有^ス九^{コノ}神^ノ矣^{ナリ}。其^ノ底^{ソコ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト中^{ナカ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト表^{ウラ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト是^レ住^ス吉^{キチ}大^{ダイ}神^ノ矣^{ナリ}。

又と。上なる事を一段と爲て。更は復物爲玉ふ由なり。祓除は上件にて。神の成出玉へる。一度終りたるを。猶反復て海底に入玉ひ。其よても御心よ足は

す所思して。湖中湖上とて物爲とせ玉へるなり。上は次と云。此は又と云。御心を含ませ玉へる傳なるを見へし第十一書は此差異を立るは委しからざる書狀なり記も同じ。○沈澤於云々。重胤云。名義抄は沈字よシツクとも。ト、ムとも云訓あるを以て。志豆久は下着。志豆年は下留の義なる事。愈以て明らかなる者也。○底津少童命。重胤云。此底津少童命以下。此はみな命とあるを記は底津綿津見神。次底筒之男命と有し次々みな然り。然るハ統の混れむ事を恐れて。命と神と書別らしたる者也。と云り。○潜ハ。重胤云上着。水を頭着て。其中は入る意なる。と灼。記明官段大御歌。加夫都久は上着なり。沈を志豆久と云。下着なるは對へおもハ。其意知られむ者なるそか。○底筒男命。筒ハ借字。都知と同一。故亦底土命とも云せり。都知之男と連ぐ例ハ。建御雷之男などの如し。さて次一書ハ。磐土命とあるハ。此の表筒。底土命とあるハ。底筒。赤土命とあるハ。中筒よのたれり。阿と那と。通例多し。○表津少童命。記ハ。表津を上津と作。さて注は訓

上云宇閉とあり。記傳云。宇閉ハ上某とつと云あるときハ。凡て宇波と云例よて。書紀ハ上國此云羽播豆矩備とある類なり。然るを宇閉と注したるハ。言の居たる方を注したる物なり。とる例ありと云り。○住吉大神。記云其底筒之男命。中筒之男命。上筒之男命。三柱神者。墨江之三前大神也とあり。和名抄攝津國住吉須三與之郡。式同郡住吉坐神社四座。並名神大。月次相嘗新嘗。續紀延曆三年六月叙正三位住吉神勳三等より。日本紀略大同元年四月奉授從一位とあり。記傳云住吉を須美與之と唱ふるハ。後世の事にて那良の頃までハ。須美能延とのみ云り。記紀又万葉に須美與之と云ることハ。一もなしと云り。四座ハ。私記ハ稱四座者。神功皇后坐別殿歟とあり。此地ハ此大神等の鎮坐ることハ。神功紀ハ見えたり。然るを二十二社注式に。社家說云。住吉社四座。第一天照大神。第二宇佐明神。第三底筒男中筒男表筒男爲二坐。第四神功皇后也。と有ハ。紀の赴とも違ひて。異志如くなれと此も所由ある事也。神功また攝津國風土記ハ。所以稱住吉者。昔息長足比賣天皇紀に云へし。世。住吉大神現出而。巡行天下。竟可住國時。到於沼名掠長岡之前。前者今神宮。乃謂斯實可住之國。遂讚稱之云。真住吉住吉國。乃是定神南邊是其地。

社。今俗略之直稱須美乃藏スミノイあり。此地のこと論あり。此も神功紀に云へり。さて又式は長門國豊浦郡住吉坐荒御魂神社三坐。並名並名神大とあるをばしめ。たほ諸國は住吉御社の多かり。

底津少童命。中津少童命。表津少童命。是阿曇連等所祭神矣。

阿曇連阿曇ハ氏。連ハアなり。氏ハの解ハ記傳云。宇遲と云物ハ。常ハ人の心得らる如し。源平藤原な加婆禰と云ハ。宇遲を尊みたる號よりて。即宇遲をも云リ。源平藤原の類ハ氏なるを。宇遲ももと贊て負たる物なれハなり。是はた言言に非るも。負たる意ハ任りたるもの也。○武郷云。氏ハ概ね其職名にて。其家世相承て号とせれば。他家に對ひて自ら贊る義あるなり。又朝臣宿禰宿禰。宇遲の下よ著て呼ぶ物をも云リ。此ハ固贊尊みたる號なり。武郷云。加婆加婆。尊卑の自らわかるものなれ。又宇遲と朝臣宿禰の類とを連りて。加婆禰と云リ。藤原朝臣大伴。されハ宇遲と云ハ。源平藤原の類ハ局リ。朝臣宿禰の類を宿禰などの如し。武郷云。か云れ。天武紀ハ倭直栗隈首云々三十八氏。また姓氏録左京皇別に起。自左京息長真人。尽攝津國為奈真人。四十四氏。また起源朝臣。尽新田部宿禰。四十四氏。また日本靈異記ハ。役優婆塞者加茂役公氏など。大凡に云ことあり。加婆禰と云ハ。宇遲も朝臣宿禰の類も。連て呼ぶも巨る號なり。宇遲と加婆禰との差別。大かた如此し。借宇遲に氏字を書きハよく當れり。加婆禰に姓字ハ當る處也。當らぬ處とする故に。いとまきはしきか如し。借源藤原の類ハ。姓と云ても氏と云ても宜しく。凡て宇遲加婆禰と云ハ。氏姓と書くも當れることなれども。加婆禰と云中ハ。姓字の當らぬ處ある故に。いかに云ハ。朝臣宿禰の類ハ。漢國にハ無き物なれハ。是ハ當る字ハ無き也。姓字ハ源藤原などを云時。加婆禰にハ當れども。朝臣宿禰の類を云時。加婆禰にハ當らざるを。強て漢文に書むとする時ハ。止事を得ず。此字を用て。書紀などに。賜姓曰朝臣。など書れたるから。紛れて朝臣宿禰の類を姓。藤原大伴の類を氏と心得たる人もあれと非なり。若然云時ハ。源も平も藤原も共に朝臣なれば。皆同姓と爲む。されハ朝臣宿禰の類を。姓と心得てハ。源藤原の類と混ひて。分別なし。故後世の書どもに。朝臣宿禰の類に。戸と書て分つなり。此ハた。借字を。用たる。字を用たる。と云れたるまで。其差別ハ明らけきを。なほ其據て起る本。また

名義を深める。宇遲ハ内まで。同家一族を云ひて。他家に對する稱なり。然れハ

其本義ハ我々同族を親しみ榮むる意あり。さて其氏ハ概ね職名にて。其家世々相承て。同族の號とすれハ。他家と對ひて。自贊る義あるなり。其一二をいは。上世ハ名高き大伴といひ。物部と云る。是職なり。大伴といひ物部と云に。贊たる義ハなければ。吾家のものに負て。他家と對するより。贊る義となり。親しむ義となるなり。これ則内と云る所謂ふり。加婆彌ハ株名なり。株ハ頸字をも書と。樹ハ根株あるか如く。人ハ頭頸あるか如く。其枝葉に對ひ。四肢は對ひて其根本たる所の稱なり。即氏ノ加婆彌と云るハ。其氏中ノ長とて。譬へハ物部といひ。大伴と云る。部屬ノ長となりて。其人等を率ぬるより。大伴宿禰物部連と云る。即其宿禰連を加婆彌と稱するなり。株名ノ名ハこれ美稱ふり。續紀ノ宣命ハ。此を根加婆彌とも云。根頸名とて。これも根ハ本根ノ意也。これにて宇遲加婆彌ノ本義を知へし。猶此氏ハ。記ハ安曇連等者。其綿津見神子。宇都志日金折命之子孫也とあり。此氏録右京神別。安曇宿禰。海神綿積豊玉彦神子。穗高見命之後也。又河内國神別。安曇連綿積神命。兒穗高見命之後也。命と一神なるべし。未定雜姓。安曇連。于都斯奈賀命之後也。記傳云。記ハ依れハ奈賀ハ賀奈ノ寫し誤り。なとあり。さて阿豆美といふ由ハ。記傳云。阿曇と書ク曇ノ字未詳ならず。應神紀三年。處々海人訕嘯之不從命。則遣阿曇連大濱宿禰。平其訕嘯。因爲海人宰。又履中紀。對曰淡路野島之海人也。阿曇とあるを考る。此氏ハ海神の子孫なるから。固り海人ノことを執し故。其訕嘯を平けしめ玉ひ。さて其宰ともなれるを思へハ。海人ノ事よりなる名ハあるべし。故記傳。海人津持と負せしか約たるなるべしと云ひ。又大平ハ預海にて海ノ事を預掌れるなりと云り。共にいかにあらむ武鄉按に。阿豆美ハ網網部にいかにあらしめ網を投げ網を延て。魚を取る。記傳云。姓氏録ハ海。大養。命之後也。凡海連。同神男命也。なとも海人よれる姓なるべし。又高橋朝臣と此姓と。世々御勝のことと與れり。高橋の然る由緒ハ。景行天皇ノ御代ノ故事。書紀にも姓氏録にも見たるを。此姓の如何なる由とも物見えず。是も海人を掌るより事起し

彦神子。穗高見命之後也。又河内國神別。安曇連綿積神命。兒穗高見命之後也。命と一神なるべし。未定雜姓。安曇連。于都斯奈賀命之後也。記傳云。記ハ依れハ奈賀ハ賀奈ノ寫し誤り。なとあり。さて阿豆美といふ由ハ。記傳云。阿曇と書ク曇ノ字未詳ならず。應神紀三年。處々海人訕嘯之不從命。則遣阿曇連大濱宿禰。平其訕嘯。因爲海人宰。又履中紀。對曰淡路野島之海人也。阿曇とあるを考る。此氏ハ海神の子孫なるから。固り海人ノことを執し故。其訕嘯を平けしめ玉ひ。さて其宰ともなれるを思へハ。海人ノ事よりなる名ハあるべし。故記傳。海人津持と負せしか約たるなるべしと云ひ。又大平ハ預海にて海ノ事を預掌れるなりと云り。共にいかにあらむ武鄉按に。阿豆美ハ網網部にいかにあらしめ網を投げ網を延て。魚を取る。記傳云。姓氏録ハ海。大養。命之後也。凡海連。同神男命也。なとも海人よれる姓なるべし。又高橋朝臣と此姓と。世々御勝のことと與れり。高橋の然る由緒ハ。景行天皇ノ御代ノ故事。書紀にも姓氏録にも見たるを。此姓の如何なる由とも物見えず。是も海人を掌るより事起し

なるべし。海入の御魂物。和名抄は筑前國糟屋郡阿曇郷あり此ハ此氏人の
 住し故の地名なるべし。武郷云。和名抄信濃國安曇郡ありて其郡に極高
 餘も由縁ともあり。諸此氏ハ連の加波泥よてありしを。書紀卷々に出たる
 て記傳に載されたり。皆阿曇連とあり。
 天武卷十三年十二月阿曇連賜姓曰宿禰。武郷云。重胤云。續紀慶雲元年
 宿禰坂持神龜四年に阿曇宿禰刀天平十七年阿曇宿禰大足など云人名見
 えたり和銅は撰れたる古事記に安曇連養老に奏れる御紀にも宿禰の姓なるは如
 何にと考ふる宿禰なるより。諸又姓氏録に阿曇大養海神大和多罪神三世
 孫總己都久命之後也とも見たり。舊事紀云。天造日女。連ハ群主の意。主を
 云ハ宮主の如し。戸母。其群の中の主と云意なり。武郷云。重胤云。自ハ知の義
 主の自も此なるべし。其群の中の主と云意なり。其所卒て仕奉る群を預り知
 る由なるべし。然れハ右の宮主ハ宮掌とて卜部の長上とて大宮に親しく仕奉るを
 云なり神宮に宮掌大内人と云職の有をも思合す可し。又刀母ハ後知にて謂ゆる
 後の政を掌る由なり。主ハ在知にて其家に在。連字を書故ハ詳ならず。禮記王
 て万事を掌る謂なるを以知るなりと云り。國以爲連々有。神云々。注は合十國爲連比。以統之也とあり。是を取れるなりと
 谷川氏ハ云々。有。群主の意即かの連帥に似たり。○武郷云。職官志にも
 連群也。群謂。神衆。其文不用。群而。又万葉二十。多々美氣本。牟良目加己
 用連。取。其可。連率之。義。也。あり。又万葉二十。多々美氣本。牟良目加己

蘇乃と續たるハ疊鷹を編と云りけたり。阿とある師範をもて思ふ。た。語の
 上のみの續けとも非て。牟良目と云。編連る意ある故とてもあるべし。と云
 れたり。○所祭神。記よ以伊都久神とあり。伊都久ハ記傳に齋なり。万葉は住
 吉ハ伊都久祝之云々。書紀ハ爲天孫所祭ともあり。又記中ハ伊都伎奉と
 あると。拜祭とあると。同義ハ聞ゆれ。拜祭をも伊都伎祭と訓へると云り。とて
 其言本ハ伊の一言よて。齋清淨むる意なり。又通して由とも云り。齋忌齋庭。また
 其を伊豆とも云り。即記ハ伊豆能賣神。神武紀ハ嚴菟嚴媛。嚴香米雷。嚴罔
 象女。嚴稻魂女。嚴山雷。嚴野推。又垂仁紀ハ嚴檀。本。出雲國造神賀詞ハ。
 伊都幣。又伊豆能真屋。又伊豆。席などある伊豆。みな是ふり。記傳云。紀に嚴字
 嚴く重く忌清。むる意にや。諸伊都久といひ。又伊波布伊牟など活かし云も。本ハ穢惡を除
 き去て。清明する意なれば。皆嚴と同一言なり。序に云。伊波比ハ伊牟と同言なる
 伊米伊麻牟と活するの伊麻牟をまた伊麻比伊麻布伊麻波利と活かし。麻と波
 と横に親しく通音むる故に伊波比伊波布伊波問伊波々牟とも云しものなり。

備此神ハ。式筑前國糟屋郡志加海神社三坐並名 神大とある是なり。貞觀元年從五位上と有
 此御社志賀島と云ふ在て。今ハ那珂郡に屬り志賀島福岡より海上三里也。八幡本記
 志加大神ハ。三處に鎮坐し玉ふ。底津海童命ハ。島の東の出崎に鎮坐し玉
 ふ。中津海童命ハ。勝間を鎮坐し玉ふ。表津海童命ハ。同村にあり。民俗勝間明
 神と云ふ云り。景行紀に志我神。万葉七に牡鹿之須賣神。又十六に糟屋郡
 志賀村。和名抄同郡に志賀郷あり。書紀釋に風土記を引て。資賀島の名義を
 釋けり。此餘に神を祭れる御社。式に諸國に數多見えたり。さて又平田翁説に。
 此神を大綿津見神とも。豊玉毘古命とも申すことハ。上件三柱の和多津美神
 の。一柱と坐す時の御名よて。此神ハ底中上と。正しく三柱生坐るを。かゝ一柱と
 坐すを以て。神は身を分坐し。また身を合せ坐すこと
 をも辨ふべし。記に此三柱之綿津見神者。安曇連等之祖神云々とあるも。三柱を
 直一柱と爲たる赴に聞え。はた海宮段にてハ。豊玉毘古命と申て一柱に坐ませ
 るを熟思ひ。おほ姓氏録の傳とも。の赴
 もすへて一柱と坐すをも熟思へし。大と稱ひ豊と云ハ。とも美稱也と云れり
 然後洗左眼。因以生神。号曰天照大神。復洗右眼。因以生

神号曰月讀尊。復洗鼻。因以生神。號曰素戔嗚尊。凡三神矣。
 然後云々。上の九神成坐て後の事なり。さて御眼の穢のなかりなと清まり果て。
 清々しき御身より。日月神等生坐し。この傳。一わたりハ實に然る事の如く
 なり。日月神等ハ更なり。素戔嗚尊も。本書に出たる如く。伊弉諾伊弉册尊
 の。天下之主たる御兒を生むと議り給ひて。生坐すことあるを正しき傳よて。
 御禊の時ハ生れ坐りと云る傳ハ。混れたる説なること。既に云る如し。諸其ハ
 如何なる混れより。かゝるさまハ誤り傳へけんこと。なほよく按ふ。御鎮坐次第
 記。荒祭宮下。伊弉諾尊洗左眼。因以生号曰天照大神之荒魂亦名
 瀨織津比咩神也。又御鎮坐本記多賀宮下。伊弉諾尊洗右眼。因以生名
 号伊吹戸主神即大神分身坐。故亦名曰大神荒魂也とあり。右の二詳の文。他
 見たれども。口易きより。書にもあまた所
 て右の文を擧げざるなり。大神の荒魂。又分身坐とあるハ。心得の事なから。左
 眼を洗玉ふ時。生坐る神を。瀨織津比咩神。右眼を洗玉ふ時。生坐る神を

伊吹戸主神なり。と云る傳ハ實よざる言なるへし。さるハ此は次て。御鎮坐傳記等も亦洗鼻因以生神。號速佐須良比賣神云々與素戔嗚尊合力座給也。とあるよ合せて思ふも此三神ハ必此時は成坐へき理なり。と云る右の二神神直日大直日神に於てなる説ハ信られず。その既ハ中瀬に滌玉ふ時に生坐る神なれハなり。また此二神を大神の荒魂或ハ和魂と豊受神荒魂と書に因て種々に云ひ傳たるすてまきらハし。按ふハ大神五十鈴河上に御鎮坐の時荒祭宮多賀宮を攝社として同時に鎮め坐まつりし時に瀬織津比咩神伊吹戸主神を相殿に合せ祭り玉ひし事などのありてまか並ひ坐すから自から大神の荒魂或ハ和魂或ハ分身也など申せる説の起りしものにもあらんか。其後又多賀宮を外宮の攝社とせしより豊受宮荒魂也とも云傳へしものなるへし。されハ此時左眼を洗給ふ時。生坐る神ハ瀬織津比咩神。八十禍津日神と同神なりと云る説ハ右に云るか如く信かたし。右眼を洗給ふ時。生坐る神ハ伊吹戸主神。神直日大直日神と同一鼻を洗ひ給ふ時。生坐る神ハ速佐須良比賣神と云る古傳ありて。御鎮坐次第記等の書ハ載せしものなるへし。さるハいかなる混よの。又荒祭宮神多賀宮神を天照大神月讀尊の本御躰なりと誤り傳へけむ。御鎮坐傳記の文に荒祭宮多賀宮を日天子と云るなど。さるハ傳取にも足らぬ事なからざるまよにも又附會せしなりけり。さるハ傳

記等の文ハ洗左眼因以生神云々。洗右眼因以生神云々。亦洗鼻因以生神云々とあるハ四神出生章一書。左手持白銅鏡云々。右手持白銅鏡云々。廻首顧眄之間云々とあるにいと似たるかうへし。洗鼻時ハ生坐る速佐須良比賣神の素戔嗚尊と力を合て坐給ふとあるを。同体の神と心得終よ上の二神をも日神月神と。言爲したる説のいと舊より有したるへし。如是種々の混亂を正して見る時ハ天照大神月讀尊素戔嗚尊此時ハ生座る傳の誤なる事灼然し。

已而伊弉諾尊勅任三子曰。天照大神者。可以治高天原也。月讀尊者。可以治滄海原潮之八百重也。素戔嗚尊者。可以治天下也。

滄海原潮之八百重。滄海原能と能を添へて本は訓める宜し。さるハ潮ハ海原

のものなれは也。八百重ハ。大祓詞ハ。荒鹽之鹽之八百道乃。ハ鹽道乃鹽乃ハ百會とある如く。鹽道乃ハ重ハ隔れる極を云る意の形容言なり。重胤云。ハ百重など云ふ重ハ。物の層なる義にて隔字の義也。万葉四ノ千重乃一隔。又焼太刀乃隔付。又一隔山など隔を幣用ぬ。十二ノ疊薦重編數と。重字を隔の義用たるを以て。其類を推す。幣ハ物ハ界を立て分つ意也。又間字を閉多都と云も。界を立るなり。又阻を閉那流と訓るハ。界ハ成る意なるも合て。知へしと云り。武鄉此説に就て按。閉と云ハ縦横の別あり。縦の閉ハ八重山。まゝの零雪者五百重零敷ふと。高と積り重なるを云ハ。横の閉ハ。八重霞五百重波など。遠と境を問つるを云て。此の潮之八百重も即其横の隔なり。諸月讀尊ハ本書ヨ可ニ以配日而浴送之于天とあること。天照大御神と共に。高天原に坐々て。夜之食國を所知看せつ。夜食國即ち月とて。月讀尊と申し奉るも。そを知看すの故なり。とてし月を所知看乍ら。海又原なる潮の八百重かう

への御政をも。攝掌玉へるなり。とるハ如何なる故ぞといふ。月讀尊の荒魂ハ。海神豐玉彦命と。力を合せ玉ふ縁ありて。海神の御所爲を輔相玉ひ。月の出沒は従ひ潮の満干を成て。國土に成出る諸の水族ハとら也。穀物草木の上も。御靈を幸へ御ます事。すへて此の謂よる事なり。諸の水族穀物草木の類。月の盈虚に依て氣の増減あること。また其中ハ海潮を自ら合てあることなれも知れるか如し。その式ハ。伊勢國度會郡月讀宮二坐。荒御玉命と別ハ荒御玉命を載たり。倭姫命世記荒魂命下。飛鳥宮御宇丙寅年十一月十一日。迂魚見神社と記し。神名秘書ヨ引る彌宜最世記も。飛鳥宮代丙寅歲十一月十一日。月夜見命。荒魂命靈鏡。奉迂于魚見社。是神託也云々とあり。式に多氣郡魚海神社二坐とある是なるか。此も同書ヨ引る機殿儀式帳。魚見社三前。是月讀命豐玉彦命豐玉姬命。合三柱神靈也ともあり。右ノ據れハ。月讀宮の遙宮と聞ゆ。かかれハ海神ハ力を合せて御一玉ふ事灼然と。潮の満干の月の出沒に隨ふこと。今に至りて違ハとるなん。とハ此の謂よる

る。此の事、ひそかに傳へし事也。ける。されば月讀尊の滄海原、潮之八百重を所知
る。正しき傳なる事上にも既に云り。さて次一書は、素戔嗚尊者可_レ以_レ御滄
海原。また記は速須佐之男命者所知海原とある。滄海原海原。とも此國
土のことなれば、天下とあるは同一き事也。既に云るが如し。異なる傳はあ
らず。

是時素戔嗚尊年已長矣。復生八握鬚。雖然不治天下。
常以啼泣志恨。故伊弉諾尊問之曰。汝何故恒啼如此耶。
對曰。吾欲從母於根國。只爲泣耳。伊弉諾尊惡之曰。可以
任情行矣。乃遂之。

八握鬚。八握は上は十握とあるは意は同一なる長き由なり。記は八拳須至

于心前とあり。喪葬令集解遊部下に自今以後
手足毛成八束毛遊詔也云々和名抄は鬚口上鬚也。和

名加美豆比介鬚鬚頰下毛也。之毛豆比介と見えたり。重胤云。名神記は

引る。出雲國日御寄記は。上社八束水神八握鬚尊者。素戔嗚尊別稱也。

蓋八握鬚生之縁矣とあり。和漢三才圖會にも引り。武鄉云はのれ未。名神記と
云もののみされと。日御寄。兩本社記と云ものを見し

よ。同じるまの文あり。また鏡川記は。八束鬚速須良命とあるは。八束鬚の榮る

由を以て。速と續けて發語なり。神社啓蒙は。八束鬚速須良命とあり。鬚

とも鬚とも申せりしよ。そ有けめと云り。又云八握鬚云々。其長なひ玉なる
を云は非ず。其長なひ玉なる形容を云

故に。此に殊更に。年已長矣と云文は有なり。綏靖紀に手研耳命行年已長とある。

長字をも此と同一く。於伊と訓たり。垂仁天皇二十三年に。譽津別王是生年既三

十。鬚鬚八掬と有を答せ玉。此年已長矣とある。赴を思へし。老字を於由と訓に見馴

たる心は。異しむめれども。桐壺卷に此御子の於與須宜以て御在して云々とあ
り。注におよすけは。長なひたるを云と云る如く。人の
年を経て。長なひ行を老と云なりけり。と云り。○啼泣志恨。御母の根國に退
坐るを。甚と哀しむおほほして。年長給ひてもなほ。小兒の如く啼泣志恨給ふ

いご真心なる極よ坐せり。○惡之。伊并諾尊ハ。黄泉國を凶目汚穢之處
と詔ひて、甚しと棄ひ座るを。其御子の御母を慕ひ給ふとして。其汚穢國よ往
むと申し玉へるの故よ。甚く惡み玉ふよ也。

倉稻魂此云宇ハ能美施磨。少童此云和多都美。頭邊此
云摩苦羅陞。脚邊此云阿度陞。燖火也音而善反。靈此云
於箇美。音力丁反。吾夫君此云阿我儺勢。冷泉之竈此云
譽母都能遇比。秉炬此云多妣。不須也凶目汚穢此云伊儺
之居梅枳多儺枳。醜女是云志許賣。背揮此云志理幣提爾
布俱。泉津平坂此云余母都比羅佐可。放屍此云愈磨理。
音乃吊反。絶要之誓此云許等等。岐神此云布那斗能加

微。憶此云阿波岐。

本よ此注誤て次の一書下よ出せり。今ハ釋紀亂脫永和本錄倉本よ依て此よ
記しつ。集解にも倉稻魂以下百四十八字。 ○倉稻魂此云宇介能美施磨。山

陰云。此訓注の介字のこと。此紀よてハ。此字ハいつこよても。加の假字あり。氣と
訓ハ非なり。然るに介字ハ古拜反音戒なれハ。加の假名ハ用ふべき例に非れハ。介
字ハ皆介を誤れる物あり。介ハ古賀反にて加の音なり。○武郷云カイを
力の假名よ用ゐるべきにあらず。と云れつれ。平田翁説に。帝禮西なども。漢音のテ
イレイセイを省き用ゐたるものにして。吳音のタイライサイを用ゐしにあらぬ
よし。詳に五十音義訣に辨へられたり。されハカイをカの假名よ用む事も。この格なれ
ハ疑らへきにあらずと云り。又思ふに。介にも加の音。古ハありしともおもはる。さるハ
書。秦誓に若有一介臣とあるハ。大學にハ作一介臣。さらハ
介と介と古ハ通用して。共に加の音なるべくもおもはれたり。○燖火也。燖玉篇
に火盛乾也。とあれハ。乾燥て干なり。此の注ハいろし。下の一書よ干也とあるそ

よき。とれと神の御名の義ハあつからず。○凶目汚穢此云云云。此の訓注伊
儺之居梅の下よ枳字あり。今北野社本に无に據て削る。其よハ本書の下よ
注せり。

飯田武郷謹撰

一書曰。伊弉諾尊拔^{キリ}劔^チ斬^チ軻遇突智^ヲ爲^ス三段^ニ。其一段是爲^ニ雷神^{イカチツノト}。一段是爲^ニ山神^ノ。一段是爲^ニ高麗^{タカカミ}。

爲三段。三^ツは斬給ふ。三柱神と成れしふり。さて此傳ハ。上の第六一書ハ。遂^ニ拔^キ所^ヨ帶^ヒ十握劍^{ミムカセ}。斬^チ軻遇突智^ヲ爲^ス三段。此各化爲神也。と云るの^ニよて。其神名をハ畧^シかれし^ガ。此^ニハ其を記されたるなり。○雷神ハ。鳴雷神^ノ坐^ス。故^シま

た大雷神とも天、鳴雷神とも申す。大雷神と申すハ。文德實錄齊衡元年四月。授^ル河内國大雷火明神從五位下^ニとあり。火一本^ハ大^トあり。火明ハ電光の事なるべし。式^ニハ和泉國大鳥郡大雷神社。大今本火とあり。雷一本電とあり。天鳴雷神と申すハ。日本靈異記^ニ。小子部^{チヒサコ}栢^{ハシ}輕者^{ヘン}云々。請^フ言^フ天鳴雷神。天皇奉^ル請^フ呼^フ云々。然而自^レ此

還馬走言。雖雷神而何所不聞。天皇之請耶云々。即呼神司人入舉
 籠云々。今呼雷岳イフケとある是なり。式は大和國高市郡氣吹雷響雷イフケカサチナレ。吉野大
 國稻御魂神社二坐。とあるは此時は花いれさせ給へるや。今も雷土村雷岡よ
 立せ御在坐て。九頭明神と申奉るをおもふへし。式に主水司坐神一坐。鳴雷神
 社又大和國添上郡鳴雷神社
とあるは別。なほ此外も。姓氏錄佐伯連。天雷神孫天押人命之後也。と見え
 また文德實錄仁壽元年は出たる。山城國堀雷。氷都久雷。湯豆波和氣神と
 申す御名とも。何れも此雷神ならむと重胤云り。四時祭式。山城國愛宕郡露
 に製雷神と申す。八雷神の垂跡也と云
 説のれど。なほ此雷神を祭れるなるへし。なほよく考へし。とて平田翁云。名義伊
 加美加とも通ひて嚴なり。豆は助辭。知美稱なり。とて其伊加豆知と名よ負
 へる物也。凡て猛と嚴きを。神をも人も弘と稱へり。火神を火雷と云るなとを
 以て知へし。伊加豆知とい。かゝ弘と言稱なるを。世は雷神ばかり嚴と猛きなき
 故も喜此神の稱といなれるなり。○山神。本は大山祇神とあるを。類聚國史よ

大字祇字ともなきは従る。それ正しき傳なり。とあるは此神は一柱の御名よ
 あらず。次の第八一書は。刺遇突智命を五段は新玉ふ。それ五山祇と成坐る
 よし見えたる。其傳の聊異れるまで。其五柱を一つは總括りて。た山神と云
 傳へるものなり。もしこれを本のまゝに。大山祇神として。上なる山を總掌す
 書の五山祇の段に。山祇神とまわひて。如何なる上。一柱の御名として。下の一
 も叶はすいぬ也。 諸其五山祇は。山を分持神ふること。上も聊いひ。猶次一
 書も委と云り。○高麗龍カウライリウのこゝは上よ云り。名義猛龍なるへし。式は多祇於
 賀美ともあり。重胤云。第六一書に。云々曰。閻龍と有て。一は御骸より。二は御血
 身を合せて一柱は御在るなるへし。小倉神社鎮坐傳
記と云ものに。高麗神亦名閻龍神と有をも思へし。 平田翁云。此もいと猛き物
 なれは。御父子の御怒は因てそ成よけむ。甚く怒りて死し人などの。後に雷になり
 是故そ。古くは上毛野君田道の靈の大蛇と。蛇になりて復すること。昔も今も多きは
 化りて蝦夷ともを殺したるなどを思へし。 あり。とて龍神の御社。國々よあ
 またある中。神名式。備後國惠蘇郡多加意加美神社。河内國石川郡太
 祇於賀美神社あり。なほ諸國よ意加美神社と云るあまあり。又大和國吉

野郡丹生川上雨師神社。式の或説に龍神と云るは正説なり。又山城國乙訓郡貴船神社。また大和國宇陀郡室生龍穴神社も同体也。小倉神社鎮坐傳記も。所祭閣龍命也云々。丹生雨師室生龍穴貴船御同体。このるを以知へし。室生龍穴は今室生村山に在り。松下見林の室生山記に龍穴の事甚詳あり。また相摸國大住郡阿夫利神社も。俗に大山と云。東國に名高き雨降也。此神なるへ。さて雷と龍と相離れざる事跡ハ。靈異記雄略紀なる。三諸岳神を大蛇とし。其を捉取たる少子部螺贏也。賜名雷とあるなどよても知へ。さて平田翁説も。雷神龍神とも。山は住神なるも此は因あり。また種々の山神ハ。火神の御体も成れる謂も因て。諸高山の頂上より火の燃るも。此より因るものご見えたり。外國人の説に。高き山の峰に硫黄の有るか故そなど。事も種あれは。此の謂に依る事となること論なし。斯て雷神龍神の。龍の類の祖よて。其を統領り給ふ事ハ。更よも云はす。雷の世間も功を成し給ふ跡をいらく考るよ。人の恐畏むら然る物よて。禽獸虫の類も恐れ惑ひ。又世に惡き病を流行する妖怪も。甚と怖るるけよて。其病のやすまるなど。いと畏と奇異とこそ。と云れたる然言なり。

又曰。斬軻遇突智時。其血激越。染於天八十河中。所在五百箇磐石。而因化成神。号曰磐裂神。次根裂神。兒磐筒男神。次磐筒女神。兒經津主神。

又曰。此一段の文ハ。上の一書も。復劍刃垂血是爲天安河所在五百箇磐石也。復劍鋒垂血激越爲神。号曰磐裂神。次根裂神。次磐筒男神。とある又の傳にて。その一説を爲へとも。一連の傳なるべきを。離れて別の一書と成りも。この又曰の一段ハ。斬軻遇突智爲三段といふこと。又一説の通て。彼此混らばいと成れり。なほ上の一書のもとに云。〇八十河中。上天安河とあると一河なり。〇茶ハ。重胤云第八一書も。是時斬血激瀉染

云々。ある樂と同一と。樂條を云々。記の曾木配賀斯流魂。斯本許母遠のあり。曾年と斯年と一なる事なる。出雲風土記。手染万葉四の和備祭。ハは樂者舞祭のあり。樂字を斯年と訓へき所なり。今ハ色を彩るる曾年と云ひ。物の染入るを斯年と雖も。元同語なりと云り。紀中採帛をり染。○磐裂神。重胤云。舊事紀は磐筒男磐筒女二神。相生之神兒經津玉神と見えたり。上なる磐裂根裂二神も。共は謂ゆる男女耦生之神なる事知られたり。相生之神兒とい。夫婦相嫁繼て生成すを云なり。○兒磐筒男神。上の一書は磐裂神次根裂神次磐筒男神とありて。兄弟のつさき也。今ハ下卷の傳と同一と。磐裂根裂神の兒とせる傳なり。

一書曰。伊弉諾尊斬。軻遇突智命。爲五段。此各化成五山。祇一則首化爲大山祇。二則身中化爲中山祇。三則手化

爲麓山祇。四則腰化爲正勝山祇。五則足化爲離山祇。

この一書ハ第六第七一書ハ。火神を爲三段云々の中の一段をのみ採出て語れる傳まで。異説ハあらはれ。餘の二段を漏せられたるまで。應き傳なり。これハ第六第七の一書は屬る一傳也。又是時斬血云々の第七一書ハ。其血激越深。於天八十河中所在五百箇磐石。而因化爲神とある。其作用を云るまで。其元第六一書は出たり。○軻遇突智命の命字。此一書のみある甚愛し。此大神など。必命との神とあるべきなり。○爲五段。記も所發迦具土神之於頭所成神名云々して。八段は斬裂玉へる事ハ見えたり。八柱は山津見神成坐るよし見えたる。それ又同じ傳の少しと異なるなり。○大山祇。記ハ於頭所成神名正鹿山津見神とありて。大山祇と申はなし。此ハかの本書ハ生山とあると。又一書ハ山神等號山祇。また記ハ生山神名大山津見神とある神等と別にて。其神ハ山を憑持たまふ神とあり。この五柱は山祇ハ山

を分持給ふ神よりませし。大山祇と申す名は。少しいかたり。按ふは此の
 中山祇麓山祇など。對へたる御名まで。大山の嶺を云ふるへし。また山の
 意は。これ右の神等と。御名の義は。これ記す此神のなき方。なほ
 宜しむるへし。又上の一書の下に。○身中。仁徳紀は體。崇峻紀は頭身を
 ムクロと訓り。名義抄は身も質も。ムクロと云訓あり。又常は軀字をも
 然訓事なるか。其字説文は體也と注せし。牟久呂は謂ゆる胸體を云稱して。
 名義軀胸なり。胸をカラと云事あり。今カラダと云ひ。又カラは大きな小と
 きなとも云る。みな胸ふる。女の着るカラキヌも胸衣なり。と田沼善一云り
 る事なり。通證に軀殼也と云れども。○中山祇。重胤云麓山祇の外なるは對
 へて。其山中なる山祇神は御在る謂なりと云り。中山は今も山の中腹なといふ
 處なり。記は身中のことも。中山祇と申す神も見えず。○正勝山祇。名義曰夷
 真。其後也謂夷處と云り。坂の處と云事もある。記は腰の事なり。

又此神の頭は所成とありて。上より引る如し。○離山祇。離は借字。記傳は師
 親。繁木山と云意なりと云れき。また直繁山ともありなると云り。さて記に
 右の山祇の外は。於胸所成神名。於腹所成神名。於山津見神。於左足。所成神名。原山津見神。於右
 足。所成神名。戸山津見神など見えて。此紀と神名も所成る處も異なり。さて
 此山祇神等の成坐る傳は。上にも云る如く。第七一書に。一段是為山神と
 のみありて。御名の傳は。これ比ふれし。いと委しきも似たれども。雷神と龍神の
 生坐る事のなきは。却りて鹿坐傳なりけり。
 是時斬血激灑。於石礫樹草。此草木沙石自含火之縁也。
 麓山此云。殿耶磨。正勝此云。麻沙柯。雖此云。之伎。音鳥舍
 反。

石礫樹草。重胤云。第六一書第七一書。五百箇礫石とある。大なる礫石なり。此より石礫樹草とある。其血の餘滴の少くもなる石礫及樹草に至るまで。激瀉さる傳なれり。礫石と同一と。伊波半良と訓へらる所なり。石礫を本よりインムラと訓る。撰者の意を得て。古人の甚能訓るものあるべし。其の崇神地は遠大坂山石と云々。手速傳而運馬と見えて。哥は於明佐介耳。菟藥廻煩例屢伊辭勢羅鳩云々と有る。手速傳よりて運ぶ許の。小石なる故也。伊辭勢羅と詠る者なり。此を釋する石林也と注せるを。通証より此字を配て。石礫也と云ふ。甚々詳なる説と云へき者なきけり。○含火之縁也。火神を斬給へる血の。天上に激上れるのみならず。此國土なる石礫木草も。染りつる故也。草木沙石の。自ら火を舍めるとなり。染るの上にも云る如く。血と火と。同物なればなり。平田翁云。火即血。血即火なること。此よりあること。是れ凡て人の身中にある血の赤き。即火の色也。其、即て。火なること。就て思

る。後者名目。月事と火といひ。今も女の經本となるを火と云ふ。月本の經來を火の止ると云ふ。此の謂は因る事なるべし。また草木沙石云ふは其一端を云傳へたるより。實は物よりて火を含まぬ物のなと。水底に生出る物さへ。火を含まりあるはなん。その記は櫛八玉神の海底にある海布尊を咋出て。火を鑽り出たるを以て知るべし。と云れたり。口訣にも。本石中固有火草。萌は血の火と同物なるよし。漢國にも。其傳ありしと見えて。和名抄に。燐火文字集畧曰。燐火和名於通火鬼火也。人及牛馬兵死者血所化也。又列子に。馬血之爲燐也。人血之爲野火也。また淮南子に。血爲燐と見えたる。皆由ある説也。○麓山此云。麓耶磨。足曰麓。これ後へしこの三字。三山陰云。もこの訓注の如くなら。麓山祇は。はやまやまのみと訓へきのみ。麓山祇と云るよら。麓山祇此云。麓耶磨都微。とこそ注すべけれごのり。然る説なり。但し此を對馬洲と書れたる類なりと云れしは。なかに。○麻沙。柯本。下は。兔字の。新なり。類史諸本ともなき。宜きとて。又此次。一。麻左。柯三。本あり。これ丹鶴本文明本。なごま。後人の書

入なり刺去す。○難比云之伎。或人云。字書に難比鳥一物して。鳴
あらず。之伎ハ難なり。倭名抄ハ難比之本ありと云。

一書曰。伊弉諾尊欲見其妹。乃到殯斂之處。是時伊弉丹
尊猶如生平。出迎共語。已而謂伊弉諾尊曰。吾夫君尊。請
勿視吾一矣。言訖忽然不見。

殯斂之處 斂字の事を。通證に斂當作斂。纂疏作殯。韻會音斂殯斂也。一本作斂與斂別とあり然とも紀に多く斂と作れば今改む可に非ず。名義抄に斂俗斂古文殯同と見え。又斂俗斂と有れば當昔世に用て異まざるなり。 本よソノナノ處と訓るを。私記ハ毛
加里乃止古呂爾と訓じ。鎌倉本熱田本其外も毛のよめ。口訣ハ假斂死
體之處也とあり。天孫降臨章ハ造喪屋而殯之と見えたり これは喪屋は
云もなり委しく。仲哀絶よ。无火殯斂。此云哀那之門斂利とあるを。記よ坐
は其處云云。

殯宮とあり。さて其ハ新よ死たるまよて。未葬りのへとるほど。且姑と収置處を
阿羅紀と云も同じ。阿羅紀と云事は万葉
云 三に見えて記傳三十の巻よ委く出づ。重胤云。万葉二は從山科御陵
退散之時額田王作歌。八隅知之。和期大王之恐也。御陵奉仕流。山科乃
鏡山爾。夜者毛。夜之盡。畫者母。目之盡。哭耳乎。泣乍在而哉。百織城乃。
大宮人者。去別南と有ひ如く。殯宮より御陵よ葬奉る迄ハ。殯ハ其柩を納置
て。待宿など形の如く爲て。仕奉を云なり。諸紀中ハ。此殯字をも表字をも。共
よモカリと訓るハ。喪上の略なり。靈異記下 第九 人の死ける時の事ハ。備喪
殯物とある。喪殯もモカリと訓へとして。此も同じ。此て其阿羅利と云言ハ
しも。記傳五ハ注る如く。願身の人の身罷る時ハ。靈性ハ天上よ還上る事なる
故。其終の事を爲すよも云なりけり。崩字を神上理坐と訓る例ふる是あり。
万葉二ハ神上々座奴と有て。下ハ一云神登坐爾之可婆と見えて。神上と
神登とを。同意ハ被用たり。又靈魂歌ハ。御靈上り。靈上り罷坐し神ハ。本よ

來坐る。御軍上。去坐一神、今來坐る。靈等持て。去たる御靈、靈送し成すやとある。靈上、も右の神上、も等しく。此ハ天神本紀に謂ゆる。布瑠部由良由良止布瑠部。如此為之者。死人反生矣。とある意を述たりし者也。又高橋氏文。不思保佐々流外爾卒上太利とありて。六馬命の覺給ふ事を卒上りと宣ひ。其祭る神靈を指て。虛川御魂と聞えとするなど。天上に在着と義なるを以たり。此を以其死者の爲。喪の事を爲るを。阿賀理湏とは云り。記傳三十賀理の言の。今も葬事を舉るを上り爲ると云ふ。是よて母我理の喪上。加理母我理ハ。假喪上と云事なりと云り。後世喪の事するをシアゲと云。これも天へ送年八月十三日。伏見殿御シアケ也。御經供養有之。二同意なり。言國記に。文明六年八月十三日。伏見殿は貞常親玉の御事也。ひとてこと。伊弉册尊崩御坐して。未だ葬まつらざりしほど。假に御屍を收置しとるを云。伊弉册尊甚く女神を戀ひ慕ひ給ふとして。其殯斂之處に到坐ける時に。欲見其妹とける。切ふる御心や。女神は感給ひけら。即て蘇生給て。後事ハ。仁德紀。宇治稚郎

子が自ら死せ玉ひて三日に成ぬる時に。大鷦鷯尊。其處に至りまして甚く嘆きて。其屍に跨かり呼ひて。吾弟皇子と三たび宣玉ひしかば。時に應じて。稚郎子再び蘇生したる事あるも。魂を呼返し玉ふ術の古く有し事知られたりまして。此大神等の御上はましませはさばかりの術知しめし玉へるは申すも更にて。一つは我が誠敬の心の彼方に感通するところより。ある事は。生平の御身は。其殯、處よて。見え給ひけるなり。其を伊弉册尊猶如生平。出迎共語とい云に。この事。第五一書の下に。これらの事。總て神の御上のことよとあれ。凡人の慮以て。彼此料り奉るべきよあらすかし。○猶如生平云々。これ殯斂之處よては事なり。此を黄泉國よ到り坐ての事と思へからからす。○已而云々。此上は伊弉册尊の黄泉國よ到り坐る事あるべきを。こゝより漏たりたり。さるハ男神の戀慕を給ひ御心に感けて。一旦蘇生り玉ひけり。其御身の焼爛れたる甚きき。狀を男神よ所見給ひしな。とす。かハ耻おはしめして。黄泉國よ到坐るなり。さらハ此ハ假に數句を補ひて心得へし。出迎共語云々。此後伊弉册尊入黄泉國。伊弉册尊往云々。とあるべし。續水祭圖に見えたりしハ。黄泉國に往

に。此に其文を引て注す。其詞。火神生給氏。美保止被燒氏。退坐て熊野有馬村に葬し奉れる事なす。此に伊弉諾尊欲見其妹。乃到殯斂之處。是時伊弉諾尊猶如生平。出迎共語とあるは其葬し奉れる處に到ませる文なり。祝詞には此等の事要なく。且其神退坐る事なすは神前に唱ふる詞は。忘て省けるもあらず。省さずてその文を見て。其事なしと思はば偏見なり。必此間の事。石隠坐氏。此に伊弉册尊更に蘇生玉ひて。伊弉諾尊は構の裏に半は隠りて。その宣へるなり。夜七夜晝七日。吾乎奈見給比曾。吾奈妖乃命止申給比支。此七日爾波不足氏。隱坐事。これ假に石構の間に隠れ同し。奇止氏見所行頃時。火乎生給氏。火を生玉ひしに依てと云事也。今御保止乎所燒坐支。如是時爾。吾名妖乃命能。吾乎見給布奈止申乎。吾乎見阿波多志給比津止申給氏。吾名妖能命波。上津國乎所知食倍志。吾波下津國乎所知年止申氏。石隠給氏。伊弉册尊は。右に引る第九一書に見えた假に御屍を取置たりしか。伊弉諾尊の切に戀慕ひ奉りしかは。蘇玉ひて。本の御身となりて。出迎へて共に語らひ玉ひけり。これ右に見えたる文ともの趣なり。然れども隠し玉へる其御身の甚しき状を。所見玉ひし事を。耻おほはしめしめて。其殯斂之處なる。石構の間に。御屍を隠し玉ひて。即て其處より遂に黄泉國に至り坐るあり。その他處より。黄泉國に通ふ路のありしにか。また異処より至り坐すと見てもあるべし。與美津。板坂爾至坐氏所思食久。吾名妖命能。所知食上津國爾。心惑乎乎。生置氏米奴止宣氏。返坐氏云々。返坐とて黄泉國より。また本の殯處に立返り玉ふなり。平田翁云。此傳を大方の人は。預美津國にて有し事の如く思ふは。慮忽なり。其は古事記の豫美國段に。還入其殿内之間。甚久難待云々。燭一火入見之時。云々とある也。此祝詞の趣の相似たるにゆくりなくしか思ふに。そ有けると云り。然る言なり。さてかく一度は。立返り玉ひしかと。とあり。さて然黄泉國に往坐て。永と此額國を離。放り坐る由。此祝詞に所見たる如く。御産の忌々しき有状を。夫神に見せ給とて。夜七夜晝七日。吾乎勿見給ひと。請し給ひしを。奇み思して伺見給ひけれ。そを甚と耻恨み所思しめす隨。現御身なから。黄泉國に往坐るなすけり。さるを此大神の黄泉國へ往坐るにつきて。凡人の魂も。黄泉國へ罷る物と思ふなど。甚しき非なり。さるは平田翁も云れり。如く。死ぬる事を黄泉國へ往と云。護の。古き世より云ふらひして。万葉の歌ともよのまた見えたる。そは豫美と云こと。黄泉の文字をあて。漢文に黄泉と云るは。人の死

に。此に其文を引て注す。其詞。火神生給氏。美保止被燒氏。退坐て熊野有馬村に葬し奉れる事なす。此に伊弉諾尊欲見其妹。乃到殯斂之處。是時伊弉諾尊猶如生平。出迎共語とあるは其葬し奉れる處に到ませる文なり。祝詞には此等の事要なく。且其神退坐る事なすは神前に唱ふる詞は。忘て省けるもあらず。省さずてその文を見て。其事なしと思はば偏見なり。必此間の事。石隠坐氏。此に伊弉册尊更に蘇生玉ひて。伊弉諾尊は構の裏に半は隠りて。その宣へるなり。夜七夜晝七日。吾乎奈見給比曾。吾奈妖乃命止申給比支。此七日爾波不足氏。隱坐事。これ假に石構の間に隠れ同し。奇止氏見所行頃時。火乎生給氏。火を生玉ひしに依てと云事也。今御保止乎所燒坐支。如是時爾。吾名妖乃命能。吾乎見給布奈止申乎。吾乎見阿波多志給比津止申給氏。吾名妖能命波。上津國乎所知食倍志。吾波下津國乎所知年止申氏。石隠給氏。伊弉册尊は。右に引る第九一書に見えた假に御屍を取置たりしか。伊弉諾尊の切に戀慕ひ奉りしかは。蘇玉ひて。本の御身となりて。出迎へて共に語らひ玉ひけり。これ右に見えたる文ともの趣なり。然れども隠し玉へる其御身の甚しき状を。所見玉ひし事を。耻おほはしめしめて。其殯斂之處なる。石構の間に。御屍を隠し玉ひて。即て其處より遂に黄泉國に至り坐るあり。その他處より。黄泉國に通ふ路のありしにか。また異処より至り坐すと見てもあるべし。與美津。板坂爾至坐氏所思食久。吾名妖命能。所知食上津國爾。心惑乎乎。生置氏米奴止宣氏。返坐氏云々。返坐とて黄泉國より。また本の殯處に立返り玉ふなり。平田翁云。此傳を大方の人は。預美津國にて有し事の如く思ふは。慮忽なり。其は古事記の豫美國段に。還入其殿内之間。甚久難待云々。燭一火入見之時。云々とある也。此祝詞の趣の相似たるにゆくりなくしか思ふに。そ有けると云り。然る言なり。さてかく一度は。立返り玉ひしかと。とあり。さて然黄泉國に往坐て。永と此額國を離。放り坐る由。此祝詞に所見たる如く。御産の忌々しき有状を。夫神に見せ給とて。夜七夜晝七日。吾乎勿見給ひと。請し給ひしを。奇み思して伺見給ひけれ。そを甚と耻恨み所思しめす隨。現御身なから。黄泉國に往坐るなすけり。さるを此大神の黄泉國へ往坐るにつきて。凡人の魂も。黄泉國へ罷る物と思ふなど。甚しき非なり。さるは平田翁も云れり。如く。死ぬる事を黄泉國へ往と云。護の。古き世より云ふらひして。万葉の歌ともよのまた見えたる。そは豫美と云こと。黄泉の文字をあて。漢文に黄泉と云るは。人の死